はじめに

平成14年の刑法犯認知件数は,285万件を超え,7年連続で戦後最多を記録した。その背景の一つに犯罪の組織化の進展が挙げられる。

また,最近は,高度な組織化のもとに敢行される国際犯罪,我が国の経済に深く浸透した暴力団による巧妙な犯罪の発生等が指摘されている。さらには,国際犯罪組織と暴力団との連携もみられるようになっている。

組織化を進展させ、時には暴力性を露わにして犯罪を敢行する国際犯罪組織と、広範な情報網と人的ネットワークを持つ暴力団が連携を深めることは、我が国の治安にとって脅威といえるであろう。また、これらの犯罪組織の威力の源泉となる銃器犯罪、その資金源となる薬物犯罪も増加しつつある。

我が国の組織犯罪の実態を掴み、いかに対応すべきかを検討することが急務となっている。

この特集では,まず,多角的な方法で,我が国の組織犯罪の実態を明らかにすることを試みた。第1節においては,統計データや検挙事例はもとより,組織犯罪の捜査に携わる第一線の警察官の声,被疑者の声等を収集し,特に組織犯罪及びそれを敢行する組織の変質に焦点をあて,それらの実態を浮かび上がらせることに努めた。

次いで、今後の組織犯罪との闘いを考える上での参考とすべく、第2節において、これまでの我が国の組織 犯罪対策の軌跡を振り返るとともに、第3節において、諸外国における組織犯罪に関する情勢及び対策を概観 した。

最後に、今後の警察の取組みについて記述した。変質する組織犯罪との闘いにおいては、これまでの各種の取組みを充実強化することに加え、新たな視点から対策を樹立し、実行に移すことが求められる。警察の有するリソースを最大限に活用するための工夫や、関係機関とともに考え、講じていく施策も必要であろう。第4節は、そのような観点からとりまとめた。

組織犯罪は、我が国社会に確実に根を張りつつある。これを食い止め、安全な社会を確立するためには、組織犯罪の実態に関し一層正確な知見を得た上で、その壊滅に向けた対策を早期に樹立・実行することが求められている。

第1節

我が国における組織犯罪の現状

本節においては,我が国の組織犯罪の実相に迫るため,来日外国人犯罪,暴力団,銃器犯罪,薬物犯罪の情勢,国際犯罪組織と暴力団との重なりについて,特に近年のこれらの変質に焦点をあて,統計データ,事例,更には第一線の警察官に対する調査の結果等をもとに記述することとした。

1 来日外国人犯罪の変質

社会・経済のグローバリゼーションの進展に伴い,犯罪のグローバリゼーションともいうべき問題が発生している。なかでも国際組織犯罪(注1)の深刻化が進んでおり,我が国に流入した外国人が,我が国国内で犯罪グループを形成し,あるいは我が国の暴力団や外国に本拠を置く国際犯罪組織(注2)と連携をとるものがある。

このような国際犯罪(注3)対策の問題は,平成6年のナポリ・サミット以降,頻繁にコミュニケ,議長声明等で取り上げられており,国際協議の場でも重要なテーマとなっている。

(1)統計で見る来日外国人による犯罪

ア 全体的傾向

外国人入国者数及び来日外国人(注4)検挙状況は,図1-1,図1-2のとおりである。

平成14年中の来日外国人犯罪(刑法犯及び特別法犯)の検挙件数・人員は3万4,746件(前年比6,983件(25.2%)増),1万6,212人(前年比1,552人(10.6%)増)で,ともに過去最多を記録した。



過去10年間について見ると、検挙件数、検挙人員ともに増加傾向にあり、14年は5年と比べて総検挙件数・人員はそれぞれ1.8倍、1.3倍、刑法犯検挙件数・人員はそれぞれ1.9倍、1.1倍、特別法犯検挙件数・人員はそれぞれ1.5倍、1.6倍となっている。

⁽注1)国際組織犯罪とは,各国間の協議の場等では,国・地域や手段を問わず国境を越えて組織的に行われる犯罪全般を指すことが多い。

⁽注2)国際犯罪組織とは,本白書では,国際犯罪を行う多数人の集合体のことをいい,外国に本拠を置く犯罪組織や不法滞在外国人によって構成された 外国人犯罪グループ等がこれに当たる。

⁽注3)国際犯罪とは,外国人による犯罪,国民の外国における犯罪その他外国に係る犯罪をいう。

⁽注4) 来日外国人とは, 我が国にいる外国人から定着居住者(永住者等), 在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いたものをいう。



イ 凶悪犯の検挙状況~凶悪化の進展

過去10年間の来日外国人凶悪犯検挙状況は,図1-3のとおりである。

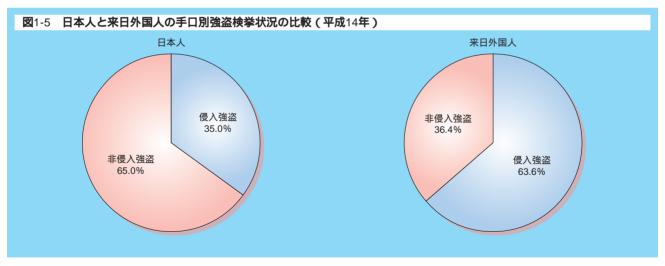
14年中の検挙件数・人員は,それぞれ323件(前年比15件(4.9%)増),353人(前年比50人(12.4%)減)であり,5年と比べてそれぞれ1.5倍,1.4倍となっている。

罪種別に見ると,14年の強盗の検挙件数は,5年と比べて2.0倍に増加し,凶悪犯の検挙件数全体の大半(全件数のうち76.5%)を占めるに至っている。



また、強盗事件の検挙者の手口についてみると、侵入強盗が目立っており、14年は157件(前年比60件(61.9%)増)であり(図1-4)、強盗の検挙件数全体に占める割合が、日本人と比べて著しく高くなっている(図1-5)。





来日外国人による侵入強盗の特徴としては,中国人を始めとする来日外国人がグループで資産家とみられる個人の居宅やいわゆる風俗店等に押し入り,家人や従業員を緊縛して金品を強取する事件が頻発するなど,手 荒い手口で敢行される犯罪が多くみられた。 事例1
13年12月,大阪市内のホテルにおいて女性が刃物で殺害されキャッシュカードを強奪された事件につき,大阪府警察は,14年2月,中国人の少年1人を強盗殺人で逮捕した。さらに,14年1月,大分県速見郡内の会社役員宅において同役員が刺殺され,妻が重傷を負わされた事件につき,2月までに,大分県警察は,大阪府警察が逮捕した同少年を強盗殺人,同未遂で再逮捕したほか,韓国人の男1人及び中国人の男1人を同罪で逮捕した。

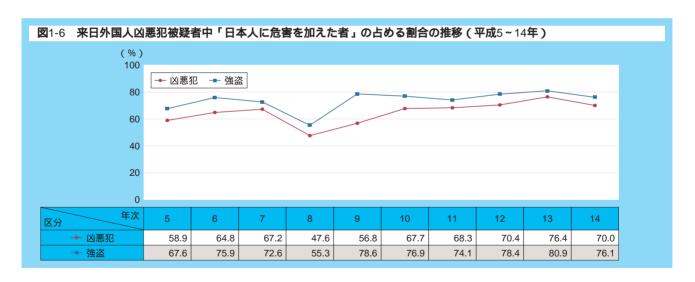
なお,殺害された会社役員は,被疑者のうち1人の国内留学時の身元保証人であった。

事例2

14年4月,さいたま市内の台湾エステ店において,女性従業員及び男性客がナイフを突きつけられ,ガムテープで緊縛されるなどして,現金13万円余を強奪された事件につき,8月までに,韓国人の男3人を強盗致傷で逮捕した。

なお,被疑者らは,逃走時,警察官に刃物で抵抗しており,うち2人を現場において公務執行妨害等で逮捕した(埼玉)。

14年中に検挙された来日外国人の凶悪犯のうち,全被疑者中で日本人に危害を加えた被疑者の占める割合は70.0%であり,5年と比べて1.2倍に増加した(図1-6)。



ウ 窃盗犯の検挙状況

過去10年間の来日外国人窃盗犯の検挙状況は,図1-7のとおりである。

14年中の重要窃盗犯(侵入盗,自動車盗,ひったくり,すりをいう。)の検挙件数・人員が窃盗犯全体に占める割合は,10年前と比べると,件数は34.8%であったものが昨年は41.0%に,人員は9.8%であったものが昨年は21.0%にそれぞれ増加しており,窃盗犯のうち,より悪質な重要窃盗犯の検挙が増加している傾向がうかがわれる。

14年中の窃盗犯検挙の特徴としては、依然としてピッキング用具使用による組織的な侵入盗や自動車盗の発生が顕著であること、12年から13年にかけ減少した自動販売機荒しの検挙件数が再び増加したことなどが挙げられる。



事例1
中国人の男が,不法残留の中国人らを配下として,中部・関東地方を中心にピッキング用具を使用して侵入する金庫破りや空き巣ねらいを広域にわたって敢行していた事件につき,1月までに,首領を含む30人,24都府県にわたる金庫破り事件等579件(被害総額5億6,696万円相当)を検挙,解決し,窃盗組織を壊滅した(愛知,岐阜,山形,岡山)。

事例2 14年7月,カンボジア船籍の貨物船へ積み込まれる直前の中古車に盗難車両3台が含まれていたことから, 税関及び海上保安庁と連携して積荷の139台の中古車すべてを調査し,盗難車4台及び未通関車両26台を確認,それぞれ 警察及び税関において押収するとともに,ロシア人の船員1人を窃盗で逮捕した。

被疑者は,昼間,客を装って訪れた中古車販売店において自動車の鍵を偽物とすり替え,夜間に窃取するという手口で 犯行を重ねていた(富山)。

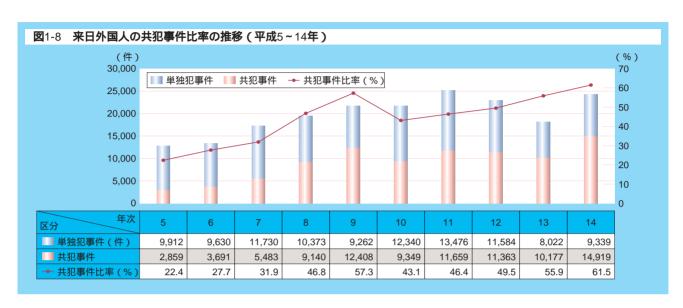
エ 共犯事件の増加~組織化の進展

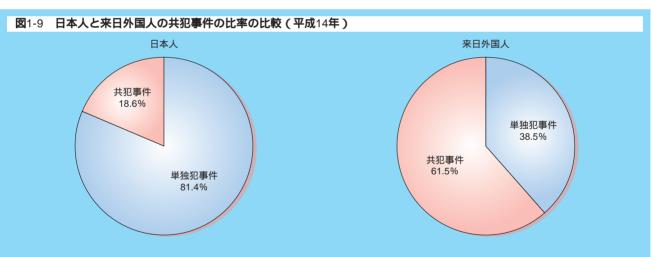
14年中の共犯事件比率 (注) は , 前年に比べ , 5.6ポイント上昇した。特に , 8年以降その高まりが顕著であり , 組織化の進展がうかがわれる (図1-8)。

共犯事件比率を日本人と来日外国人で比較すると,日本人では18.6%であるのに対し,来日外国人では61.5%と,日本人の3.3倍となっており,来日外国人による犯罪は組織的に行われる傾向が非常に強いことがうかがわれる(図1-9)。

14年中の共犯事件比率を包括罪種等別にみると、窃盗犯、知能犯及び凶悪犯において来日外国人によるものが日本人によるものと比べて高く、なかでも、窃盗犯に占める割合は約7割となっており、犯行の際には役割分担を徹底するなど組織的・計画的に敢行している。また、凶悪犯のなかでは特に強盗における共犯事件比率が高く、窃盗犯の組織性の高さと相まって、侵入盗の犯人による居直り強盗事件へ発展等、犯罪の凶悪性がエスカレートすることも懸念される(表1-1)。

⁽注)共犯事件比率とは,刑法犯検挙件数のうち,共犯事件(2人以上の共犯者による事件をいう。)の占める割合をいう。

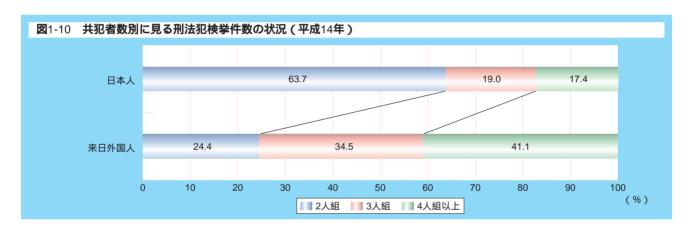




区分				日 本 人		来日外国人			
			刑法犯			刑法犯			
罪種			検挙件数(件)	共犯事件	構成比(%)	検挙件数	共犯事件	構成比	
刑法犯			546,934	101,911	18.6	24,258	14,919	61.5	
	凶	悪犯	6,925	1,526	22.0	323	160	49.5	
		殺人	1,178	106	9.0	34	5	14.7	
		強盗	3,216	1,175	36.5	247	152	61.5	
		放火・強姦	2,531	245	9.7	42	3	7.	
	粗	暴犯	38,425	8,723	22.7	550	81	14.7	
	窃	盗 犯	367,422	76,293	20.8	20,604	14,143	68.6	
	知	能犯	38,356	7,671	20.0	678	338	49.9	
	風	俗犯	5,363	438	8.2	87	3	3.4	
	そ	の他	90,443	7,260	8.0	2,016	194	9.6	

次に,14年中の共犯事件を共犯者数別にみると,日本人では2人組が63.7%を占め,比較的少人数で犯行を行っているのに対し,来日外国人では2人組は24.4%にすぎず,3人組が34.5%,4人組以上が41.1%と多人数で犯罪を敢行する傾向が強い(図1-10)。

特に、来日外国人による組織窃盗事件や組織的な強盗事件が目立っており、その被害が深刻化している。このことは、来日外国人が、検挙を逃れつつ、より効率的な利益を獲得することを目的としてグループ化し、例えば窃盗事件の場合には、こうした多数の者が、首領の指揮の下、組織的に、防犯カメラの位置や逃走経路の確認等の入念な下見を行った上で、窃取の際の実行役、見張役、逃走の際の運転役、盗品の運搬・処分役等の役割を細かく分担して、より素早く犯罪を実行し、かつ、素早く逃走しようとしている状況を示しているとみられる。



事例

強盗未遂で逮捕した被疑者の供述に基づき,ブラジル人窃盗グループ約20人を解明し,14年5月までに, うち8人を逮捕した。被疑者らは,いずれも20歳代の日系ブラジル人の男で,随時4~5人でグループを形成し,13年2月ころから,愛知県を中心に7府県において約600件(被害総額4,000万円余)に上る車上ねらいやひったくり等を繰り返していた(愛知)。

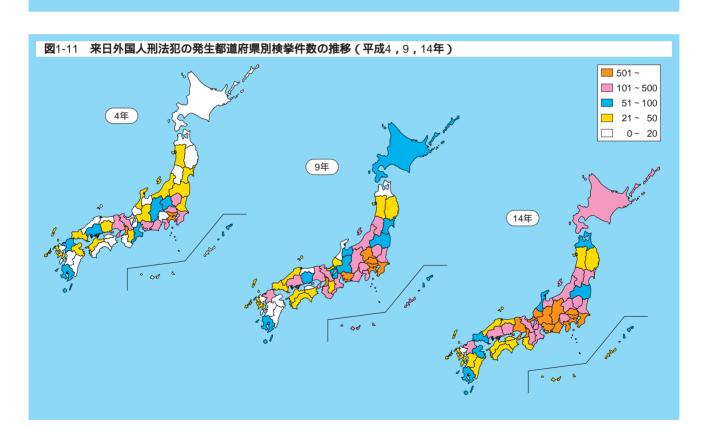
オ 全国への拡散

14年中の刑法犯検挙件数を発生地域別に10年前と比べると,東京都(警視庁管内)では若干減少し,10年間の推移においてもほぼ横ばいであるが,他の地域ではすべて約50%以上増加しており,来日外国人による犯罪の発生が,首都圏での集中発生に始まって全国に拡散を続けていることを示している(表1-2,図1-11)。

表1-2 来日外国人刑法犯の発生地域別検挙件数の推移(平成5~14年)

年次 地域	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	10年間の増減率 (%)
北海道	44	54	69	74	82	102	209	145	213	166	377.3
東北	142	344	464	598	428	624	778	430	587	517	364.1
東京都	4,750	4,422	4,997	4,626	6,269	4,624	4,407	4,656	3,932	4,025	84.7
関東	3,890	4,380	5,915	7,094	9,869	10,020	9,501	7,050	5,928	5,793	148.9
中部	1,781	1,898	2,644	2,286	2,147	3,473	5,853	3,908	3,540	10,265	576.4
近 畿	1,539	1,377	1,911	3,897	1,802	1,661	2,510	2,659	2,119	2,377	154.5
中国	219	261	301	510	365	312	640	1,472	435	461	210.5
四国	74	100	299	86	113	249	633	996	478	151	204.1
九州	332	485	613	342	595	624	604	1,631	967	503	151.5
全 国	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	189.9

注1:増減率は,14年の検挙件数を5年の検挙件数で除したもの。 2:関東に東京都は含まない。



カ 国籍・地域別検挙状況

14年中の来日外国人犯罪における国籍・地域別の状況をみると,中国(台湾,香港等を除く。)が検挙件数, 人員ともに際立って多く(1万2,667件(36.5%),6,487人(40.0%)),過去10年間の検挙状況をみても, 14年は5年と比べて, それぞれ3.1倍, 2.1倍と増加している。

また,ブラジルが件数,人員ともに中国に次いで多く(5,272件(15.2%),1,186人(7.3%)),14年は5 年と比べて,それぞれ14.4倍,4.9倍と大幅に増加しており,特に10年からの増加傾向が著しい(表1-3)。

表1-3 来日外国人犯罪の主な国籍・地域別検挙状況の推移(平成5~14年)

国籍	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
総検挙	件数(件)	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746
	人員(人)	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212
中国	件数	4,032	5,916	8,094	7,310	8,501	10,451	15,458	16,784	12,131	12,667
		20.5%	27.4%	33.2%	26.7%	26.5%	32.9%	44.9%	54.2%	43.7%	36.5%
	人員	3,065	3,916	3,672	3,613	4,899	4,759	5,352	5,189	5,879	6,487
		24.6%	28.8%	30.7%	30.2%	35.3%	35.5%	39.8%	40.8%	40.1%	40.0%
ブラジル	件数	365	642	1,545	1,023	1,331	3,392	5,242	3,500	3,766	5,272
		1.9%	3.0%	6.3%	3.7%	4.2%	10.7%	15.2%	11.3%	13.6%	15.2%
	人員	242	366	358	340	453	634	772	855	1,181	1,186
		1.9%	2.7%	3.0%	2.8%	3.3%	4.7%	5.7%	6.7%	8.1%	7.3%
トルコ	件数	17	29	22	91	53	94	143	166	470	4,366
		0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%	1.7%	12.6%
	人員	15	10	20	33	37	53	78	56	71	104
		0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.6%	0.4%	0.5%	0.6%
韓国	件数	2,405	2,415	2,228	2,947	3,139	3,215	3,790	3,332	2,635	2,815
		12.2%	11.2%	9.1%	10.7%	9.8%	10.1%	11.0%	10.8%	9.5%	8.1%
	人員	1,451	1,303	1,263	1,470	1,426	1,677	2,038	1,627	1,746	1,738
		11.6%	9.6%	10.5%	12.3%	10.3%	12.5%	15.2%	12.8%	11.9%	10.7%
フィリピン	件数	1,911	1,585	1,630	1,596	1,659	2,131	1,469	1,067	1,181	1,348
		9.7%	7.3%	6.7%	5.8%	5.2%	6.7%	4.3%	3.4%	4.3%	3.9%
	人員	867	1,073	1,045	1,078	1,234	1,307	857	857	909	1,070
		7.0%	7.9%	8.7%	9.0%	8.9%	9.7%	6.4%	6.7%	6.2%	6.6%
ベトナム	件数	501	238	730	5,592	7,832	4,203	928	561	795	922
		2.5%	1.1%	3.0%	20.4%	24.4%	13.2%	2.7%	1.8%	2.9%	2.7%
	人員	234	208	290	298	381	390	396	414	547	673
		1.9%	1.5%	2.4%	2.5%	2.7%	2.9%	2.9%	3.3%	3.7%	4.2%
イラン	件数	1,776	2,046	1,680	1,909	1,566	1,300	888	818	999	914
		9.0%	9.5%	6.9%	7.0%	4.9%	4.1%	2.6%	2.6%	3.6%	2.6%
	人員	1,269	1,327	1,040	1,156	1,013	766	517	486	505	508
		10.2%	9.8%	8.7%	9.7%	7.3%	5.7%	3.8%	3.8%	3.4%	3.1%
コロンビア	件数	163	488	417	541	793	378	349	120	385	863
		0.8%	2.3%	1.7%	2.0%	2.5%	1.2%	1.0%	0.4%	1.4%	2.5%
	人員	133	201	159	173	244	198	147	111	169	288
		1.1%	1.5%	1.3%	1.4%	1.8%	1.5%	1.1%	0.9%	1.2%	1.8%
タイ	件数	2,156	1,740	1,566	1,131	1,252	898	934	713	736	760
		11.0%	8.1%	6.4%	4.1%	3.9%	2.8%	2.7%	2.3%	2.7%	2.2%
	人員	1,670	1,410	988	867	1,028	761	754	543	614	634
		13.4%	10.4%	8.2%	7.3%	7.4%	5.7%	5.6%	4.3%	4.2%	3.9%
ペルー	件数	1,679	1,942	1,408	1,338	1,220	1,248	1,438	694	620	666
		8.5%	9.0%	5.8%	4.9%	3.8%	3.9%	4.2%	2.2%	2.2%	1.9%
	人員	654	709	572	512	449	471	415	432	482	519
		5.2%	5.2%	4.8%	4.3%	3.2%	3.5%	3.1%	3.4%	3.3%	3.2%

キ 来日外国人犯罪の温床となる不法入国・不法滞在

14年中の来日外国人の総検挙人員に占める不法滞在者の割合は51.9%である(図1-12)。

来日外国人の刑法犯検挙人員に占める不法滞在者の割合は18.2%であるが、そのうち凶悪犯については39.9%と高い割合となっている。

また,来日外国人の特別法犯検挙人員に占める不法滞在者の割合は82.3%を占めている。このうち出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)違反の検挙人員を除いた場合における不法滞在者の割合は34.5%となっている。



最近では、偽変造旅券等の文書犯罪や偽装結婚等の不法入国・不法滞在を助長する犯罪も多く認められるなど、不法入国・不法滞在に関する犯罪の手口は多様化・巧妙化しているほか、組織化、地方拡散化の傾向を一層強めている。

事例
14年6月ころから、3府県警察が偽造外国人登録証明書の使用事件をそれぞれに捜査した結果、偽造外国人登録証明書や偽造中国旅券が全国的に拡散していたことが判明したことから、3府県警察で合同捜査本部を設置して捜査を進めた。その結果、14年9月に東京都中野区内、11月に葛飾区内の外国人登録証明書等偽造工場等を摘発し、作成中の偽造外国人登録証明書及び偽造中国旅券のほか、パソコン、スキャナー等約1,200点を押収するとともに、10月までに、有印公文書偽造等により偽造グループ及び関係者の中国人の男7人及び女1人を逮捕した。

同グループは,20都道府県に居住する就労資格のない中国人らを中心とした15か国の外国人に対し,偽造外国人登録証明書等の偽造した身分証明書を提供し,8,500万円の利益を挙げていた。

本件は偽変造防止対策を施し新様式となった中国旅券の偽造が摘発された初のケースであり,偽造組織の高い偽造能力が明らかになったほか,口コミで広まった客に対してのみ携帯電話を用いて取引を敢行するなど,悪質性・巧妙性が目立った犯行であった(大阪,山口,愛媛)。

(2) 第一線から見た来日外国人犯罪の実態

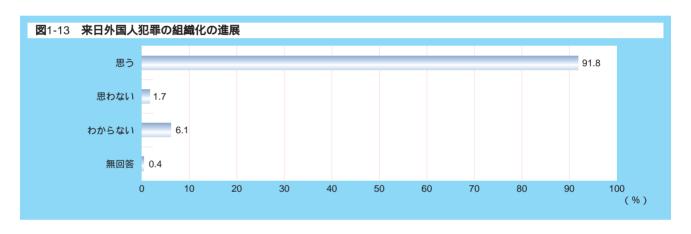
(1)では、過去10年間の統計資料を中心に来日外国人による犯罪の変遷について概観した。

統計の上からも,来日外国人による犯罪の検挙件数の増加,凶悪化の進展のほか,組織化の進展がうかがわれた。

警察庁では,来日外国人の変質について,来日外国人犯罪の捜査等に携わる警察官の実感を把握することを目的として,都道府県警察の第一線で来日外国人犯罪の捜査に携わる警察官に対してアンケート調査(注)を実施した。

ア 第一線の警察官が感じている来日外国人犯罪の組織化の進展状況

来日外国人犯罪について,その組織化が進んでいると思うかについての回答は図1-13のとおりであり,第一線の警察官の9割以上が「外国人犯罪の組織化の進展」を体感している。



イ 第一線の警察官が感じている国際犯罪組織のイメージ

アにおいて外国人犯罪の組織化が進んでいると回答した捜査官918人に対し,それぞれがイメージしている 外国人犯罪組織(以下「その組織」という。)について,以下の質問を行った。

まず、その組織が主としてどの国・地域の者により構成されているかについては、「中国」と回答した者がその大半である85.1%を占め、検挙件数等の統計数字が示す以上に中国人による組織犯罪の増加が、第一線の警察官に強い印象を与えている。

その組織が主としてどのような犯罪(不当な行為)を敢行しているかについては、「強・窃盗及びそれらの盗品売買・輸出」と回答した者が約半数(45.5%)を占め、これに次いで「密入国(旅券偽造、偽装結婚、船舶利用密航の手引き等)」(26.9%)、「薬物の不正取引」(13.5%)、「クレジットカード詐欺及びそれらの盗品売買・輸出」(8.5%)が上位を占めた(図1-14)。

その組織が国籍別にどのような構成になっているかについては、「主たる国籍の者のほか、日本国籍の者が加わっている」と回答した者が過半数(66.0%)を占め、「同一国籍の者のみによって構成されている」(20.5%)を大きく上回った。

このことは、国際犯罪組織が、日本人の社会に深く浸透し、日本人を仲間に引き入れて犯罪を敢行し始めていることをうかがわせる。

次に,その組織の構造に関する質問に対しては,「恒常的な組織ではなく,犯罪の目的に応じメンバーが入れ替わる離合集散型」(40.1%)と「リーダーを頂点とするピラミッド型」(39.3%)がほぼ同数で,この合

⁽注)アンケート調査は,平成15年3月,都道府県警察において来日外国人犯罪捜査に関係の深い部門(国際犯罪対策,銃器対策,薬物対策等)に所属する警部補以下の階級の警察官1,000人に対し,犯罪捜査活動,情報収集活動等における経験等に基づき回答するよう依頼したものである。

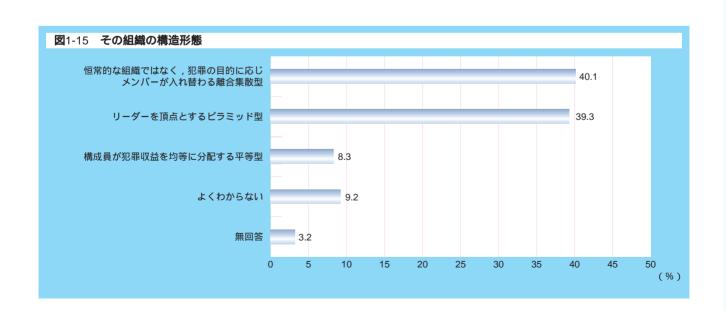


計が全体の約8割を占めた(図1-15)。

これは,国際犯罪組織が必ずしも我が国の暴力団のような定型的な組織形態を持たないことをうかがわせる ものと考えられる。

その組織が,主としてどのような地域で犯罪を敢行しているかについては,「複数県に及ぶ地域」(54.7%) と回答した者が最も多く,次に多かった「全国規模」(30.4%)と合わせると8割を超え,その犯罪組織が極めて広範囲にわたって犯罪を敢行していることをうかがわせた。

また、その犯罪組織が、海外の犯罪組織と結びついているかとの質問に対しては、「はい」と回答した者が61.9%で過半数を占めている反面、「わからない」と回答した者も32.1%おり、組織の実態が必ずしも明らかとなっていない状況もうかがわれた。



ウ 第一線の声

次に,回答者に今後の来日外国人犯罪の防止又は捜査に必要なものはどのようなものが考えられるかについて,自由に回答を求めたところ,「捜査員の不足の解消」,「捜査員の語学能力向上を含めた通訳人の確保」等の捜査体制の強化を求める声,「留置場の増設」,「凶悪な外国人被疑者の攻撃に対処するための装備資機材の開発・配備」等の捜査関係施設や装備の増強等を求める声,「入国管理局を始めとする関係行政機関との連携強化」,「海外捜査機関との連携強化」等,警察のみの力では,この問題の解決が難しいとの声,「入管法違反に対する罰則の強化」,「簡易書式例の導入等による事件送致手続の簡素合理化」等,思い切った制度改正により大量の事件処理を迅速的確にできるようにすることを求める声等真剣な提案がみられ,増加傾向にある来日外国人犯罪に対峙する第一線の苦悩がうかがわれる結果であった。



「簡易書式例~捜査に用いられる書式の簡素合理化」

来日外国人犯罪の検挙件数の増加に伴い,第一線では,その限られた体制の下,最大限の努力でこれに対峙しているところであるが,(2)におけるアンケート結果にみるとおり,第一線の苦悩が垣間見られた。

そのなかに挙げられた,「簡易書式例の導入等による事件送致手続の簡素合理化等思い切った制度改正による事件処理の 迅速化」にいう簡易書式例を紹介する。

簡易書式例とは,刑事訴訟法第193条第1項の規定による一般的指示として,検事総長からなされた司法警察職員捜査書類簡易書式例のことをいう。警察官は,被疑者を検挙した後,捜査を完結させ,検察庁に事件送致を行うまでに供述調書や実況見分調書を始めとして,様々な書類を作成するが,その様式は,同法を受け,基本書式例として定められている。従前は,すべての事件について,基本書式例が用いられていたが,基本書式例は,極めて緻密な捜査の記録を行うことができるよう,その様式は詳細な内容の記載を求めるものとなっており,事件の性質によっては,必ずしも基本書式例によらなくても立件・送致に耐えられるものもある。簡易書式例は,こうしたことを背景に,作成する書類の記載内容を必要最小限度にとどめることにより,書類作成上の負担を軽減することを目的として制定され,昭和38年から施行されているものである。

簡易書式例により定められた書式は,基本書式例に比べて記載欄が縮減され,定型的な記載が予定される欄にはチェック方式を採り入れるなど,すべての書式にわたり簡素合理化が図られており,書類作成に要する時間が短縮される結果,より迅速に的確な事件送致が可能となる。

簡易書式例の対象事件は「犯行の形態が単純であり,かつ,証拠が明らかである事件」のうち,その適用対象として指定されたあらかじめ定められた事件であり(ただし,適用対象事件であっても,現行犯逮捕以外の逮捕事件や否認事件等のように,より緻密な捜査が求められる事件は除かれる。),例えば,詐欺事件のうちいわゆる寸借詐欺や無銭飲食のようなものが簡易書式例の適用対象となっている。



部外の通訳人に対するアンケートの結果

警察庁においては,来日外国人犯罪について,捜査員とは異なる観点からの知見を収集するため,都道府県警察の来日外国人犯罪捜査における通訳業務に従事する日本国籍以外の通訳人に対するアンケート調査(注)を実施した。

通訳人の出身国・地域,業務経験等

出身国・地域については,全40か国・地域のうち,最も多かったのは中国で全体の25.2%,次いで多かった台湾(11.4%)を合わせると全体の4割近くを中国語を母国語とする者が占めた。以下,ブラジル(10.1%),韓国(8.1%),フィリピン(7.7%)の出身者が上位を占めた。

同様に,通訳を担当する言語については,延べ33か国語 (注2) のうち,最も多かったのは中国語 (注3) で全体の39.2%,次いで多かったのはポルトガル語 (11.5%)で,過半数をこの両国語で占めた。以下,韓国語 (9.4%),英語 (9.0%),タガログ語 (7.5%)が上位を占めた。

どのような犯罪の通訳に携わることが多いか

扱う事件は、どのような犯罪が多いかについて質問したところ(複数回答)、「入管法違反事犯、偽造旅券、偽装結婚」 (77.5%)が最も多く、「窃盗犯」(57.7%)、「薬物関係事犯」(23.2%)が続いた。

業務上の不安点等

来日外国人犯罪が,年々凶悪化の傾向にあることは統計面からも触れたところであるが,通訳人は,こうした凶悪な来日 外国人被疑者と対峙することから,その業務中に不安を感じることがあるのではないかとの懸念が生じる。

この観点から,今まで,通訳をしている最中に,被疑者に脅迫されたことはあるかとの質問を行ったところ,これに対し,「ある」と回答した者が1.3%,「脅迫ではないかと思われる言動を受けたことがある」と回答した者が3.0%であり,一部に脅迫又は脅迫ではないかと思われる言動を受けたことがある者がいることが判明した。

なお,「ある」又は「脅迫ではないかと思われる言動を受けたことがある」と回答した者に対し,それは誰に対するものかとの質問をしたところ,無回答を除く全員が「自身が被害を受けるようなことを言われた」(92.3%)と回答しており,このなかでは「殺人をほのめかされた」と回答した者が23.1%,「傷害をほのめかされた」と回答した者が7.7%で,身体に危害が及ぶとの脅迫を受けた者もいた。

また、「脅迫を受けて、恐怖心を抱きましたか」との質問には、「はい」が23.1%「いいえ」が76.9%であり、一部には、こうした不安とともに業務に従事している状況があることが判明した。

⁽注1)アンケート調査は、平成15年3月、都道府県警察において来日外国人犯罪捜査における通訳業務に従事する日本国籍以外の通訳人786人に対し、 匿名性・任意性を確保することを説明した上でアンケート表を配布し、来日外国人犯罪捜査に通訳として従事した経験から得た率直な感想を回答 していただくよう依頼したものである。これに対し、596人から回答を得た(回収率75.8%)。

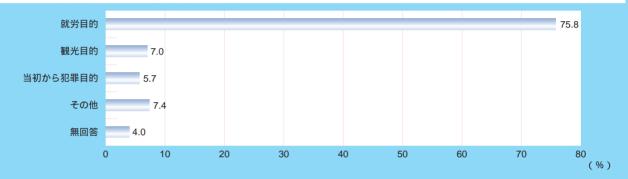
⁽ 注 2) 複数の言語の通訳を担当していると答えた者が全体の19.5% , なかでも最も多くの言語の通訳を担当していると答えた者は4か国語を挙げた。

⁽注3)中国語の方言(北京語,上海語,福建語等)を回答した者についてはすべて中国語1か国語として計上した。

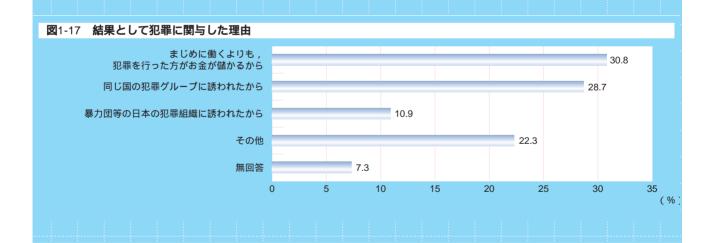
通訳人から見た被疑者の事情

「あなたの出身国・地域の人で,日本で犯罪に関与した人は,当初はどのような理由で来日したと思いますか」との質問に対しては「就労目的」との回答が75.8%で最も多く,「当初から犯罪目的」と答えた者は5.7%であった(図1-16)。 通訳業務において,通訳人は,被疑者の身上についての取調べにも立ち会うことから,多くの来日外国人被疑者が就労のために来日し,徐々に犯罪を敢行するようになるパターンを多く見ていると考えられる。





また,これらの者に「なぜ,日本に就労や観光を目的に来日した外国人が,結果として犯罪に関与したと思いますか」との質問をしたところ,「暴力団等の日本の犯罪組織に誘われたから」(10.9%),「同じ国の犯罪グループに誘われたから」(28.7%),「まじめに働くよりも,犯罪を行った方がお金が儲かるから」(30.8%)との回答がみられた(図1-17)。



(3) 来日外国人等によって構成された犯罪組織

ア 中国人犯罪組織

(ア)グループ形成の背景

我が国の中国人犯罪組織は、中国本土に拠点を置く犯罪組織の構成員が我が国で活動している例もみられるが、組織ぐるみで我が国に進出したものではない。留学生・就学生制度の充実等により来日経験を持つ帰国者が増加し、こうした者を中心に、「経済格差により一攫千金をねらうことができる」、「血縁・地縁に基づき支援する中国人が存在する」などの風評が立ち、また、不良中国人の間には「犯罪を犯しても取締りや量刑が軽い」、「日本人の防犯意識が低い」、「防犯設備が整っていない」などの風評が広がったことなどにより、合法・非合法を問わず、資金獲得を目的に来日を目指す中国人が増加し、来日した中国人のうち一部の者が犯罪を犯し、更に犯罪を効率的に行うため、それらが組織化したものとみられる。

3

資金獲得の場所として我が国を選んだ理由(被疑者の声)

資金獲得の場所として我が国を選ぶ理由について、経済格差のほか、他国と比べ取締りや量刑が厳しくないなどという意識を持っている状況がうかがえ、検挙された中国人被疑者の取調べの過程で、次のように話している例がみられる。

- ・短期間で大金を稼ぐことができる。犯罪であれ何であれ、金を稼いだ者が成功者である。
- ・本当はアメリカに行きたいが警察官に撃たれるなどの危険性もあり、刑も重い。
- ・日本の警察は絶対に殴らない。運悪く捕まっても,否認していれば退去強制されるだけで済む。捕まることは恐いが, 警察自体は恐くない。
- ・日本は刑が軽く,窃盗でもせいぜい数年なので我慢できる。
- ・日本の刑務所はきれいで,テレビも見られ,中国での生活より楽だといわれている。

検挙された来日中国人のなかには、本国で不良グループに属していたという者と、来日するまでぐ犯性はなかったものの安易な資金獲得手段として犯罪を犯すようになった者とがみられ、前者は我が国での犯罪グループの中核となっている例も少なくない。また、犯罪グループの構成員のなかには、過去に我が国から退去強制されたにもかかわらず偽造旅券を用いて再入国している者がおり、これらの者が犯罪グループの中核となっている例もみられる。

中国人の犯罪グループの構成を見ると,上海市出身者,福建省福清市出身者,福建省長楽市出身者,東北部 (黒竜江省,吉林省,遼寧省等)出身者等,地縁を結合の中核としたものが一般的である。他方,複数の出身 地からなる者が共謀して広域にわたって強・窃盗を敢行した例もあり,必ずしも地縁的結合に基づかないもの もみられるが,このようなグループは,概して小規模である。



新宿歌舞伎町における中国人犯罪組織の勢力の推移

新宿歌舞伎町は来日外国人のい集場所であり,中国人犯罪組織は情報交換,薬物取引等において歌舞伎町を利用し,勢力の拡大を図ってきた。集中的な取締りの影響により,都内の大久保,池袋等,あるいは地方都市に組織が分散する傾向がみられるが,今なお重要な活動拠点であることに変わりはない。

平成4年ころまで台湾グループ(台湾出身者の犯罪組織)が活発に活動していたが,集中的な取締りを受けて分散,沈静化し,その後,上海グループ(上海出身者の犯罪組織)が台頭してきた。上海グループは,上海での経歴,歌舞伎町内での信望等から自然に上下関係ができているが,離合集散が激しい状況がみられる。上海グループについても,現在は主要幹部が検挙されたり,取締りを逃れて出国するなどにより勢力を弱めている。最近では東北グループ(東北部出身者の犯罪組織)の台頭もうかがわれている。福建グループ(福建省出身者の犯罪組織)については,グループとしては根付いていないものとみられる。なお,マレーシア人のクレジットカード偽造グループが歌舞伎町を拠点に活動している状況がみられるが,これらの構成員は中国系のマレーシア人が多い。

都市部では,不良中国人が経営に関与する中華料理店,スナック,カジノバー等が相当数あり,都市部周辺で活動する不良中国人のたまり場となっており,そこでの面識を通じ,次第に交流を深めた例がみられるなど,こうした店舗が中国人の犯罪組織化を促進する機能を果たしている。また,このような店舗には,中国人犯罪グループによる強・窃盗事件の情報収集や謀議,盗品のさばき場所等として使用されているものもある。

加えて,構成員が相互につながりを持つようになった経緯としては,日本語学校や,中国人が多く集まるインターネットカフェ,カラオケ店等で面識を持つに至った例,一度犯罪に手を染めてからは,共犯者を通じて更に他の犯罪常習者と知り合ったなどの例がみられる。



強盗グループに加わった経緯(被疑者の声)

中国人強盗グループの中には、中国において「黒社会」的犯罪組織に入り犯罪を行っていた者もいるが、来日後にこれらの者に強盗を勧誘されて仲間になった者も少なくない。その経緯として、例えば、福建省長楽市出身者らによる連続強盗事件では、20数人の検挙被疑者の取調べ過程で、次のように話している例がみられる。

- ・職場で,言葉の問題や,日本人の同僚に馬鹿にされたことから自信をなくし,同郷者と寄り集まって金を得る相談をし, 強盗をやることになった。
- ・中国からの密航費用の借金を手っ取り早く返済するためグループに加わった。
- ・仕事がなく、同郷者を訪れたところ、彼らが強盗を行っていることを知り、金欲しさから強盗グループに入った。
- ・新宿のディスコやぱちんこ店等で,中国人の同世代の中に,強盗等により多額の現金を容易に手にして豪遊している者 を見て,犯罪グループの仲間になった。

これらのグループでは,従来,構成員同士がそれぞれ緩やかなつながりのもとに離合集散を繰り返しながら 犯罪を敢行するぐ犯者グループというべきものが目立ったが,最近は単なるぐ犯者グループではなく,高度に 組織化された犯罪組織になりつつあるものも現れてきている。犯行の形態も短絡的ではなく,綿密に計画され たものがみられるようになっており,一部の組織は,強い影響力を持つ首領の下,グループに分かれ,各グループが犯行場所等に対する綿密な下見行為,犯行に必要な器材の入手,強・窃盗の実行,窃取した銀行カードを使用しての預金の引出し,盗品の処分等の役割を分担して効率的に犯罪を敢行しているなどの状況がみられる。

(イ)犯行手口等

組織性の高いグループでは、首領は犯行現場に立ち会わず、犯行日時・場所、被害品の本国への郵送、収益の配分や上納金額等についての指示や実行資金の調達・交付、日本人共犯者のスカウト等の準備行為を行うのみである例もみられる。

また,犯罪グループのなかで,留学等の正規の在留資格を有する構成員や構成員の日本人配偶者が名義人となって,犯行に使用する車両の借上げ,銀行口座の開設や携帯電話の契約を行っている例もみられる。

さらに,こうした犯罪グループは,周辺部に広がりをみせており,例えば,正規の在留資格を持つ中国人の知人や親戚,入国してきた中国人の世話を報酬を得て請け負う者等,明確に犯罪グループの構成員と断定できない周辺者が,住居を契約したり,銀行口座を開設して通帳を提供するなどして支援している例もみられる。

暴力団との関係としては,入国に絡む犯罪のほか,侵入盗等においても,連携がみられるようになっている(5参照)。

中国人犯罪グループによる犯罪の形態は,窃盗(空き巣ねらい,車上ねらい,ピッキング,サムターン回しにより侵入して行う金庫破り,出店荒し等),通帳詐欺(窃取した通帳を用いて金融機関から預金を引き下ろす手口),強盗(貴金属店,金融業,資産家を対象とするものなど),クレジットカードに係る犯罪(データのスキミング,偽造クレジットカードの作出,売買,使用等),ぱちんこの偽造口ムに係る犯罪(ロムを仕掛ける目的での建造物侵入,打ち子による出玉の窃取)等がみられる。

窃盗グループによる犯行は,極めて巧妙に行われている。例えば,中高層ビル内の会社事務所や住宅マンションを対象とした侵入盗事件では,1人が車両の運転席で待機し,1人は建物付近の道路上で移動しながら警戒・見張りを行う一方,2~3人が見張役と携帯電話ですぐに通話できる状態で,ピッキング用具等を用いて室内に侵入し,金庫をバールで破壊するなどして現金,預金通帳等を盗むなど,細かな役割分担の上,行われているものがみられる。

なかには、ピッキング用具やサムターン回しにより侵入し物色した箇所を元通りに戻した上、施錠して逃走するなど、犯行の発覚を遅らせて、預貯金を引き出す例が多くみられる。また、預金の引出役に日本人がスカウトされ加担する例も目立っている。

ぱちんこの偽造口ムに係る犯罪は、かつてほどみられなくなったものの、現在も引き続き行われている。こうした犯罪を敢行する際には、犯行が露呈しないように1日に打ち子1人が窃取する金額を数万円に抑えたり、店舗に侵入する際に防犯センサーを避けるための機材を用意するなどの例がみられるほか、捜査の過程から、出荷前のぱちんこ台をねらったり、ぱちんこ店の店員と共謀しているという状況がうかがえるなど、その手口も巧妙化する傾向にあるとみられる。

(ウ)上海グループ

上海出身者の犯罪組織(以下「上海グループ」という。)は,新宿歌舞伎町や大阪のミナミと呼ばれる地域を始めとする都市部の繁華街に集まった上海出身者が,次第に組織化して形成されたものとみられる。

検挙された窃盗グループ等を見ると,多くは小規模で,組織性が低い場合が多い。しかし,なかには,グループ同士が一部の構成員を介してつながりを持っている例もあり,複数都道府県警察の共同・合同捜査により 検挙被疑者が数十人に上った事件もある。こうした事件では,地縁者,血縁者等の周辺でグループを支援する 者を含めると百人を超える関係者の存在が明らかとなり,地域的にも東京を拠点とする者と大阪を拠点とする 者が交流を持ち,共同で侵入盗を敢行していたことが判明している。

また,構成員同士又はグループ同士が上下関係を構成している例もある。東京都内における主な上海グループのなかには,首領の下,数名の配下を抱え,更にその下に配下がいるというピラミッド型の組織構造を有するものがみられ,上位者が傘下のグループから上納金を得ている状況もうかがえる。これらのグループも,首領の検挙や,他の地縁グループ(福建省出身者のグループ等)との抗争によって壊滅するなど,必ずしも安定しているものではない。

事例
 上海グループ,住吉会傘下組織組長らは,クレジットカードの偽造,偽造カードを使用した商品の騙取, ピッキングによる侵入盗,窃取した銀行カードを使用した預金の引出し等をそれぞれグループに分かれて役割分担した上, 敢行していたものである。

首領は、かねてより埼玉県西川口周辺の不良中国人らを束ねてこの種の犯罪を敢行する者として浮上していた上海出身の中国人であり、同人は、日本人名義の偽造旅券を所持し、定期的に我が国と上海を往復していた。同人と住吉会傘下組織組長とは、相互に面識のある日本人の仲介により接近し、犯罪に関する情報の交換等を通じて徐々に連携し、犯行の規模を拡大していったことが判明している。

被害総額は約4,400万円(うち現金被害約2,600万円)に及んでおり,14年7月までに,支払用カード電磁的記録不正作出,窃盗等で,首領の男を含む上海出身の中国人12人,住吉会傘下組織組長を含む日本人11人の計23人を検挙した(埼玉)。

(エ)福建グループ

福建省出身者の犯罪組織(以下「福建グループ」という。)は,上海グループをしのぐ勢力を持つとともに,中国本土における犯罪組織の関係者が中核となっていたり,敢行する犯罪の形態が多角化しているなど,組織としての性格を強めている。

福建グループは,主なものとして数グループが把握されているが,これらは,基本的には協力して活動することは稀であり,また,相互に対立することを避けるために活動地域のすみ分けを行うなどしているとみられる。

構成員には、過去に我が国で退去強制処分されたにもかかわらず偽造旅券の使用等様々な方法で来日する者がおり、これらが組織の中核となっている例がみられる。一部の検挙被疑者からは、福建省での犯罪組織の関係者が取締りを逃れて来日するケースも多いという供述もみられる。

事例
 三弟と呼ばれる首領を頂点とする福建グループは、首領の強い統制力の下、数十人の構成員により、偽造 クレジットカードによる詐欺、錠剤型薬物の密売等を資金源として活動し、福建グループの中でも最大勢力の一つとみられたものである。

組織化が進展した背景には、首領に福建省で犯罪組織を形成する親族がいることから、恐喝等の被害を受けた同国人の被害者は泣き寝入りし、配下の構成員は警察に検挙された際に首領の名前を供述しないなどの状況があった。

首領は,偽名旅券を使用して来日し,外国人登録を行っていたほか,自身は犯行に直接加担せず,住居を転々とするなど,警察による取締りを強く警戒していた。配下からの上納金は,多い時には月に数千万円にも及んだとみられる。

我が国の暴力団との関係も明らかとなっており,暴力団員が盗品の処分,同グループ構成員が起こしたトラブルの仲裁等を行っていた。

14年1月,入管法違反で首領を含む10人を一斉検挙し,5月までに更に5人を検挙した(警視庁)。

イ コロンビア人窃盗グループ

(ア)グループ形成の背景

コロンビア人窃盗グループには、祖国での貧困等を理由に正業を求めて来日する者や、「日本では泥棒で簡単に金を稼ぐことができる」、「日本では売春で祖国の数倍稼ぐことができる」などの風評から、そもそも売春、窃盗等の違法行為を敢行する目的で来日した者らが、相互に仲間を募り合いながら我が国国内で窃盗グループを形成する例や、コロンビアであらかじめ犯行の役割分担、成功時の利益配分等を打ち合わせた上、グループで入国する例等がみられる。後者の中には、コロンビア国内でも窃盗を敢行している者が首領格となって加入の勧誘や偽造旅券の手配をしたり、メンバーに対して、「人が大勢いるところへ行って、肩をたたいたり、声を掛けたりして気を引きつける。その間に、他の者が金を盗む。声を掛ける時は、必ず日本語で「すいません」を入れる」などと具体的な犯行方法を指導しているものもある。

また,入国の背景には,コロンビア国内で失業者等を対象に来日を勧誘し,旅費の貸付け等を行うコロンビア人プローカーの存在がうかがわれており,コロンビア人女性のなかには当初レストラン等で働けると聞かされて来日したが,請負料としてこうしたブローカーに負った数百万円の借金に拘束され,ブローカーと関係のある者から売春を強要された者や,窃盗グループのメンバーの中にも,こうした借金を返済するためにグループに加わったという者がみられるなど,コロンビア人に係る犯罪が発生する要因となっているとみられる。

入国に用いられた旅券は、こうしたブローカーの手配により、あるいは自ら、本国で知人を通じて自己の写真を貼付した自己名義の偽造旅券を入手したり、隣国で飲食店を通じて偽造旅券を入手するなどにより入手している実態がみられる。最近は、メキシコに住む親戚に依頼して、同国で身分を証明する書類を取得し、これを用いて同国の旅券を取得して我が国に入国するという例も少なくない。

来日後の窃盗グループ形成の経緯は、コロンビア人が集まる南米料理店を訪れた際やコロンビア人が多く住むマンションに居住することにより周囲から勧誘されたという例が多い。

窃盗グループの規模・構成は,概して,数人から十数人のメンバーが友人関係に基づくなどして,緩やかに つながっているものとみられる。

(イ)犯行手口等

コロンビア人窃盗グループの犯行手口は、侵入盗のほか、宝石商を対象として被害者の駐車した車両のガラスを破って宝石、貴金属を盗み取る車上ねらいや置引き、銀行で多額の現金を引き下ろした者に声をかけて、気を引いているすきに他のメンバーが盗み取る手口等がある。

窃盗で得た収益については、グループ内で均等に分けたり、地下銀行を通じて本国に送金したりするほか、 帰国する際に荷物の中に隠して持ち帰るつもりであったなどと供述する例もみられる。

窃盗グループのメンバーの女性には、当初売春目的で来日した者が散見されるところであるが、我が国の暴力団が、コロンビア人女性の売春に絡んでみかじめ料を徴収するなどして、資金を得ている例があるほか、コロンビア人ブローカーとつながってこれらのコロンビア人女性の受入れに関与しているともいわれている。

事例

コロンビア人グループは,14年9月,東京都中央区の銀行支店内において,被害者の会社員女性に外国語で話しかけ,同時に小銭をばらまいて周囲の客の注意をそらすなどして,被害者がATM機の上に置いた封筒入りの現金200万円を窃取したものである。12月までに同グループの構成員2人を検挙した。

同グループは,8月ころから,東京,埼玉及び神奈川で,類似する手口の窃盗合計17件を敢行し,被害総額は約1億2,000万円に上った(警視庁)。

6 6

来日目的(被疑者の声)

コロンビア人窃盗グループのメンバーが我が国を訪れる目的は,資金獲得という点で共通しているが,当初から窃盗や売春の敢行を意図している者がおり,例えば,都内で検挙された数グループの被疑者の取調べの過程で,次のように話している例がみられる。

- ・友人が日本で売春を行い相当稼いだと話していたので、日本に行けばコロンビアの数倍の稼ぎがあると思い、売春目的で来中した。
- ・「日本は泥棒で簡単にお金を稼ぐことができる」と聞いていたので、生活費を稼ぐため来日した。査証免除で入国しや すい。日本のお金は高い価値がある。
- ・コロンビアで泥棒をしている男から ,「日本に行って泥棒で稼ごう」と誘われ , コロンビア国内でグループの一員となった。
- ・友人が名古屋で街娼をして稼いだと聞いたので、母親を助けるため、街娼となる目的で来日した。
- ・日本で大量の貴金属を窃取するのに成功して帰国した者がいたことから,うわさが広まり,うわさを信じて来日した。

ウ イラン人薬物密売組織

従来,我が国における薬物密売は主として暴力団により敢行されてきたが,イラン人薬物密売組織が覚せい 剤を始めとする薬物密売を敢行するようになり,我が国の薬物乱用の拡大に拍車をかけている(イラン人の薬物事犯の検挙状況の推移等については,4(1)イ(イ)参照。)。

(ア)イラン人薬物密売組織の成立の背景

昭和60年代以降の我が国の景気拡大を背景に,多数の来日外国人が我が国に流入したが,その後の景気後退により来日イラン人労働者の就労機会が減少し,その一部が不良化したことなどがイラン人薬物密売組織の成立の背景にある。いわゆるバブル経済の崩壊以降,東京都内の代々木公園や上野公園でのイラン人のい集とそのイラン人による変造テレホンカード密売等が社会問題化したが,こうした一部の不良イラン人は変造テレホンカードの密売等に加え,次第に,より利益があがる薬物密売を組織的に敢行するようになったものとみられる。

(イ)イラン人薬物密売組織の実態

現在,イラン人薬物密売組織の活動区域は,首都圏を中心に関西地方にまで及んでいるとみられる。

イラン人薬物密売組織は,主として本国の出身地ごとに構成され,首領の下,電話の受付,薬物の保管・見張り,客引き等の役割を分担して,薬物密売を行っており,「薬物のコンビニ」とも言われるほど,覚せい剤,コカイン,大麻,MDMA,LSD等の多種多様の薬物を扱っている。密売は携帯電話を用いるなどして,客との間で取引場所や方法を指定して行われているほか,都市部では,街頭でイラン人密売人が通行人に公然と無差別に声をかけて行われている。

イラン人薬物密売組織は,警察の取締りを逃れるため,薬物の隠匿場所や取引方法を巧妙化させており,薬物の隠匿場所を短期間に変更し,密売に際しては,薬物を直接所持せず,自動販売機や植え込み等に隠匿した上で,見張人を置くなどしている。また,その居住場所等の特定を困難とするため,日本人名義の居住場所や携帯電話を使用する事例がみられるほか,イラン人密売人同士の情報交換を活発に行い,検挙されても,薬物の入手先や組織実態等の供述を行わないことが多い。

事例1

都内の繁華街では、イラン人が夜間、数人単位で分散し、「エスあるよ」などと、路上で通行人に無差別に 声をかけ薬物を密売していた。これらの者は薬物を身に付けず、マンション等の非常階段の下、自動販売機の下、道路の 植え込み等容易に発見されない場所に薬物を隠匿し、また、その隠匿場所を短期間に定期的に変更していた。

密売は、状況に応じ、声かけ役、見張り役、薬物の渡し役等の任務が分担され、通行人に声をかけ、近くの路地裏等に連れて行き、金を受け取った後、付近に隠匿した薬物を引き渡す方法のほか、携帯電話番号を客に教え、携帯電話で客と取引場所を打ち合わせるなどして行われていた。このため、取締りには困難を伴い、また、密売人を検挙しても、翌日には新たな他のイラン人が街頭に立ち、薬物密売を行う状態であった。

警視庁では、平成13年9月、取締本部を設置し、同地区における集中取締りを実施し、14年12月までにイラン人密売人51人を検挙するとともに、乾燥大麻約761グラム、大麻樹脂約521グラム、覚せい剤約378グラム、ヘロイン約106グラム、コカイン約15グラム、あへん約5グラム、MDMA149錠、LSD2錠を押収した。

集中取締りにより、最大時70人を超えるイラン人が活動していた同地区の密売は沈静化した(警視庁)。

事例2

群馬県南東部を中心としたイラン人グループによる薬物密売事件では、イラン人密売人が携帯電話で注文 を受け、駐車場、コンビニエンスストア等に客を呼び出し、密売人の車両内で薬物を密売していた。また、密売人は、自 宅の壁や他人名義の自動車等に薬物を巧妙に隠匿し、メンバー間の呼称は通称名で行い、人物の特定に困難を伴った。

14年12月までに、イラン人密売組織の元締めを含む密売人17人のほか、末端乱用者23人の計40人を検挙するととも に、覚せい剤約370グラム、大麻樹脂約901グラム、あへん約180グラム等の薬物を押収した。また、イラン人密売人 の預金債権約660万円について,国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬 及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)に基づく起訴前の没収保全命令を請求し,薬 物密売により得た収益の没収保全を図った(群馬)。



イラン人密売人による取引状況

こうした警察の取締りにもかかわらず,退去強制処分を受けたイラン人が偽造旅券等を使用し,第三国経由 で我が国に不法入国して,薬物密売を行う者が後を絶たない状況にある。また,イラン人密売人が使用する携 帯電話は、当該携帯電話が押収されても、その電話番号が売買されるなどし、他の携帯電話に番号が付け替え られ、引き続き、薬物密売に使用される事例がみられる。さらに、近年、イラン人グループ間の対立抗争に備 えた護身のためとみられるけん銃やサバイバルナイフ等の凶器がイラン人薬物密売人から押収されており、イ ラン人薬物密売組織の武装化の傾向がみられ、警察では、警戒を強めている(イラン人薬物密売組織の収益等 の状況については,4(2)ウ参照。また,イラン人薬物密売組織と暴力団との連携状況については,5(2) 才参照。)。

事例3

愛知県警察では,名古屋市内の公園周辺でイラン人グループによる薬物密売が行われ,また,薬物密売に 絡むとみられるグループ間のナイフ等を使用した傷害事件等が発生したことから、集中取締りを行った。

集中取締りによって、15年2月までに覚せい剤取締法違反等で検挙したイラン人薬物密売グループのうちイラン人2人 が偽造パスポートを所持していた。うち1人(33)は,4年に千葉県警察に入管法違反で検挙され,退去強制処分を受け たが、13年にトルコの偽造パスポートで入国していたものであり、もう1人(27)は12年に愛知県警察に大麻取締法違 反で検挙され,退去強制処分を受けたが,14年にフランスの偽造パスポートで入国していた(愛知)。

(4)海外に本拠を置く国際犯罪組織

ア「蛇頭」

国際的な密航請負組織である「蛇頭」は、営利を目的として、中国での密航者の勧誘、引率、搬送、船舶や 偽造旅券の調達、我が国での密航者の受入れ、隠匿、搬送等を行うなど、国境を越えて暗躍し、世界各国の出 入国管理を脅かす犯罪を組織的に敢行している。

「蛇頭」は,我が国に不法滞在している中国人を集めて受入組織を構築するなど,広域的に活動し,集団密航に深く関与している。最近では,暴力団の支援を受けずに,自力で集団密航者の収受,運搬,隠匿といった犯行を繰り返している例もみられる。

事例

平成14年9月,愛知県警察は,13年8月に大阪府内で発生した集団密航事件の首謀者として中国公安当局から指名手配され,偽造旅券を用いて我が国に潜伏していた中国人の男(37)を始めとする蛇頭組織構成員等17人を一斉に摘発・逮捕した。

更に捜査を進めた結果,前記集団密航事件について,同中国人が中国福建省において密航者を勧誘して貨物船を用いて送り出した事実,逮捕した蛇頭組織構成員2人が大阪で密航者を迎え入れた事実を特定した。14年11月には,同中国人ら3人を入管法違反(営利目的の集団密航入らせ)で再逮捕した。

なお,この事件は,不法入国助長の罪のうち,入管法第74条第2項(営利目的の集団密航入らせの罪)を初めて適用したものである(愛知)。

イ ロシア人犯罪組織

ロシア人犯罪組織は、ソ連崩壊に伴う混乱や市場経済への移行の過程の中で、国内の様々な分野に浸透し、国外では薬物の取引等の非合法ビジネスを行っているといわれている。外国で行われた分析の一つによれば、約1,000の犯罪グループから構成される約90の主要な組織があり、数万人の構成員がいるとされる。また、組織の特徴としては、構成員のつながりが一般的に地理的、民族的な同一性や共通の活動目的(犯罪形態)によるという点や、対立抗争を繰り返すなど強い暴力性を持つ一方で、社会経済に浸透し、合法・非合法に獲得した資金を用いて、表向きには会社経営等の合法的な事業活動を行っている点が指摘されている。

我が国では盗難車の密輸出,ロシア人女性の売春等の捜査過程において,検挙被疑者を始めとする事件関係者がロシア人犯罪組織の関与はほのめかしつつも,組織の報復を恐れて詳細な供述をしないなど,組織の強い暴力性がうかがえる。

我が国に関係するロシア人犯罪組織の活動としては,カニを始めとする海産物の密漁,密輸入が重要な資金源となっているとみられる。15年4月に韓国釜山市内で発生したロシア人男性の射殺事件は,サハリンを拠点にロシア極東地域で海産物取引を支配下におく有力組織の首領が,利権をめぐる組織間の対立の結果殺害されたものと伝えられている。また,13年6月にも北海道稚内市内でロシア人男性が射殺される事件が発生しているが,本件は上記首領をねらったものともいわれている。

他方,盗難車の輸出もロシア人犯罪組織の大きな資金源となっているものとみられる。北海道,富山県等,多くのロシア船が入港する場所では,観光客や木材船,漁船等の船員として上陸するロシア人が,携行品として中古自動車を船舶に積載し,持ち帰る状況がみられるが,自動車窃盗事件の捜査から,盗難車をロシアに送

るために,マフィアグループの幹部から指示を受け来日している状況や,ロシア人犯罪組織と関係がある人物が累次にわたって複数の港から盗難車をロシアに運んでいる状況等がうかがわれている。



ロシアマフィアによる盗難車ビジネス(被疑者の声)

いわゆるロシアマフィアの資金獲得活動の一端として 盗難車の密輸出事件に関連して検挙されたロシア人の窃盗実行犯 , ロシアマフィアと日本人窃盗グループとの仲介を行った日本人 (暴力団関係者)らの取調べ過程で , 次のように話している 例がみられる。

- ・ロシアマフィアの最大組織の幹部に日本へ行って盗難車を送れと指示された。盗難車を仕入れるごとに幹部に電話をして許可を取り,指示されたロシア船に積み込み,密輸した。
- ・これまでロシアマフィアの関係者から指示されて車を運んだことが数回ある。その者は小樽港のほか石巻港や新潟港からも盗難車をロシアに運んでいる。
- ・盗難車の密輸出の主な取引相手はウラジオストックに所在する船舶運航会社であり,同社はロシアマフィアが経営している。
- ・船の積載責任者にロシアマフィアの幹部の名前を出してその注文車両だと告げると,積載責任者も幹部から指示を受けているらしく,優先して乗せてくれるし,税関や警察の取締りを考えて最も安全な場所へ積載してくれる。



ロシアに輸出される中古車

事例

ロシア人の女A,パキスタン人中古車販売業者は、14年8月、Aとともに来日したロシア人の女Bら2人に対し、日本人との売春をあっせんしたものである。同月、Bら2人を売春防止法違反で検挙した。主犯格のAはロシア人犯罪組織との関係がうかがわれた(北海道)。

ウ 韓国人すりグループ

来日韓国人すりグループは,平成に入ったころから活動が目立ち始めた。これらは2,3人から10人程度のすり常習者によって形成されており,メンバーが離脱して別のグループを構成するような例はみられるものの,各グループを統括する上位者の存在等はなく,基本的に各グループ単体で活動しているものとみられる(図1-

18)

我が国での犯行形態は,観光目的の短期滞在の在留資格等により来日し,犯行後は韓国に逃げ帰るいわゆる ヒットアンドアウェイ方式により,広域にわたってすりを行うものであり,犯行時には刃物や催淚スプレー等 の凶器を携帯し,犯行が発覚すると,これらの凶器を用いて警察官や被害者に抵抗し,逮捕を免れようとする などの特徴がある。

すりの手口は、「見張役」及び周囲からの「壁役」が被害者から数メートル離れた位置、あるいは近接した 位置に立ち、「抜き役」が被害者が持つバッグの側面や上着の内ポケットにかみそり等の鋭利な刃物で切れ目 を入れ、財布を抜き取るというものが多くみられる。「足止め役」が携帯電話や小銭を落として被害者の進路 を妨害したり注意を引きつけているうちに盗み取る例もある。また、混雑の少ない日中等の時間帯でも被害者 を取り囲むようにして犯行を行っている。

近年はすり取った銀行カードで預金を引き出す手口(CD盗)も目立っているが,事後的に生年月日等から 暗証番号を推察するものだけでなく,あらかじめCD機を利用する客の前後に並び暗証番号を盗み見た上です りを敢行している例がみられる。

事例

在日韓国人を含む韓国人すりグループは、13年2月から14年4月にかけて、高度に組織化された役割分担の下、駅構内等でのすり、置引き及び入手した銀行カードを使用した預金の払戻しを繰り返し、メンバーは首領から収益の配分を受けるなどして活動していたものである。

本件では,在日韓国人が韓国内のすり常習者で構成されたすりグループを我が国に招き入れ,アジトの段取り,道案内等を行っていた。一部のメンバーは,来日後グループを離脱して別の新たなグループを結成しており,10人前後からなる3グループが把握された。

活動範囲は,近畿圏から中国,九州方面へ車両等で移動するなど,広域にわたり,また,メンバーは入国後,3~10日後には韓国に出国するという動きを繰り返していた。

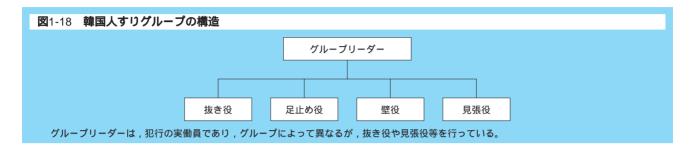
上記グループは,この間,合計約180件のすり,置引き,預金払戻しを敢行し,被害総額は約1,800万円に及んだものであり,14年7月までに,在日韓国人を含む韓国人被疑者12人を検挙した(大阪,京都,兵庫,奈良)。

35A 8

来日目的(被疑者の声)

韓国人すりグループが我が国で活動する理由として,韓国内ですりを敢行するよりも効率がよいとか,捕まりにくいなどの意識を持っていることがうかがえる。例えば,検挙被疑者の取調べ過程で,次のように話している例がみられる。

- ・日本円を韓国ウォンに換金する場合の価値を考えれば、旅費を使っても日本円をすり取った方が儲けになる。
- ・日本人はすりに対する防衛意識が希薄であり、犯行が容易である。韓国では被害が多発していることをテレビや新聞等で報道しているので、防衛意識が強く、韓国の女性はバッグを体の前に抱えるなどしている。
- ・万一逮捕された場合も日本は刑が軽く、初犯であれば執行猶予で出られる。
- ・日本では顔を知られていないので,来日してすりをやる。韓国では否認をしても前科があったり,顔を知られていることから捕まってしまう。





韓国人すりが携帯していた凶器



改札口付近での犯行状況(中央部の丸印を付したのが被害者)

工 香港三合会

香港三合会(以下「三合会」という。)とは,17世紀に清朝の支配に抵抗するために生まれた政治的な団体が,その後,次第に変質して香港において売春,賭博等を支配する犯罪組織になったものの総称である。現在,約3万人の構成員,大小約50の三合会が存在し,そのうち活動が活発な組織は「和勝和」,「新義安」,「14K」等,10~20組織といわれている。

組織の構成は,首領の下,個別の役割を帯びた幹部,構成員,準構成員がいる伝統的な構造(図1-19参照)から,首領の下に複数のグループリーダーがおり,その下に構成員,準構成員がいるといった単純で実利的な

ものに変化しつつあるといわれる。

資金獲得は,縄張内の風俗店等からのみかじめ料徴収,賭博場の経営,薬物取引,管理売春,債権取立て等, 多様な非合法ビジネスを行いつつ,運送業や娯楽産業等の一般社会の経済分野にも進出しているとみられる。

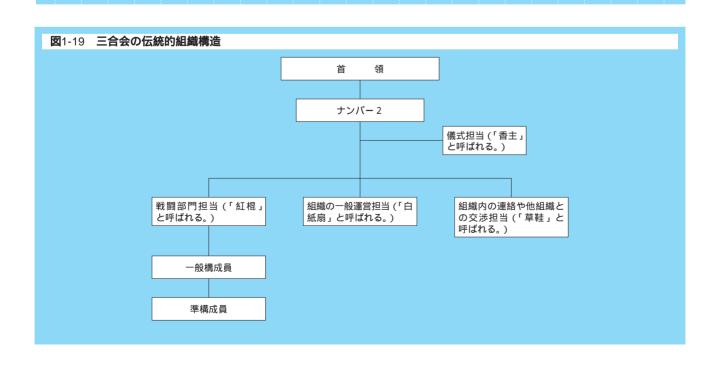
我が国ではこれまで,三合会の構成員が首領として指揮を取りヒットアンドアウェイ方式により貴金属店に対する強盗を敢行したり,構成員らが日本国内に偽造工場を設けクレジットカードを偽造し,これを用いて商品を騙し取った事件等がみられる。後者の例では,磁気情報をスキミングされた店舗が米国,カナダ,シンガポール等世界各地にわたり,我が国での被害総額は約20億円に上るなど,国際的規模で敢行されている事件もみられる。また,新宿の歌舞伎町で活動がみられた香港出身者からなるクレジットカード偽造グループに対する捜査の過程でその背後に三合会の関与がうかがわれるものもあった。



三合会の位置付け(被疑者の声)

三合会は、歴史の古さ、組織性の強さ等から、アジア地域における代表的な犯罪組織の例として我が国の暴力団とともに挙げられることが多いが、暴力団と比較した場合、構成員個人の利益追求を目的とした横のつながりの側面が強いことや、香港では三合会の構成員であること自体が取締りの対象であることから秘密性が高いといった相違点がみられる。例えば、クレジットカード偽造等事件での検挙被疑者が次のように話している例がみられる。

- ・黒社会に入会しなければ,黒社会のメンバーにいじめられる。
- ・個人主義になっており,自分の利益のために活動する。
- ・組織員であるメリットは,仕事にありつきやすいことやトラブルの際に組織が助けてくれることである。同じ組織の者にもめ事が生じていれば,組織で団結して解決する。
- ・組織員であることのデメリットは、黒社会の者というだけで警察に捕まってしまうことである。
- ・相手が信用できなければ黒社会の一員であることを明かさない。



才 台湾人犯罪組織

台湾における犯罪組織は、台湾内で公共工事の談合、用心棒料の徴収等、社会経済に影響力を行使して様々な資金獲得を図っているといわれており、「竹聯幇」、「四海幇」等の組織が台湾内外で知られている。

我が国とのかかわりは、昭和60年ころから、大都市の繁華街を中心として活動が目立つようになった。これは、台湾で推進された組織犯罪一掃運動の影響等により一部の構成員が我が国に進出したことが一因であるともいわれている。東京都内の新宿や池袋では、十数名からなるいくつかのグループが把握され、主に台湾人社会の中で、賭博、薬物の密売等を敢行したり、グループ同士が対立抗争を引き起こすなどしていた。

その後,首領,幹部の検挙等を経て活動が沈静化したものの,近年においては,台湾内の犯罪組織の関係者が台湾で犯した犯罪の取締りを逃れて来日し,長期間にわたって不法滞在していた例がみられたり,台湾人グループによって敢行される多様な犯罪が発生しており,発生場所は首都圏に限られたものではない。

平成14年中も,偽造通貨(1万円札)行使事件,偽造クレジットカード行使事件,ヒットアンドアウェイ方式で出入国を繰り返し,自動車やバイクを盗み,解体し,台湾に輸出していた自動車盗事件が発生するなど,我が国を標的にした資金獲得の動きがみられた。これらの犯罪の一部には台湾の犯罪組織の関係者が共犯者として関わっていたとみられるものもあった。

事例 14年1月,大阪府警察は,大阪市内の食品販売店で偽造1万円札を行使した台湾人の男女5人を検挙し, さらに2月,これらの者に東京都内から宅急便を利用して段ボール箱に偽造1万円札約1,200枚を入れ,送付した貿易業 を営む台湾人1人を検挙した。被疑者らは,犯行の直前に短期滞在の資格で入国していた。

これらの偽造紙幣は,一部印刷が欠けていたり,赤みがかっているなどの特徴があった。また,同月,香港人らが東京都台東区内の土産物店で行使した偽造1万円札及び暴力団員らが東京都,千葉県及び静岡県で行使した偽造1万円札と一部の番号が一致しており,製造元が一致するとみられた。台湾内の犯罪組織が報酬を約束して使用させていたとみられた。

カ マレーシア人カード偽造グループ

我が国でクレジットカードに係る犯罪を行うグループは,中国人(香港を含む。)からなるグループとともにマレーシア人のグループ(以下「マレーシア人グループ」という。)が目立っている。マレーシア人グループについては,偽造クレジットカードの原料となるカード原板(いわゆる生カード)をマレーシアから大量に我が国に密輸入している状況や,カードデータをマレーシアを始めとした海外から送らせている状況がみられる。

クレジットカードに係る犯罪には,データのスキミング,偽造クレジットカードの作出,売買,使用等の過程があり,マレーシア人グループは,これらのうちのいくつかを専門に行うグループとすべてを行うグループとがあるとみられるが,いずれも便宜上中国人や日本人と連携している状況がみられる。

一部の行為のみを行うグループには、マンションの一室を「偽造工場」とし、完成したカードは中国人及び日本人からなる偽造クレジットカード使用グループに1枚数万円で貸し渡し、同使用グループが商品の騙取及び古物商への売却をして得た現金から6~7割を徴収していた例、完成したカードはマレーシア人及び日本人からなる偽造クレジットカード使用グループに1枚数万円で売却していた例等がみられる。

一連の過程をすべて行うグループの場合でも、偽造を行うマレーシア人の首領の下、偽造クレジットカード

で騙取した品物の換金処分を担当する日本人幹部がおり、更にその下の偽造クレジットカード使用役にもマレーシア人と日本人がいる例があるなど、利益追求のために巧妙に役割分担をしていることがうかがわれる。

また,マレーシア人グループには中国系のマレーシア人が多くみられ,これらの者が上記のような中国人との連携や共犯関係の一因となっているものと考えられる。

偽造クレジットカードの行使時における手口は、都市部だけでなく、レンタカーを利用するなどしていわゆるヒットアンドアウェイ方式により地方都市に出向いて広域的に敢行している実態がみられる。また、あらかじめインターネットを利用して主だった大型電機店、ショッピングセンター等の位置を確認した上で、電化製品、カメラ、新幹線の回数券等、高価かつ換金しやすいものを選んで騙取し、それらの品物をコンビニエンスストアから宅配便で幹部の指示により東京や大阪に発送しているなどの例がみられる。

事例

マレーシア人を中心とするクレジットカード偽造グループは、国内の中国エステ店や海外でスキミングされたデータをスキミンググループから1件数万円で買い取り、当該データを、海外から密輸入したカード原板に記録して偽造クレジットカードを完成させ、一方、中国人を中心とする偽造クレジットカード使用グループが、完成したカードを借り受け、日本人の「買い子」を利用して家電量販店等においてノート型パソコン、デジタルカメラ等の高額商品を騙し取り、当該商品を古物商に売却し、売却益の6~7割をクレジットカード偽造グループに還元していた。

13年4月ころから14年2月ころまでの間に偽造クレジットカード使用グループが1都1府7県にわたって商品を騙取し, 売却して得た収益は約8,000万円に上り,14年6月までに,支払用カード電磁的記録不正作出,詐欺等で,マレーシア人 3人,中国人4人,日本人2人を検挙した(警視庁,静岡)。

2 暴力団情勢の変質

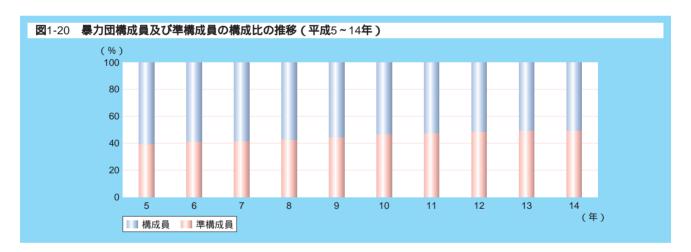
我が国における典型的な犯罪組織である暴力団は,近年,その組織態様,犯罪形態等を著しく変容させている。これにより,国民に対する暴力団の脅威も変質している。

(1) 不透明化

ア 組織の不透明化

平成4年3月,暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)が施行され,指定暴力団の構成員がその暴力団の威力を示して一定の不当な要求行為等を行うことが規制されたことから,同法の施行以後,暴力団は,同法の適用を逃れるため,例えば,12年以後,五代目山口組(以下「山口組」という。)では,その直系組長以外の組員が,名刺に「五代目山口組」という名称を使用しなくなるなど,回状,名札,暴力団の名称を印刷した名刺等の使用を控え,組織実態を隠ぺいするようになった。

図1-20のとおり,暴力団対策法施行の前後で,暴力団構成員として把握される者の数が減少する一方で,暴力団準構成員(注)として把握される者の数が増加しているが,その一因として,こうした暴力団の動きがあると考えられる。



イ 活動の不透明化

暴力団は,組織実態を不透明化させる一方で,健全な企業による事業活動,政治団体による政治活動,人権 や環境問題等に係る社会運動等を装いながら巧妙に資金獲得活動を行うようになった。

全国暴力追放運動推進センターは,15年1月から2月にかけて,全国の企業を対象に「企業対象暴力に関するアンケート調査」(以下「企業アンケート」という。)(注2)を実施した。

⁽注1)暴力団準構成員とは,構成員ではないが,暴力団と関係を持ちながら,その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者,又は暴力団に資金や武器を提供するなどして,その組織の維持,運営に協力し若しくは関与する者をいう。

⁽注2)企業アンケートは、特殊暴力防止対策連合会、企業防衛連絡協議会に加盟しているなどの企業の中から、地域・業種・企業規模に偏りを生じないように各都道府県警察が選んだ3,000企業を対象に郵送法で実施し、1,897社(回収率63.2%)から回答を得た。なお、5年2月にもほぼ同内容の企業アンケートを全国の大企業3,061社対象に郵送法で実施しており、2,359社(回収率77.1%)から回答を得た。

.<mark>3%)</mark> 15.8%

10.5%

10.1%

36.0%

12.3%

(ア)要求等の有無について

15年の企業アンケートによると,暴力団,暴力団関係企業,総会屋,社会運動標ぼうゴロ,政治活動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から金品の要求,契約の締結の強要等(以下「要求等」という。)を受けた経験の有無について,「ある」とする企業が783社(41.3%)に上っている。また,5年の企業アンケートによると,993社(42.1%)に上る。

(イ)要求等を行ってきた者について

15年の企業アンケートによると、過去に要求等を受けた企業783社について、要求等を行ってきた者(複数回答)をみると、8割以上が「えせ同和行為者・えせ右翼」(81.9%)をあげ、「暴力団」(15.8%)が続いている。また、5年の企業アンケートによると、「えせ同和行為者・えせ右翼」(80.5%)、「暴力団」(25.8%)となっており、過去10年間で、暴力団員としてではなく、政治活動や社会運動を仮装して金品等を要求する形態に移行したこともうかがえる結果となっている(表1-4)。

表1-4 要求等を行ってきた者について(複数回答	(1)			
要求等を行ってきた者	平成5年 993社(42.1%	6)	平成15年	783社(41.
暴力団		25.8%		
えせ同和行為者・えせ右翼		80.5%		

(ウ)暴力団と認識した理由

総会屋

暴力団関係企業

企業アンケートによると,過去10年の要求等を行ってきた者を暴力団と認識した理由(複数回答)について,5年に比べて15年は,「暴力団の名前の入った名刺」,「特有の言動」,「服装・頭髪」と回答した企業が減少した(表1-5)。

表1-5 暴力団と認識した理由(複数回

区分	平成5年	平成15年
暴力団の名前の入った名刺	24.6%	12.9%
特有の言動	47.7%	38.7%
服装・頭髪	32.4%	16.1%
本人が名乗ったこと	35.9%	38.7%
警察との情報交換	-	47.6%

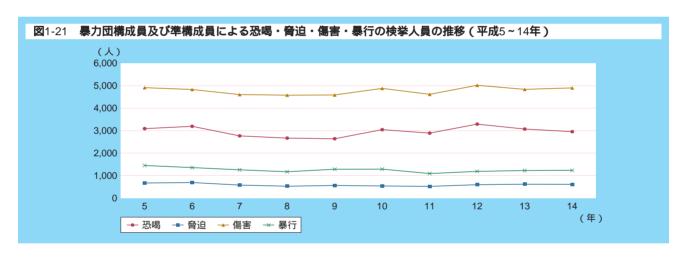
事例1 環境保全運動を目的として設立された特定非営利活動法人の顧問である山口組傘下組織元幹部(55)は、14年4月から10月までの間、当該NPO法人の名称を名乗って、岡山県住宅供給公社に架電し、同公社発注工事について、「環境基準を満たしているのか。今の業者では廃棄物を適正に処理できない」などと因縁をつけ、職員を脅し、特定の業者を当該工事の下請に参入させようとした。14年12月、同顧問ら2人を恐喝、強要、威力業務妨害で検挙した(兵庫)。 事例2

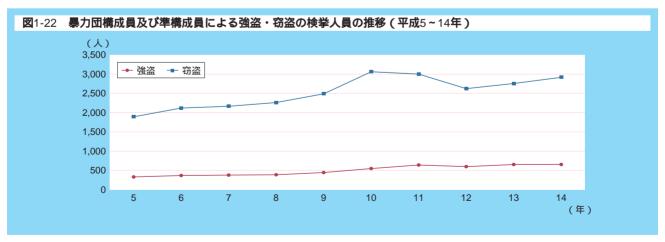
山口組傘下組織が運営に関与する右翼団体の代表者(38),構成員(34),特定非営利活動法人事務局長(35)は,特殊法人発注工事を受注した建設業者に対して,下請参入を迫ったが断られたため,発注元の特殊法人事務所に押しかけ,職員を脅迫した。14年2月,同代表者ら3人を暴力行為等で検挙した(岡山)。

ウ 威力を示さない資金獲得活動の増加

近年,暴力団構成員及び準構成員による犯罪の検挙状況をみると,恐喝,脅迫,傷害,暴行等の暴力団の威力をあからさまに示す形態の犯罪の検挙人員は,横ばい又は減少している(図1-21参照)のに対して,強・窃盗等の必ずしも暴力団の威力を示す必要のない犯罪の検挙人員が,増加傾向にある(図1-22参照)。

こうした傾向は,暴力団対策法の施行による暴力的要求行為の規制,社会における暴力団排除活動の高揚等により,暴力団がその威力をあからさまに示して行う資金獲得活動が困難化したことなどによるものと思われる。





(2) 資金獲得活動の多様化

暴力団は,その伝統的な資金獲得活動である覚せい剤取締法違反,恐喝,賭博及びノミ行為(競馬法,自転車競技法,小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反)等の不法行為による資金獲得活動に加え,

近年,表の経済社会への進出を活発化させ,金融業,産業廃棄物処理業,建設業等各種の事業活動等に参入して資金獲得を図る動き,地方自治体等の行政機関に対して不当な要求を繰り返す動き及び債権回収,公的融資制度等に介入して違法,不当な行為を行う動きを一層強めている。

ア 各種の事業活動へ参入する資金獲得活動

(ア)金融業

中小企業等における資金需要が増大していること,また,いわゆるバブル経済期以後,一部の市民の間に安易に借金をする風潮が生じていることなどを背景として,暴力団員等が貸金業を資金獲得活動の手段とする状況が一層顕著にみられるようになった。これらの貸金業者は,貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業法」という。)に定められた都道府県知事等への登録をせずに貸金業を営み,又は出資の受入れ,預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)に定められた上限金利を大きく上回る金利による貸付けを行うなど,違法な営業活動を行っている。

違法な営業を行う貸金業者の主な手口としては,

店舗を置かず,返済の滞った客が契約した携帯電話を営業に使用することにより,客との連絡に使用した携帯電話の番号から自らを特定されないようにして,警察による摘発を逃れて法外な金利で貸付けをする「090金融」

複数の貸金業者が債務者の情報を共有しており,一の業者が高利で貸し付けた金の返済期日が近づくと他の貸金業者がその債務者を電話等で勧誘して,返済資金として元利相当額を貸し付け,これを繰り返すことにより借入金額を雪だるま式に膨れ上がらせる「システム金融」

代金後払いで貸し手が借り手に金券を売り,意を通じた別業者に当該金券を安く買い取らせる「チケット 金融」

等がみられる。

事例1 山口組傘下組織組員(23)らは,平成14年6月下旬から9月下旬の間,広島県の男性ら7人に法定上限金利の約75倍の利息で貸し付け,利息を取り立てた。同組員は,他の組員数人と貸金業を営む多数の店舗を実質的に経営し,それらの店舗の営業活動を統括する「センター」と呼ばれる事務所を複数設置し,顧客の返済期日等の情報を管理していた。15年1月,同組員ら2人を出資法違反で検挙した(警視庁,広島,愛知,福島)。

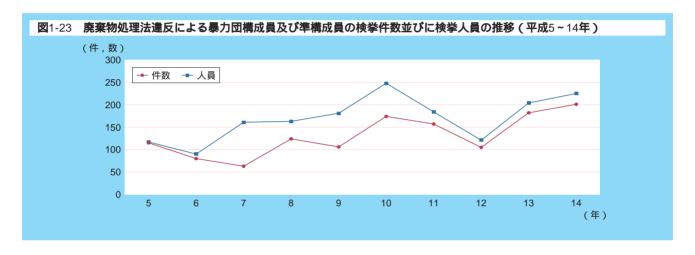
事例2 二代目福博会傘下組織副会長(37)らは,13年2月から11月までの間,無登録で貸金業を営み,会社員 や主婦等に対して,1回3万から5万円を3日に1割の高金利で貸し付け,利息を取りたてた。即融資を売り文句に携帯電 話の番号を書いた看板やチラシで客を誘い,携帯電話で連絡を受けると路上で客と会い融資する手口で,多額の収益を得 ていた。14年5月,同副会長ら4人を出資法違反及び貸金業法違反で検挙した(福岡)。

(イ)産業廃棄物処理業

産業廃棄物処理業においては、処理費用を抑えるために不法投棄等の不適正処理を行えば、多額の収益をあ

げることができる。また,産業廃棄物は,事業者の経済活動に伴って広く排出されることから,その処理責任を有する事業者を標的にした不当要求を行いやすい。このため,近年,暴力団によるこの分野への介入が著しい。

過去10年間をみると,廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)違反による暴力団構成員及び準構成員の検挙件数,検挙人員は,増加傾向にある(図1-23)。



事例 山口組傘下組織幹部(30)らは、15年3月から4月までの間、20数回にわたり、京都府京田辺市内の山中に、コンクリート片及び木くず等の廃棄物約2,000立方メートル分を不法に投棄するなどした。5月31日までに同幹部ら8人を検挙した(京都)。

(ウ)建設業

暴力団による公共事業への参入は,以前からみられた形態であるが,バブル経済崩壊により景気が低迷する中で,暴力団は,暴力団関係企業を利用するなどして,建設業への進出を一層強めている。

14年中,暴力団関係企業に係る犯罪の検挙件数は134件で,これらの事件に関与した暴力団関係企業は138社であるが,このうち建設業関係企業は44社と最も多かった。

事例
A地区は,指定暴力団傘下組織が,地縁,血縁を通じて政・官・業に深く介入し,暴力団と建設業,風俗営業等の特定の業界が共存共栄を図るなど,暴力団の汚染が進んでおり,このような業界は,たとえ暴力団の被害に遭っても後難を恐れて被害の申告をしにくい状況であった。

そのため警察は,風俗営業に対する取締りや暴力追放県民総決起大会を開催するなど,被害の申告をしやすい環境作りを推進した。また,同傘下組織の威力を背景にA地区の建設業界に強い影響力を持っていた建設会社への内偵捜査を推進し,同建設会社役員(60)らが,12年9月半ばから10月末までの間,県の公共工事を受注した共同企業体から金を脅し取ろうとした事案において,14年10月,当該建設会社役員ら3人を恐喝未遂で検挙した。この事件を突破口にして,同建設会社役員らを別の恐喝事件でも検挙し,その結果,同建設会社を倒産に追い込み,同傘下組織の資金基盤を弱体化した。

イ 行政対象暴力による資金獲得活動

近年,暴力団等が不正な利益を得る目的で,地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法 又は不当な行為が,一段と顕著にみられるようになっている。

その形態には,

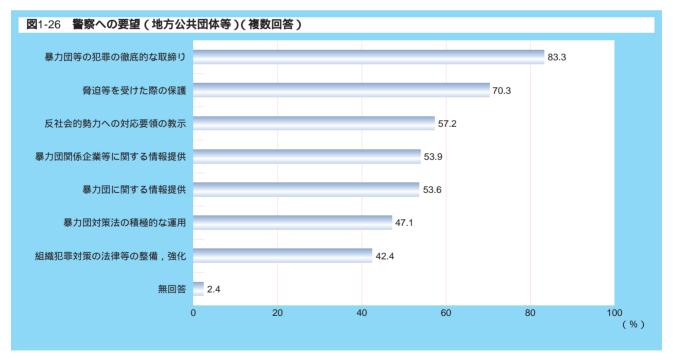
行政機関の有する許認可,指導監督,公金支給等の権限を自己又は第三者の有利となるように行使させる ことを目的とするもの

行政機関又はその職員から不当に金品を得ることを目的とするものがある。

15年1月から2月にかけて,警察庁等において,全国の745地方公共団体等を対象として調査を行った結果,暴力団等から不当な要求行為を受けたことがあるとの回答が30.5%に上り,そのなかで不当な要求行為の形態として多かったのが,物品の購入要求(23.0%),機関紙の購読要求(22.7%),公共工事の受注業者に対する行政指導等の要求(14.6%),許認可等の決定に関する要求(13.8%)であった(図1-24)。これらの要求に何らかの形で応じたとの回答が17.8%となっており,不当要求等に応じた理由として,威圧感を感じたこと,対応に不慣れであったことを理由とするものが多くみられた(図1-25)。これらの要求への対策を講ずる上で警察に要望する事項としては,暴力団等の犯罪の徹底した取締り(83.3%),脅迫等を受けた際の保護(70.3%),対応要領の教示(57.2%)が多かった(図1-26)。

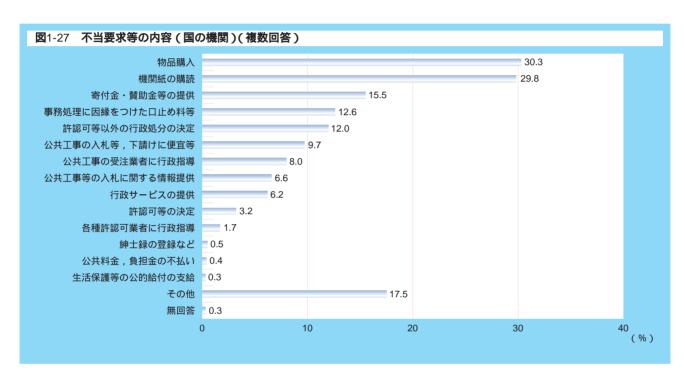


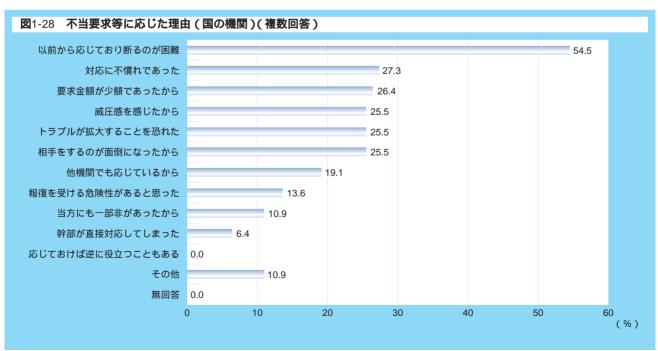


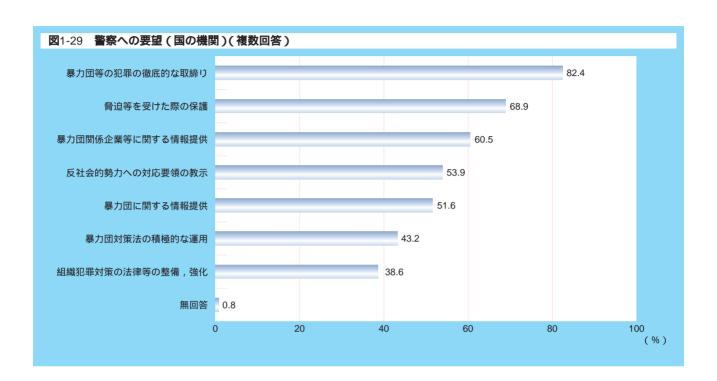


同様に,15年6月,警察庁等において,国の行政機関の地方支分部局等4,179機関を対象として調査を行った結果,暴力団等から不当な要求行為を受けたことがあると回答した機関が28.2%に上り,そのなかで不当な要求行為の形態として多かったのが,物品の購入要求(30.3%),機関誌の購入要求(29.8%)であった(図1-27)。これらの要求に何らかの形で応じたと回答した機関が14.2%となっており,不当要求等に応じた理由として,以前から応じており断るのが困難(54.5%)であったことを理由とするものが多くみられた(図1-

28)。これらの要求への対策を講ずる上で警察に要望する事項としては,暴力団等の犯罪の徹底した取締り(82.4%),脅迫等を受けた際の保護(68.9%),暴力団関係企業等に関する情報提供(60.5%)が多かった(図1-29)。







事例1 山口組傘下組織幹部(44)及び町議会議員(51)は,自らが指定する建設業者を,町発注に係る公共工事の入札指名業者にしようと企て,14年5月,町役場周辺を街宣車数台で街宣活動をした上,同役場において町長に対し,「指名しなければ右翼が来て大変なことになる」などと脅迫した。同月,職務強要で2人を検挙した(岡山)。

事例2 15年6月,千葉県,千葉県警察,千葉県弁護士会及び千葉県暴力団追放県民会議の4者により,行政対象 暴力の排除に関する協定を締結した。協定の締結により,県警が県に警察官を派遣するなど,警察本部と知事部局等関係 機関・団体が協同して,行政対象暴力対策に取り組むための組織を構築した。

ウ 債権回収に介入する資金獲得活動

いわゆるバブル経済期に地上げ等で資産を得た暴力団は,バブル経済が崩壊した後は,不良債権の処理に介入して違法,不当な行為を行う動きを強めている。その手口としては,詐欺破産等による倒産整理,競売物件を不法占有した上で虚偽の賃借権,抵当権を設定する偽計による競売入札妨害行為等であり,競売不動産等を安価に入手してこれを転売したり,立退き料等を要求するなどして不正な資金獲得を図っている。

事例 1 山口組傘下組織組長(42)らが占有していた土地及び建物に対して,競売開始決定がなされ,落札した不動産会社の社員が,立ち退き交渉に訪れた。その際,同組長らは,同社員を「五代目山口組総本部」との貼り紙のある部屋に通し,「手を引け。会社に街宣かけるぞ」などと語気荒く迫るとともに,入れ墨を示すなどして,同物件の買取りを断念させた。14年9月,同組長ら4人を威力による競売入札妨害で検挙した(北海道)。 事例2
山口組傘下組織組員(54)及び建設会社の経営者(50)らは、12年6月、同社の経営状態が悪化し、経営破綻が避けられなくなったことから、同経営者及び同社の所有するビルの土地・建物の所有権を別会社に移ったように装って登記させるなどして、破産財団に属すべき財産を隠した。13年10月、同組員ら6人を破産法違反で検挙した(大阪)

エ 公的融資制度等を悪用する資金獲得活動

暴力団員等が、会社経営者と共謀するなどして、不況による金融機関の貸し渋り対策、失業者の増大に伴う 雇用対策等として導入された中小企業金融安定化特別保証制度、中小企業雇用創出助成金制度等を悪用して、 融資金又は助成金を詐取する事犯が11年から14年にかけて多発した。

事例 住吉会傘下組織組員(32)らは,雇用・能力開発機構宮城センターから中小企業雇用創出人材確保助成金の受給名下に金銭を騙し取ろうと企て,従業員5人に総額1,450万円余の賃金を支払ったとする内容虚偽の支給申請書等を提出し,13年6月,助成金として支払賃金の半額である725万円余を関係口座に振り込ませた。14年5月,同組員ら6人を詐欺で検挙した(宮城)。

(3)国際化

近年,暴力団員が,来日外国人と共謀して行う各種犯罪が多発しており,その形態も多様化している。特に 従来と比べて,暴力団員と来日外国人グループが連携して行う強・窃盗事件や海外を拠点とする国際犯罪組織 と暴力団員の連携がうかがわれる事件の検挙が目立ってきており,日本における組織犯罪の形態が変化しつつ ある(詳細は5参照)。

(4) 寡占化

ア 全暴力団構成員及び準構成員に占める主要3団体の割合の増加

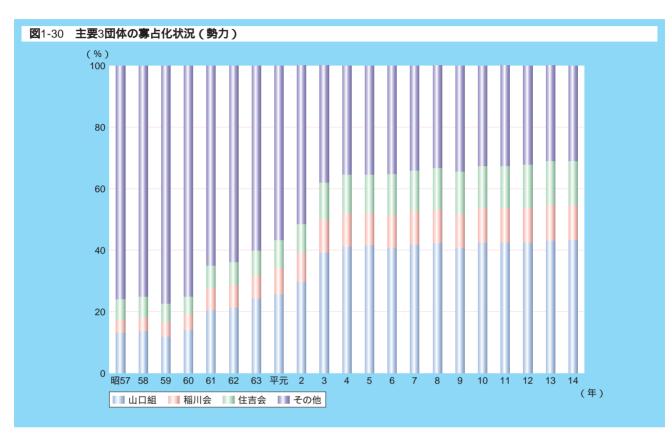
暴力団の寡占化は、昭和60年から平成4年までの間に急激に進行した。この間の暴力団構成員及び準構成員の総数に占める山口組、稲川会及び住吉会(以下「主要3団体」という。)の暴力団構成員及び準構成員の割合は、24.8%から64.5%にまで増大した。寡占化は、その後も徐々に進行し、4年から14年までの間に、64.5%から69.1%にまで増大している。そのうち、山口組の暴力団構成員及び準構成員の占める割合は43.3%となっている(図1-30)。

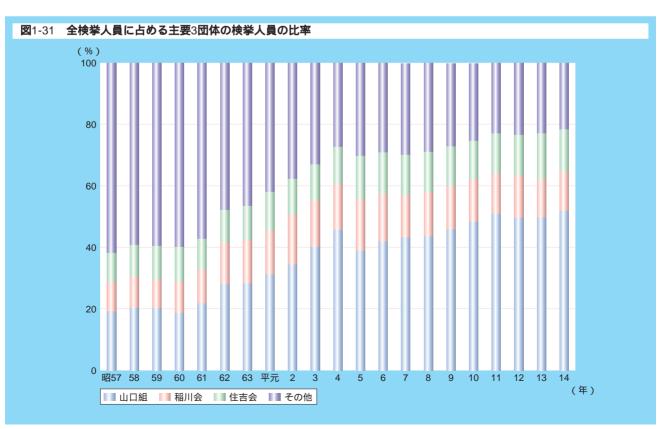
イ 暴力団犯罪の検挙人員に占める主要3団体の割合の増加

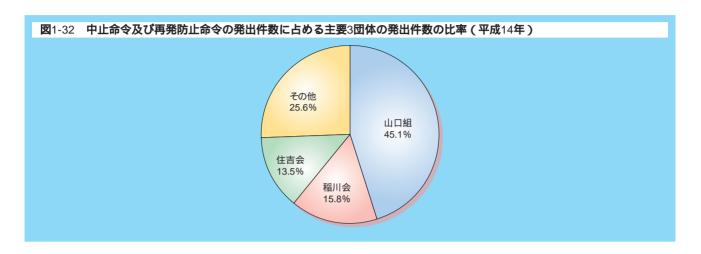
アで述べたように,大規模な暴力団が我が国の暴力団勢力の大半を占めることにより,暴力団の犯罪者集団としての組織性及び威力が大幅に高まり,暴力団構成員及び準構成員の検挙人員の総数に占める主要3団体の暴力団構成員等の割合も,昭和60年の40.1%から平成14年の78.3%に増加している(図1-31)。

同様に,14年中に暴力団対策法の規定により発出された中止命令及び再発防止命令の発出件数のうち,主要3団体に係るものの割合も74.4%と極めて高い(図1-32)。

第1節







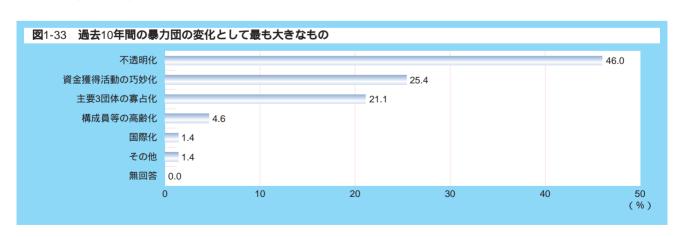
(5) 第一線から見た暴力団情勢の変質

警察庁では、暴力団の変質について、暴力団犯罪の捜査等に携わる第一線の警察官が、日々の職務を通じて得ている実感を把握するため、各都道府県警察の暴力団対策部門、暴力団犯罪捜査部門の警察官を対象にアンケート調査(注)を実施した。

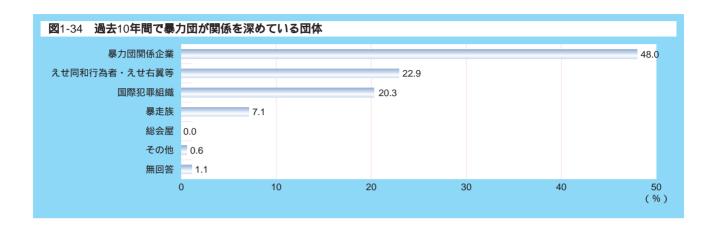
ア 第一線の警察官が感じている暴力団情勢の変質

過去10年における暴力団の最大の変化について質問したところ,組織実態又は活動実態の不透明化(潜在化)(46.0%),資金獲得の巧妙化(25.4%),主要3団体の寡占化(21.1%)を挙げるなど,第一線の警察官は敏感に暴力団の変質を感じ取っている(図1-33)。

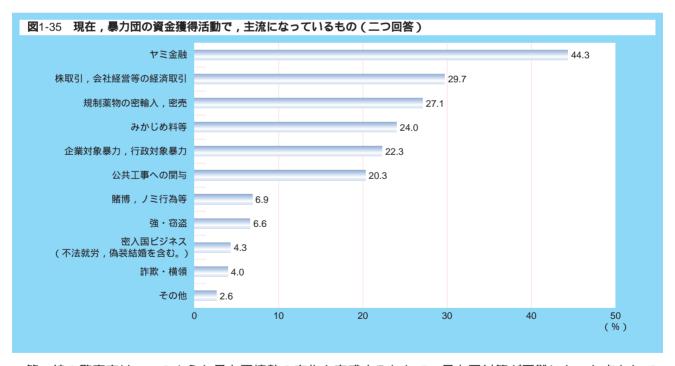
また,暴力団の活動が不透明化した結果,多くの警察官が暴力団と暴力団の関係企業(48.0%),えせ同和 行為者・えせ右翼(22.9%),国際犯罪組織(20.3%)等の暴力団以外の団体との関係が深まっていると回答 している(図1-34)。



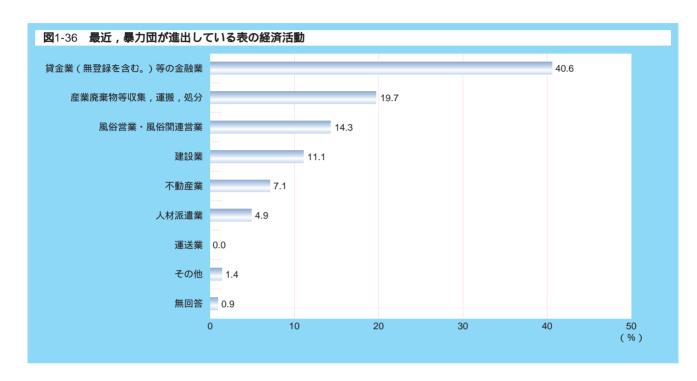
⁽注)アンケート調査は、平成15年3月、都道府県警察の暴力団対策部門、暴力団犯罪捜査部門に所属する警部補以下の階級の警察官350人に対し、犯罪 捜査活動、情報収集活動等における経験等に基づき回答するよう依頼したものである。

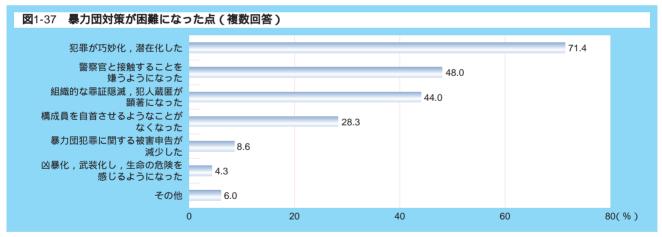


暴力団の主な資金獲得活動及び最近,暴力団の進出している表の経済活動の双方について質問したところ,それぞれ貸金業等という回答が最も多く,第一線の警察官は,暴力団の資金獲得活動が巧妙化していると感じている。このほかにも株取引・会社経営等の経済取引(29.7%),産業廃棄物等収集,運搬,処理(19.7%)等への進出を実感している警察官が多数に上った(図1-35,図1-36)。



第一線の警察官は,このような暴力団情勢の変化を実感するなかで,暴力団対策が困難になった点として,犯罪が巧妙化・潜在化した(71.4%),暴力団員が警察官と接触することを嫌うようになった(48.0%),組織的な罪証隠滅,犯人蔵匿が顕著となった(44.0%)を挙げるなど,暴力団内部からの情報収集の困難化を指摘する声が大きい(図1-37)。





イ 第一線の声

暴力団対策に当たっている警察官に今後の暴力団対策を進める上で必要なものについて,自由に回答を求めたところ,

- ・警察内部の部門間,都道府県警察間で,限られた貴重な情報を共有するための組織改正,情報システムの整備等を推進すること。
- ・情報収集を容易にするための新しい捜査手法等(通信傍受法の要件緩和,司法取引,犯罪組織結成罪)に 関する法制度の整備を図ること。
- ・関係行政機関との協力体制の確立を図ること。

などを求める意見が多かった。

銃器情勢の変質 3

我が国の治安水準は、これまで諸外国に比べて高いといわれてきたが、銃器に対する厳格な規制により、市 民生活の中に銃器が基本的に存在しないということも、その要因の一つであった。

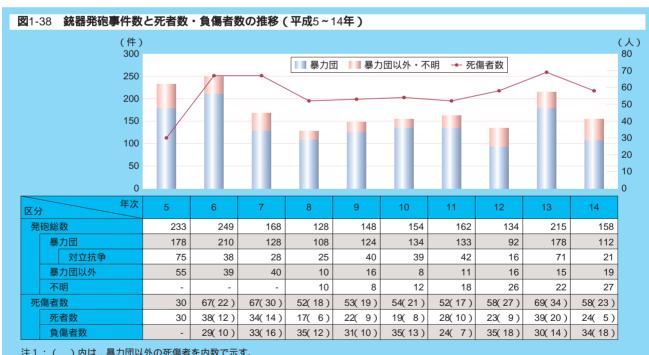
しかし,過去10年間において,銃器発砲事件の発生件数は高水準で推移し,銃器使用事件の件数は増加す る傾向にある一方で、けん銃の押収丁数は平成7年をピークに年々減少するなど、警察及び関係機関等の努力 にもかかわらず,現在,銃器情勢は悪化傾向にあると言っても過言ではない。

銃器情勢の悪化の要因としては、暴力団等の犯罪組織が手口を巧妙化させつつ銃器の不正流通等に関与して いること、暴力団等の犯罪組織により実際に銃器が使用される事件が多数発生していることなどが挙げられる。 ここでは、過去10年間の銃器情勢について総括するなかで、暴力団等の犯罪組織が果たしている役割につ いて分析することとする。

(1)厳しさを増す我が国の銃器情勢

ア 銃器発砲事件数の傾向

過去10年間の銃器発砲事件数(発砲総数)は,平成5年の233件,6年の249件以降は,暴力団の対立抗争 が多発した13年の215件を除き、毎年150件前後の高水準で推移している。14年は158件であり、銃器発砲 による死傷者数は58人であった(図1-38)



注1:()内は,暴力団以外の死傷者を内数で示す。 2:「不明」については,平成7年以前,「負傷者数」については,5年以前のデータなし。

事例1

14年11月,東京都中央区JR東京駅八重洲口近くのホテル前路上において,車両に乗車していた暴力団幹部ら2人が,同じ組織に属する別の幹部にけん銃で撃たれ,1人が死亡し,1人が負傷した。被疑者は現場で検挙されたが,本件の背景には暴力団組織内における内紛があったものとみられる。なお,当時,現場にはビジネスマンや買い物客等一般人も多数往来していた(警視庁)。

事例2 15年1月,前橋市内のスナックにおいて,客として居合わせた会社員ら3人,元暴力団組員1人の計4人が,

2人組の男にけん銃で撃たれて死亡したほか,元暴力団幹部ら2人が重傷を負った(群馬)。





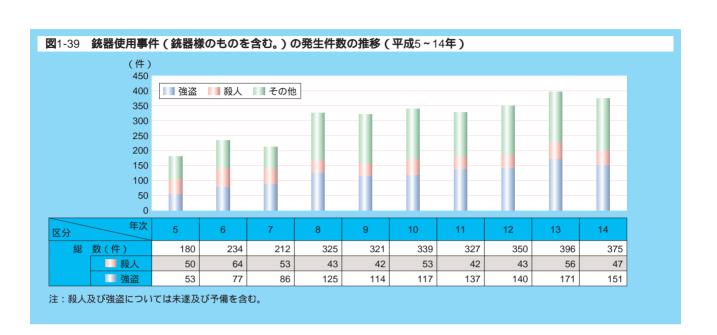
発砲事件の現場

イ 銃器使用事件数の傾向

過去10年間の銃器使用事件(銃器様のもの^(注)を含む。)の発生件数は,5年の180件以降増加傾向にある。 14年は375件が発生しており,過去10年間では,13年に次いで多く,5年に比べて2.1倍となっている。 特に,銃器を使用した強盗事件は,5年の53件に対し,14年は151件と発生件数が2.8倍になるなど,深刻な状況にある(図1-39)。

事例 12年12月,東京都江戸川区内の路上において,信用金庫の現金輸送車を運転していた同信用金庫職員が,けん銃を所持した男らにけん銃で撃たれ死亡し,現金4,600万円を積載した同車両を強奪された。その後の捜査により被疑者2人を特定し,うち1人が中国人であったことから国際手配したところ,両名は潜伏先の中国国内においてそれぞれ別の事件で中国捜査当局に身柄を拘束されていた。その後,中国から強制退去となった日本人被疑者を逮捕した(警視庁)。

⁽注)「銃器様のもの」とは,銃器らしきものを突き付け,見せるなどして犯行に及ぶ事件について,被害者,参考人等の供述により,銃器と推定される ものをいう。



ウ けん銃の押収丁数の傾向

過去10年間のけん銃の押収丁数は,7年の1,880丁をピークに年々減少している。

14年は747丁であり,7年の押収丁数の約40%にとどまっている。特に,14年は暴力団からの押収丁数が前年の押収丁数の半数強(55.3%)にとどまるなど,大きく減少した(図1-40)。

これは、押収に伴い国内に出回っているけん銃等の違法銃器が減少したためではなく、依然として国内への 違法な銃器の流入が続いている一方で、隠匿方法の巧妙化等により、発見・押収がますます困難になっている ためであると考えられる。例えば、これまでほとんど押収のなかったロシア製けん銃の押収量が12年、13年 と突然急増したことは、この時期に国内に大量に持ち込まれたものと推察される。



(2)第一線から見た銃器情勢の変質

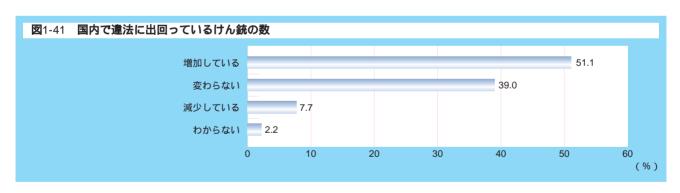
銃器使用事件等の発生が高水準にとどまる一方で、けん銃の押収丁数が年々減少している深刻な状況に関し、警察庁では、第一線の警察官が日々の職務を通じて得ている実感を把握するため、平成15年3月、都道府県警察の銃器捜査に従事する警察官を対象にアンケート調査(注)を実施した。

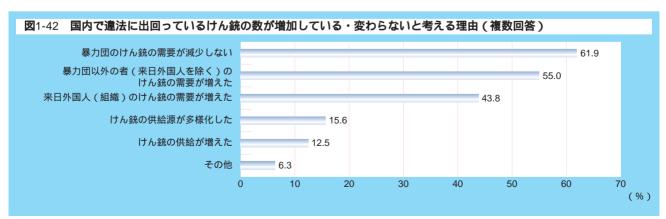
その結果をみると,以下に示すように,第一線の警察官の多くが国内に違法に出回っているけん銃の数は減少しておらず,暴力団等が組織的な管理を強めていると感じていることがうかがわれる。

ア 国内で違法に出回っているけん銃の数

国内で違法に出回っているけん銃の数については、「増加している」(51.1%)、「変わらない」(39.0%)とする意見が多く、けん銃の押収丁数が年々減少しているにもかかわらず、約90%は違法に出回っているけん銃の数は減少していないと考えている(図1-41)。

また、違法に出回っているけん銃の数が「増加している」、「変わらない」と回答した者に対してその理由を質問したところ(複数回答)、「暴力団のけん銃の需要が減少しない」(61.9%)とする意見だけではなく、「暴力団以外の者(来日外国人を除く)のけん銃の需要が増えた」(55.0%)、「来日外国人(組織)のけん銃の需要が増えた」(43.8%)とする意見も多かった(図1-42)。現に、過去5年間の銃器発砲事件をみると、暴力団以外の者による発砲事件が増加傾向にあり(図1-38)、けん銃押収丁数全体に占める暴力団以外の者からの押収丁数の割合も増加している(図1-40)。

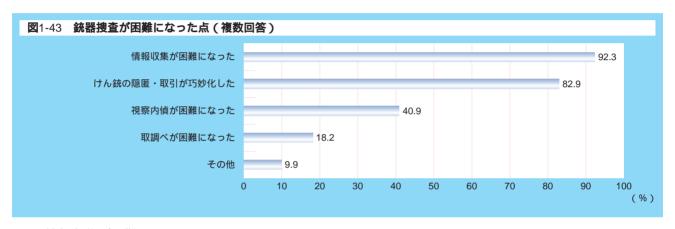




(注)アンケート調査は、15年3月、都道府県警察の銃器捜査に従事する警部補以下の階級の警察官182人に対し、犯罪捜査活動、情報収集活動等における経験等に基づき回答するよう依頼したものである。

イ 銃器捜査が困難になった点

銃器捜査が困難になった点について質問したところ(複数回答),「情報収集が困難になった」と回答した者が92.3%と最も多く,次いで「けん銃の隠匿・取引が巧妙化した」(82.9%)とする回答が多かった。これらは,違法銃器の隠匿場所・取引に関する情報の収集が,暴力団等の犯罪組織の組織防衛により困難になっていることを示していると考えられる(図1-43)。



(ア)情報収集が困難になった原因

けん銃に関する情報収集が困難になった原因について質問したところ(複数回答),「暴力団等と接触しにくくなった(暴力団等の犯罪組織内の情報が提供されにくくなった)」(63.3%),「核心情報を取れる捜査員が少なくなった」(59.6%)とする意見が多かった。また,「情報提供者の秘匿・保護の要請が強くなった(保護できなければ情報提供してもらえない)」(40.4%)とする意見もあった。

(イ)けん銃の隠匿・取引の巧妙化の内容

けん銃の隠匿・取引の巧妙化の内容について質問したところ(複数回答),「通常捜索を受ける場所に置かなくなった(暴力団等関係者の周辺に置かなくなった)」(92.4%)とする意見が最も多く,次いで「けん銃の保管・取引場所を頻繁に変更するようになった」(52.4%),「暴力団等の組織内でけん銃の隠匿・取引の情報に接する者の数が減らされた」(49.7%)とする意見が多かった。

これらは,暴力団等の犯罪組織がけん銃が摘発されることを避けるため,様々な手段を講じていることを示していると考えられる。

事例

11年5月,暴力団関係者である家具職人は,自宅の居間の木製作業台の脚をくりぬいて箱形けん銃1丁を入れ,さらに,テーブル面にネジで止め,隠匿していた(愛知,岐阜)。

ウ 第一線の声

銃器捜査の困難化に対して、組織犯罪に対抗するために必要なものとして、第一線警察官からは、法整備を含め、事件の核心に触れる情報や供述の獲得に資する捜査手法の検討を求める意見が多く寄せられた。これらの意見は、暴力団等犯罪組織の組織防衛の強化により、警察官による情報収集が困難化していることを裏付けているものと思われる。

また,一見警察車両と分からない車両の配備等,尾行や張り込み用資機材の整備を求める意見が多くみられた。これらは,従来の手法では犯罪組織の実態の解明が困難になっていることを示していると思われる。

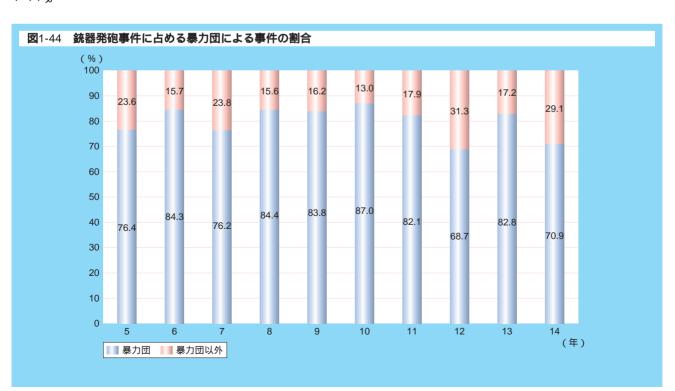
(3)銃器の不正流通と犯罪組織の関与

ここでは,銃器の不正流通について,過去10年間に摘発された銃器事犯の事例を分析し,暴力団等の犯罪 組織と銃器のかかわりについて考察する。

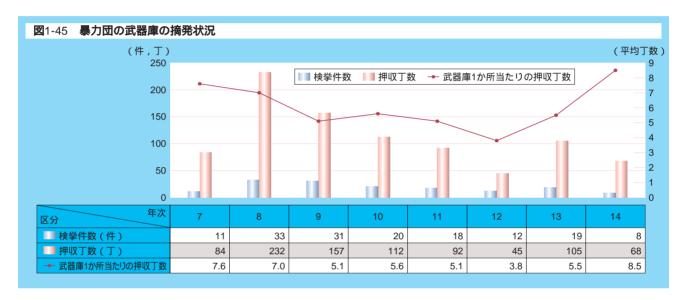
ア 銃器の所持・使用事犯に占める暴力団の割合

銃器,特にけん銃は,暴力団等の犯罪組織にとって組織の力を象徴する最も強力な武器であり,暴力団はこれまでも銃器の最大の買い手となってきた。

また、暴力団に所持された銃器は使用される危険性が高く、銃器発砲事件のうち、例年7割から8割に暴力団が関与している。平成14年の銃器発砲事件158件中、暴力団によるものとされる発砲事件は112件(70.9%)であった。対立抗争における攻撃のほとんどはけん銃を使用して行われているのが現状である(図1-44)。



犯罪組織の武器庫(組織的管理の下に3丁以上のけん銃が隠匿されている場所)を始めとするけん銃等の隠匿場所を解明するためには長期間の内偵捜査を要することが多く,また,成果につながりにくいのが実態である。14年の暴力団の武器庫の摘発は8件にとどまり,8年以降の押収丁数も減少傾向にある。しかしながら,武器庫1か所当たりの押収丁数は8.5丁と増加し,依然として,暴力団が対立抗争等に備えて,大量のけん銃を隠匿している状況がうかがわれる(図1-45)。



事例1
14年9月,民家火災の現場において,ゴルフバッグ内に隠匿された散弾銃及び天井裏に隠匿されたけん銃1丁を発見したことから,同家屋を捜索し,合わせてけん銃32丁,散弾銃1丁,けん銃実包356個等を発見,押収し,松葉会傘下組織幹部ら2人を逮捕した(茨城)。



押収されたけん銃等

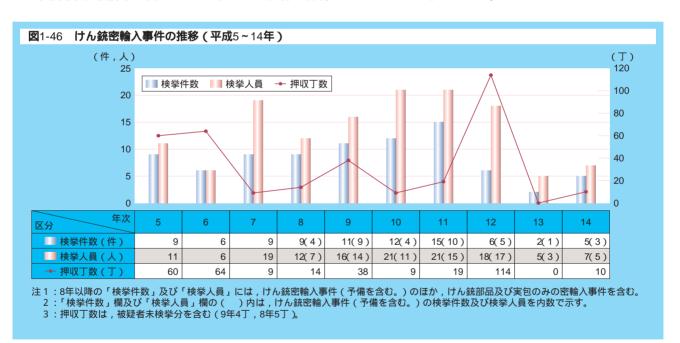
事例2 14年10月,東組傘下組織幹部の知人宅を捜索した結果,けん銃8丁,散弾けん銃1丁,機関けん銃2丁の合計11丁及び実包1,101個を発見,押収し,同幹部らを逮捕した(奈良)。

イ 我が国への銃器密輸入ルート

我が国で犯罪に使用されている真正けん銃のほとんどは外国製のものであり,国外から密輸入されたものである。押収されたけん銃の製造国を見ると,従来の米国,フィリピン,中国に加え,12年以降,ロシア製けん銃が急増している。

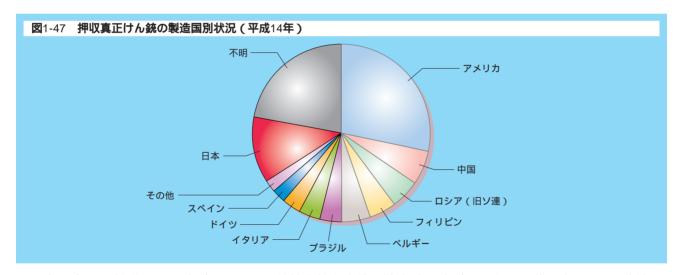
14年のけん銃密輸入事件の検挙は5件7人,押収したけん銃は10丁であり,いずれも前年より増加しているものの,低い水準にとどまっている(図1-46)。

過去10年のけん銃押収全体に占める水際での検挙の割合は,2.6%に過ぎず,水際での検挙が困難となっている。その理由として,けん銃を部品のまま持ち込むなど,密輸方法が一層巧妙化したこと,さらには,GPSや国際携帯電話等の普及により洋上での取引が容易になったことが考えられる。



14年に押収されたけん銃747丁のうち,真正けん銃は675丁(90.4%)で,これを製造国別にみると,米国,中国,ロシア及びフィリピンの4か国で製造されたものが半数近くを占めている(表1-6,図1-47)。

₹1-	6 排	甲収真正けん	ん銃の製	造国別状	況(平成:	5~14 年)							
<u> </u>	}	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合 計
Τ.		米国(丁)	469 (35%)	489 (32%)	591 (35%)	436 (31%)	374 (35%)	270 (29%)	265 (32%)	214 (26%)	181 (21%)	191 (28%)	3,480 (31.2%
- 1	<u> </u>	中国	297 (22%)	311 (21%)	304 (18%)	207 (15%)	115 (11%)	100 (11%)	90 (11%)	70 (9%)	47 (6%)	42 (6%)	1,583 (14.2%
den.	四大製造国	フィリピン	103 (8%)	140 (9%)	169 (10%)	159 (11%)	122 (11%)	75 (8%)	93 (11%)	145 (18%)	64 (8%)	33 (5%)	1,103 (9.9%
[国	ロシア	4 (0%)	8 (1%)	9 (1%)	0 (0%)	1 (0%)	5 (1%)	7 (1%)	27 (3%)	105 (12%)	36 (5%)	202 (1.8%
		(小計)	873 (64%)	948 (63%)	1,073 (63%)	802 (57%)	612 (58%)	450 (48%)	455 (54%)	456 (56%)	397 (47%)	302 (45%)	6,368 (57.2%
	南米	ブラジル	56 (4%)	71 (5%)	91 (5%)	79 (6%)	51 (5%)	34 (4%)	39 (5%)	51 (6%)	24 (3%)	27 (4%)	523 (4.7%
		ベルギー	33 (2%)	54 (4%)	75 (4%)	56 (4%)	37 (3%)	41 (4%)	37 (4%)	46 (6%)	36 (4%)	35 (5%)	450 (4.0%
四	欧州	イタリア	91 (7%)	82 (5%)	81 (5%)	49 (4%)	19 (2%)	25 (3%)	18 (2%)	20 (2%)	17 (2%)	26 (4%)	428 (3.8%
四大国以外	<u>ው</u> አንዛነ	ドイツ	37 (3%)	46 (3%)	48 (3%)	45 (3%)	34 (3%)	28 (3%)	22 (3%)	31 (4%)	25 (3%)	23 (3%)	339 (3.0%
以		スペイン	23 (2%)	67 (4%)	50 (3%)	40 (3%)	26 (2%)	21 (2%)	22 (3%)	12 (1%)	16 (2%)	17 (3%)	294 (2.6%
外		その他	34 (3%)	36 (2%)	25 (1%)	24 (2%)	19 (2%)	18 (2%)	22 (3%)	13 (2%)	12 (1%)	15 (2%)	218 (2.0%
		不明	138 (10%)	120 (8%)	181 (11%)	236 (17%)	201 (19%)	228 (25%)	153 (18%)	128 (16%)	273 (32%)	149 (22%)	1,807 (16.2%
		日本	71 (5%)	89 (6%)	78 (5%)	69 (5%)	65 (6%)	84 (9%)	69 (8%)	55 (7%)	52 (6%)	81 (12%)	713 (6.4%
	合	計	1,356(100%)	1,513(100%)	1,702(100%)	1,400(100%)	1,064(100%)	929(100%)	837(100%)	812(100%)	852(100%)	675(100%)	11,140 (100%



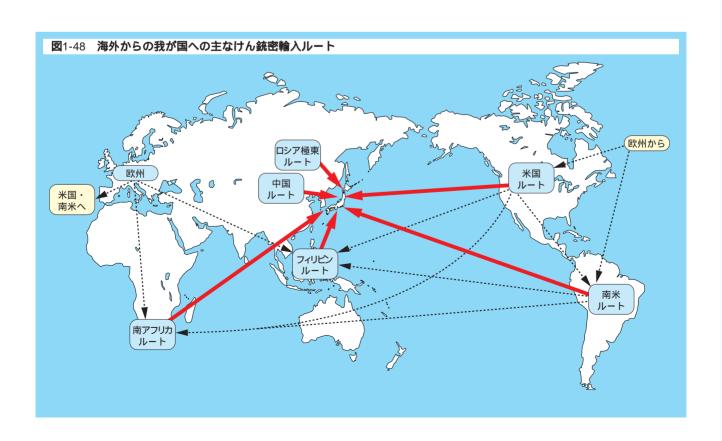
過去10年間に検挙された我が国へのけん銃等密輸入事件の仕出地(我が国に向けて積み出されたと判断される国又は地域をいう。)としては、米国、フィリピン、南アフリカ、ロシアが主な国として挙げられる(表 1-7)。

表1-7 け	ん銃密輸入	事件の仕出地別検挙件数	(平成5~14年))
--------	-------	-------------	-----------	---

地域	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合計(構成比)
- 55/	フィリピン (件)	2	1		2	1	5	4	4	2	3	24 (28.6%)
ア	タイ		1				1					2 (2.4%)
アジア	韓国						1					1 (1.2%)
	香港							1				1 (1.2%)
豪州	オーストラリア		1					1				2 (2.4%)
北米	米国	3	2	2	6	6	4	5	1			29 (34.5%)
	ブラジル			1				1				2 (2.4%)
南米	ペルー			1		1						2 (2.4%)
米	パナマ	1	1									2 (2.4%)
	チリ					1						1 (1.2%)
	ロシア	2					1	1				4 (4.8%)
	スイス			1								1 (1.2%)
欧尔州	英国							1				1 (1.2%)
州	フランス										1	1 (1.2%)
	ドイツ					1						1 (1.2%)
	トルコ					1		1				2 (2.4%)
アフリカ	南アフリカ	1		4	1				1		1	8 (9.5%)
	合 計	9	6	9	9	11	12	15	6	2	5	84 (100%)

注:平成8年以降の検挙件数には,けん銃密輸入事件(予備も含む。)のほか,けん銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

製造国及び仕出地等の分析から,我が国へのけん銃の主な密輸入ルートとしては,「フィリピンルート」,「米国ルート」,「ロシア極東ルート」,「中国ルート」その他のルートが考えられる(図1-48)。



(ア)フィリピンルートの特徴

- ・日本人暴力団関係者等がフィリピンに渡航し、現地で銃器を調達して持ち帰るのが一般的である。
- ・運搬手段は船舶が多いが,近年は航空機も増加している。
- ・密輸入される銃種はフィリピン製密造銃が中心であるが、米国製、欧州製、南米製等も散見される。

事例
14年6月,身辺にけん銃6丁,実包111個を巻き付けるなど隠匿携帯して,フィリピンから航空機でけん銃等を密輸入した男を成田空港で逮捕し,その後の捜査で共犯者である暴力団幹部ら2人を逮捕した。押収されたけん銃は,アルゼンチン製4丁,オーストリア製及びブラジル製各1丁であった(警視庁)。



密輸入されたけん銃

(イ)米国ルートの特徴

- ・日本人が米国に渡航し,現地で銃器を調達して自ら持ち帰る場合と現地から国際郵便を利用して密輸入する場合がある。
- ・密輸入される銃種は米国製けん銃が中心である。なお,米国製けん銃がフィリピン等第三国を経由して我が国に流入する場合もある。

事例
15年1月,横浜税関において米国からの国際郵便小包内から発見されたけん銃1丁及びけん銃実包125個について,クリーン・コントロールド・デリバリー(注)を実施し,会社員ら2人を逮捕した。押収されたけん銃はブラジル製で,捜査の結果,被疑者のうちの1人が米国内において入手し,国際郵便を利用して密輸入したものであることが判明した(神奈川,滋賀)。

⁽注) コントロールド・デリバリーとは,取締機関が規制薬物等の禁制品を発見しても,その場で直ちに検挙することなく,十分な監視の下にその運搬を 継続させ,関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法をいう。なかでも,クリーン・コントロールド・デリバリーとは,銃器等の禁制品 を発見した際に,別の物品と差し替えて行うものをいう。

(ウ) ロシア極東ルートの特徴

ロシア製けん銃の押収量は,12年以降急速に増加しており,13年の押収丁数は105丁で真正けん銃の押収丁数の12.3%を占めたところである。また,近年ロシア製マカロフ型けん銃と思料されるけん銃が使用された凶悪事件が発生している。

- ・我が国へ進出しているロシア極東地域のロシア人犯罪組織が北海道・北陸地方等の暴力団との結び付きを 強めるなかで,ロシア製けん銃を密輸入している可能性が高いと推察される。
- ・密輸入される銃種はロシア製マカロフ型けん銃が大半。これらの多くはロシアの闇市場で流通している密 造銃とみられる。



ロシア製マカロフ型けん銃

事例 7年9月,暴力団関係者らはロシア人と共謀の上,サハリン州から網走港に入港したロシア貨物船を利用して,けん銃2丁を密輸入した(宮城,北海道)。

(エ)中国ルートの特徴

- ・平成の初期に,中国から大量のけん銃(トカレフ型けん銃)が密輸入されたとみられている。
- ・最近では、中国からの集団密航事件で検挙された被疑者の所持していたけん銃が、中国から密輸入された ものであることが明らかになっている。このように、我が国へ進出している中国人犯罪者又は中国人犯罪 グループが各種犯罪を敢行するなかで、依然として、中国から我が国に向けてけん銃が密輸入されている 可能性がある。

事例 2年10月,暴力団幹部らは,けん銃約800丁,実包5万400個を中国から漁船を利用して密輸入した。密輸入されたけん銃は中国製トカレフ型けん銃等であった(警視庁)。

(オ) その他のルート

四大ルートに次ぐものとして,「南アフリカルート」,「南米ルート」が挙げられ,遠洋漁船の日本人船員が 現地で入手・調達した銃器を,当該漁船を利用して密かに運搬する形態が多くみられる。

事例 7年4月,停泊中の遠洋まぐろ漁船を捜索し,けん銃2丁,実包216個を押収するとともに,ペルーでけん銃を購入・密輸入した日本人船員を逮捕した(静岡)。

(カ) けん銃密輸入事件における暴力団の関与状況

過去10年間に発生したけん銃密輸入事件(けん銃部品及びけん銃実包のみの密輸入を除く。)は60件であるが、そのうち実行犯として暴力団等が直接関与したものは18件(30.0%)で、暴力団等が買い手となる場合を含めると、暴力団等が関与したと認められるものは28件(46.7%)あった。

このうち,特に,10丁以上の大量密輸入事件14件について分析すると,暴力団等が密輸入行為に直接関与したものは7件,また,買い手が暴力団等であるものが4件であり,8割近くが暴力団関連の事件である。このことと,国内の総押収けん銃の5割が暴力団等からであることなどを考え合わせると,密輸入事件については,暴力団等の関与が実質的には相当高いものと推定される。

さらに、密輸入ルートごとに暴力団が関与する割合をみてみると、フィリピンルートにおいては18件中13件(72.2%)、ロシア極東ルートが3件中2件(66.7%)、南米ルートが6件中4件(66.7%)、南アフリカルートが8件中5件(62.5%)と高い割合で暴力団が関与している状況がうかがわれる。なお、米国ルートでは15件中3件(20.0%)のみが暴力団の関与する事件であった。

事例1 遠洋まぐろ漁船員らは、昭和59年から平成3年ころまでの間、前後8回にわたり、南アフリカから約800 丁のけん銃を船内に隠匿して密輸入した。密輸入されたけん銃の多くは暴力団関係者に密売され、4年3月、栃木県で発生 した政党副総裁襲撃事件や、同年2月、大阪府で発生した現金輸送車襲撃事件等凶悪な犯罪に使用されたことが製造番号 等から判明している(静岡)。

事例2
12年7月,神戸港においてフィリピンからの通関検査申請中の輸入貨物をX線検査した結果,貨物底部にけん銃17丁及び実包497個が隠匿されているのを確認。直ちに,クリーン・コントロールド・デリバリーを実施し,会社員の男が同貨物を受取りに現れたところを銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)第31条の17(けん銃として所持した罪)により逮捕した。その後の捜査により,四代目工藤會傘下組織幹部ほか4人の共犯者を逮捕した(千葉,兵庫,福岡)。

ウ 我が国における銃器密売

過去10年間に明らかになった銃器密売事犯においては,上記密輸入事件(遠洋漁船員による南アフリカからのけん銃密輸入事件)のように,密輸入したけん銃を国内の暴力団関係者に密売した事例や,暴力団幹部が,

宅配便を利用して,けん銃10丁,実包160個を他の系列の暴力団幹部に密売した事例があり,暴力団等がけん銃の密売に関わっている状況がうかがわれる。しかしながら,国内における銃器密売の実態は,次のような理由から未解明の部分が多い。

銃器密売を含め、銃器犯罪は秘匿性及び組織性の高い犯罪であり、隠匿の巧妙化が顕著となる一方、協力者 (情報提供者)を犯罪組織から秘匿・保護することが要請されるなど、その捜査をめぐる情勢は極めて厳しい。特に密売事犯は、目撃者等関係者が限定されており、事案の核心に迫る情報の入手は極めて難しく、これを立証するためには直接実行行為に携わった者の供述が不可欠となる場合が多い。しかし、例えばけん銃の不法所持等銃刀法違反で検挙し、押収したけん銃の入手先を追及しても、「私に譲り渡した者は既に死んでしまった」などと抗弁したり、「死んでも言えない」と供述を拒否することが多く、密売組織の中枢人物への刑事責任の追及、密売組織の全容解明が困難であるのが現状である。

事例

13年4月,暴力団幹部が札幌市内の宅配運送会社から発送した段ボール箱2個を発送先の大阪府内で捜索し、けん銃10丁,実包160個を発見・押収するとともに,発送人である暴力団幹部及び受取りに関与した別系列の暴力団幹部ら3人を逮捕した(北海道,警視庁,愛知,兵庫)。

4 薬物情勢の変質

(1) 深刻な薬物情勢と薬物犯罪に深く関わる犯罪組織

ア 我が国の薬物情勢の推移とその背景

我が国で薬物乱用が初めて社会問題化したのは、終戦直後から昭和31年ころにかけて流行した「ヒロポン」等の覚せい剤の乱用であった。26年に覚せい剤取締法が制定され、全面的な取締りが行われることとなったが、組織的な密造や密売が暴力団等により続けられたため、乱用者は増加を続け、29年には、覚せい剤事犯の検挙人員は5万5.664人を記録した(第一次覚せい剤乱用期)。

第2の薬物乱用は、30年代の始めからのヘロインの流行によるものである。覚せい剤の乱用が沈静化し、また、売春防止法が制定されるに伴い、暴力団が新たな資金源としてヘロインに手を出し始めたことがその背景にあるといわれる。38年に麻薬取締法が改正され、罰則が強化されたほか、強制入院の制度が設けられ、39年ころからヘロインの乱用は沈静化した。

一方,32年以降,1,000人未満で推移していた覚せい剤事犯の検挙人員は,45年から増加に転じ,59年には,2万4,022人のピークを記録した(第二次覚せい剤乱用期)。その背景には,ヘロインの乱用期に検挙された密輸・密売人や,第一次頂上作戦(39,40年)で検挙された暴力団幹部等が出獄し,新たな資金源として覚せい剤の密輸,密売に着目し,国内の密売網を支配したことがある。

徹底した取締りにもかかわらず,第二次覚せい剤乱用期は完全には沈静化せず,平成に入り,覚せい剤事犯の検挙人員は1万5,000人前後で推移していたが,平成7年に増加に転じ,9年にはほぼ2万人に達し,第三次覚せい剤乱用期に突入した。第三次覚せい剤乱用期では,中高生を始めとする少年の乱用が目立つとともに,覚せい剤事犯の初犯者(初めて覚せい剤事犯で検挙された者)の占める割合が全検挙人員の約半数を占めるに



至るなど、覚せい剤乱用のすそ野が拡大している。その背景には、暴力団に加え、新たにイラン人の薬物密売組織が街頭で相手を選ばず無差別に密売を行うなどし、覚せい剤を容易に入手できるようになったことが挙げられる。また、我が国への覚せい剤の大量流入も、その背景となっており、11年には史上最高の2トンに迫る覚せい剤が押収されたのを始め、10年から14年の過去5年間で約4.4トンの覚せい剤が押収されており、5年から9年の5年間の押収量の3.3倍と、押収量が急増している(図1-49、図1-50)。



イ 薬物の不正取引に深く関わる暴力団等の犯罪組織

薬物は比較的,隠匿・運搬が容易で,仕入価格と末端価格との差が大きく,莫大な収益を上げられるほか,その依存性から安定した需要があることから,暴力団等の犯罪組織が組織の維持・拡大を図るために,薬物の不正取引に深く関わっている。また,海外の薬物犯罪組織との交渉から密輸入,国内の運搬,小分け,末端密売等,何段階もの工程を結合して,秘密裡に実行する必要があることも,暴力団等が組織力を背景に薬物の不正取引を敢行することの要因となっている。

(ア)暴力団

我が国では、従来から暴力団が薬物の不正取引の中核的な存在であり、国際的な薬物犯罪組織と結託して、 覚せい剤をはじめとする薬物を密輸入し、国内で組織的に密売を行っている。14年中の主な薬物事犯の検挙 人員に占める暴力団構成員及び準構成員の検挙人員の比率をみると、覚せい剤事犯が40.2%、大麻事犯が 21.8%、コカイン事犯が17.5%、ヘロイン事犯が7.5%となっており、薬物事犯の中でも特に覚せい剤事犯に 暴力団が深く関与している(図1-51)。

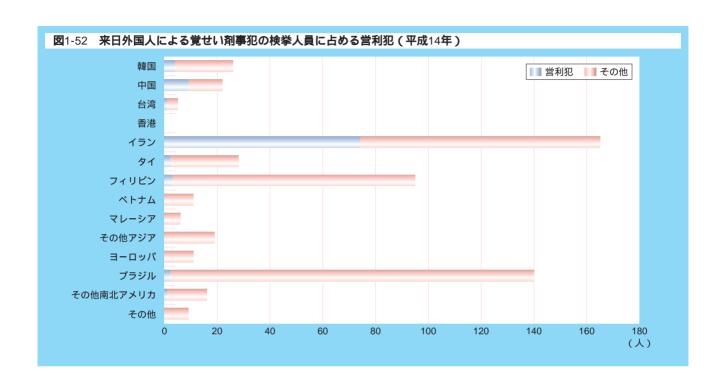
一方,暴力団犯罪の中でも覚せい剤事犯が多くを占めており,14年中の暴力団構成員及び準構成員の検挙 人員に占める覚せい剤事犯の比率は21.9%となっている。



(イ)イラン人薬物密売組織

来日外国人による薬物事犯の検挙人員の推移は,表1-8のとおりである。イラン人による薬物事犯は,2年に大麻事犯で2人が検挙されて以降,あへん事犯,麻薬及び向精神薬事犯,覚せい剤事犯のすべての薬物事犯の検挙がみられるようになるとともに,急速に首都圏から地方に拡散した。特に,覚せい剤事犯の検挙人員の増加が顕著となっており,その内容も,他の来日外国人による覚せい剤事犯と比べ,営利犯(営利目的所持及び営利目的譲渡をいう。)の占める割合が高くなっている(図1-52)。また,麻薬特例法第5条は,組織的かつ継続的に行われる薬物の不正取引を効果的に取り締まるため,薬物の密輸・密売等を「業とした」者を重く処罰することとしているが,14年中に,同条違反で検挙した43事件のうち,16事件がイラン人によるものであり,イラン人薬物密売組織が薬物の不正取引に深く関わっていることがうかがわれる。

区分	年次	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
薬物事犯の来日外国人総検挙人員(人)		144	294	303	556	737	804	825	784	873	873	754	720	879	841
	うちイラン人	0	2	17	38	195	270	253	294	328	289	190	175	219	237
覚せい剤事犯の来日外国人総検挙人員		69	179	142	276	288	338	485	558	596	609	509	483	621	553
	うちイラン人	0	0	0	1	5	85	120	218	220	217	137	135	157	165
麻薬及び向精神薬事犯の来日外国人総検挙人員		25	33	59	114	142	130	110	72	69	97	84	83	94	73
	うちイラン人	0	0	0	1	13	24	22	14	13	20	13	5	15	9
大麻事犯の来日外国ノ	総検挙人員	50	82	85	153	245	258	178	121	154	136	131	140	142	188
	うちイラン人	0	2	3	24	117	96	69	42	49	29	17	25	27	40
あへん事犯の来日外国人総検挙人員		0	0	17	13	62	78	52	33	54	31	30	14	22	27
	うちイラン人	0	0	14	12	60	65	42	20	46	23	23	10	20	23



(2) 犯罪組織による薬物の不正取引の実態

ア 薬物の密輸

(ア)密輸の仕出地の推移

薬物の製造を厳しい管理下に置いている我が国では、国内で乱用されている薬物のほとんどは海外から密輸入されている。

我が国で最も多く乱用されている覚せい剤は、昭和29年を検挙人員のピークとする第一次覚せい剤乱用期には、我が国で密造されていたが、取締りと法規制の強化により30年代にほぼ途絶し、以降は、ほとんど海外から流入している。

主な密輸入ルートの変遷をみると,59年を検挙人員のピークとする第二次覚せい剤乱用期には,韓国ルート,台湾ルート,現在の第三次覚せい剤乱用期には,中国ルート,北朝鮮ルートとなっている。

なお,覚せい剤の大量押収事犯(1キログラム以上)の仕出地の推移は,表1-9のとおりである。

表1-9 覚せい剤の大量押収事犯(1キログラム以上)の仕出地(昭和58~平成14年)

(単位:kg)

地域				仕出地			
年次	韓国	北朝鮮	中国	台湾	香港	フィリピン	不明・その他
58	47.3	-	-	16.1	-	-	4.0
59	8.6	-	-	144.4	3.3	-	9.0
60	55.1	-	-	168.1	8.0	24.3	9.7
61	110.7	-	-	176.4	-	-	30.6
62	62.8	-	-	463.4	-	9.2	57.0
63	69.5	-	-	112.0	1.8	-	2.1
元	24.3	-	-	168.3	2.0	-	5.0
2	-	-	-	227.6	-	-	21.4
3	-	-	-	41.7	42.0	-	20.5
4	-	-	-	122.0	-	-	17.4
5	-	-	20.6	30.7	-	-	11.1
6	-	-	154.5	-	-	-	133.5
7	-	-	13.1	-	-	-	35.8
8	-	-	528.0	-	-	-	80.6
9	-	58.6	5.7	-	-	-	72.9
10	-	202.6	26.4	-	318.1	-	8.6
11	-	863.8	663.1	2.1	272.7	-	173.1
12	-	249.3	575.0	-	64.1	-	56.4
13	-	-	11.8	-	196.8	-	154.9
14	-	151.1	3.4	-	6.5	-	244.4

10

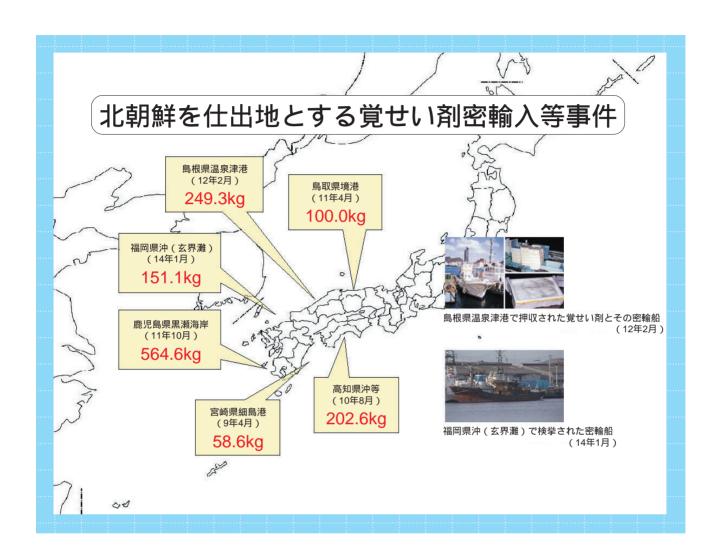
北朝鮮を仕出地とする覚せい剤密輸入等事件

平成9年以降,警察では,北朝鮮を仕出地とする覚せい剤密輸入等事件を6件検挙するとともに,大量の覚せい剤を押収している。

6件の密輸入等事件の手口は、9年4月に宮崎県細島港で58.6キログラムの覚せい剤を押収した事件と、11年4月に鳥取県境港で100.0キログラムを押収した事件の2件が船舶の貨物内に覚せい剤を隠匿していたものであり、その他の4件が覚せい剤を洋上取引した後、我が国に陸揚げをし又は陸揚げを図ったものである。また、10年に高知県沖等で202.6キログラムの覚せい剤を押収した事件を始めとして、暴力団の関与が明らかとなっている事件もある。

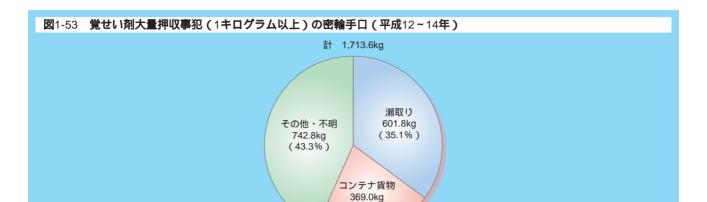
これら検挙した北朝鮮を仕出地とする覚せい剤密輸入等事件の特徴として、1回の押収量が大量であること、押収した覚せい剤の純度が高いこと、比較的整った規格の包装が行われていることなどが挙げられる。現在までに得られた証拠に基づいて判断する限り、覚せい剤が北朝鮮において製造され、あるいは、北朝鮮が国家として覚せい剤の密輸入や製造に関与していると断定するまでには至っていないものの、高度の技術水準及び相当の資金を有する組織が関与している可能性が推測されている。

10年から14年までの5年間の北朝鮮を仕出地とする覚せい剤の押収量は1,466.8キログラムに上り、覚せい剤の大量押収事犯(1キログラム以上)の押収量の34.6%を占め、北朝鮮ルートが中国ルートと並ぶ覚せい剤密輸入の二大ルートの一つとなっている。このため、警察では、関係機関と連携し、水際での監視・取締りを強化している。



(イ)密輸手口

大量の薬物がより巧妙な方法で、密輸されている。過去3年間(12~14年)の覚せい剤の大量押収事犯(1キログラム以上)の主な密輸手口別の押収状況は、図1-53のとおりであり、洋上取引やコンテナ貨物を利用した密輸入が顕著となっている。洋上取引は、「瀬取り」ともいわれ、運搬船と引取船が、GPS(Global Positioning System:全地球測位システム)等を用い、洋上で接触して薬物を受け取り、あるいは、運搬船が浮体を付けた薬物を海上に投下して去った後、引取船が回収して、地方港等の警戒の薄い地域で陸揚げを行う手口である。また、コンテナ貨物を利用したものでは、コンテナの一部を改造して薬物を隠匿したり、輸入貨物である家電製品、生鮮食品等に薬物を隠匿・混入するなどして、薬物が密輸入されている。このほか、航空機旅客による密輸では、摘発を逃れるため犯罪組織が、一見、犯罪組織とは関係がないとみられる国籍の者を運搬役(密輸の実行行為者)として利用している事例もみられる。



(21.5%)

事例1
11年10月, 鹿児島県黒瀬海岸沖に停泊した台湾船籍の漁船からゴムボートを使用して覚せい剤を陸揚げした台湾人(48)ら12人を覚せい剤取締法違反等で検挙するとともに, 一度の押収量では過去最高となる覚せい剤564.6キログラムを押収した(福岡,熊本,鹿児島,警視庁)。

事例2
海上コンテナを利用して大量の覚せい剤を密輸入しているとの情報に基づき捜査を行い、10年8月、香港から到着した金属加工用ボール盤に覚せい剤を隠匿し、密輸入した中国人(24)ら3人を覚せい剤取締法違反で検挙するとともに、覚せい剤312.0キログラムを押収した(千葉)。

(ウ)海外の密輸組織と暴力団との関係

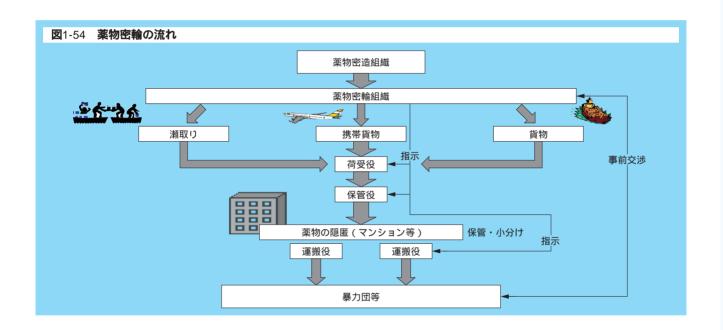
薬物の密輸は,海外の密輸組織と国内の暴力団が結託して敢行されることが多い(表1-10)。暴力団は来日外国人を通じ,海外の密輸組織と接触し,取引する薬物の品質,取引価格,取引日時,代金支払方法等の具体的な事項を事前に交渉しているものとみられる。そして,密輸組織は,事前の交渉により特定された期日までに我が国に薬物を密輸入し,暴力団に引き渡している。このため,密輸の実行行為は,海外の密輸組織と暴力団とが共に行うのではなく,海外の密輸組織の構成員等によって行われることが多い。

海外の密輸組織の多くは台湾,香港等に拠点を置く犯罪組織であり,その組織構成はピラミッド型の組織であるとみられ,幹部の下に運搬役のグループ,運搬役から薬物を受け取り搬送を行うグループ,薬物の保管を行うグループ等に分業され,これらグループ間の連絡は,通話料前払い方式(プリペイド式)携帯電話等を用いて幹部を介してのみ行われている。こうした組織防衛のため,一つのグループを検挙しても,その構成員等は他グループと面識はなく,突き上げ捜査が困難となっている。

また,従来,海外の密輸組織により我が国に陸揚げされた薬物を暴力団員等が直接荷受けする手口が多くみられたが,近年,海外の薬物密輸組織が構成員等を我が国に入国させるなどし,陸揚げした薬物を荷受けし,暴力団に譲り渡すまで保管している傾向が見受けられる。その背景には,荷受役の暴力団員等が検挙されるな

どしたため、暴力団が警戒を強め、この種の密輸形態をとっていること、国内の乱用拡大を背景に海外の密輸組織が我が国に進出して積極的に暴力団への薬物密売を行うようになったことが原因と推測される(図1-54)。

表1-10 覚せい剤密輸入事件の根	表1-10 覚せい剤密輸入事件の検挙状況(平成5~14年)												
区分	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
件数(件)	43	30	15	20	23	39	39	45	46	16			
人員(人)	43	33	17	22	31	39	70	68	56	20			
うち暴力団構成員及び準構成員	4	6	3	0	9	14	10	7	9	3			



事例1 12年8月に発覚した台湾人による香港ルート覚せい剤密輸入事件では,香港で活動する台湾人密輸組織が,暴力団と覚せい剤の取引価格,取引量,取引日時,取引場所等を交渉し,中国の覚せい剤密造組織から覚せい剤を仕入れ, 当該台湾人密輸組織の運搬役を各地の国際空港から入国させ,密輸入していた。

事件は、12年8月、東京都内路上において、台湾人(31)の旅行バッグの中から21.0キログラムの覚せい剤を発見し、逮捕したことに端を発する。取調べ等の結果から、同人は組織の運搬役が密輸してきた覚せい剤を都内のホテルで受け取り、それを保管し、組織幹部の指示を受けて、小分けし、他の台湾人の運搬役に引き渡す役割であることが明らかとなった。また、同人のマンションから10.6キログラムの覚せい剤が発見されたが、後日、他の台湾人運搬役を経て暴力団に譲り渡される予定であったことが明らかとなった。

その後,他の運搬役を割り出し,8月下旬に香港から入国しようとした台湾人グループ5人を,また,9月下旬,密輸ルートを変え,香港から台湾を経由して入国しようとした台湾人グループ4人を,それぞれ検挙するとともに,バッグ等の中に隠匿されていた計21.5キログラムの覚せい剤を押収した。さらに,9月中旬,我が国国内に送り込んだ運搬役等の異変を察知し,状況を確認するために来日した密輸組織のナンバー2と目される台湾人(45)を,覚せい剤密輸入等の共犯として検挙した(警視庁,千葉)。

事例2

15年3月,都内路上において覚せい剤5.5キログラムを所持していた香港在住の中国人の男A(40)を検挙するとともに,関係箇所を捜索し,146.5キログラムの覚せい剤を押収し,中国人の男B(43),C(31)らを検挙した。

本件では,覚せい剤が隠匿された貨物の密輸の時期に合わせて入国した香港の密輸組織の構成員2人が覚せい剤を荷受けし,都内のホテルでB,Cに覚せい剤を引き渡した後,当該密輸組織構成員は国外に逃亡したことが明らかとなっている。

Bらは、覚せい剤を同人らの居宅に保管し、AはBらが小分けした覚せい剤を受け取り、これを暴力団に譲り渡そうとする途中に、検挙されたものである。A、B、Cらの供述によると、B、Cは密輸入された覚せい剤の保管役であり、Aは小分けされた覚せい剤をB、Cから引き取り、これを暴力団等に引き渡す運搬役であることが明らかとなっている。しかしながら、A、B、Cらの役割は分業化されており、香港の密輸組織の指揮者の具体的な指示を介して行動することから、密輸手口や実行行為者の連絡先等は全く知らされていなかった(警視庁)。

イ 薬物の密売

(ア)暴力団による薬物の密売

暴力団は、国際的な薬物犯罪組織から薬物を密輸入し、組織的に密売しているが、流通過程のすべてを統括している組織は存在しないものとみられる。密輸入された薬物は、暴力団が支配する元売、中間卸、小売等の段階を経て、末端乱用者に供給される。

末端乱用者への密売は,他人名義の携帯電話や転送電話を利用して,指定された口座への送金を確認した後に宅配便や郵便で薬物を送付したり,末端乱用者からの連絡後に場所を決めて落ち合い,薬物を引き渡すなどして行われており,警察の取締りから逃れるため,その手口は巧妙化している。また,近年のインターネットの普及により暴力団員等がインターネットを利用して薬物密売を敢行する事案もみられており,薬物密売の広域化に拍車をかけている(イラン人薬物密売組織については,1(3)ウ参照。)。

事例 覚せい剤の粉と語呂を合わせた携帯電話番号「コナコナ」(090 - - 5757)を入手した京都府 内の山口組傘下組織暴力団は,同電話を覚せい剤密売のための受付専用電話とし,同電話から密売人の通話料前払い方式 (プリペイド式)携帯電話に転送して,組織ぐるみで覚せい剤を密売していた。

客が「コナコナ」電話に電話すると、密売人が出て、コンビニエンスストア、ぱちんこ店等の落ち合い場所を指定し、客が指定場所に到着して再度、電話をすると密売人車両が客に近づき、密売人車両内で代金と引替えに覚せい剤と注射器を交付する形態で密売が行われていた。密売は、サングラス、マスク等で変装した組の構成員等により、数台の車両を乗り換えながら行われていた。また、覚せい剤は1袋(約0.3グラム)当たり約2万円で密売され、1日の密売終了後、密売人が1袋につき2,000円から3,000円の報酬を差し引いた上、売上金を現場責任者に引き継いでいた。1日20人から60人の乱用者に密売され、1か月に約1,000万円もの利益を得ていたものとみられる。

14年2月までに,組長を含む関係者135人を検挙し,密売組織を壊滅するとともに,長期間,薬物密売に使用されていた「コナコナ」電話といわれる電話番号について,電話会社に番号停止依頼を行い,同番号の使用は停止された(京都,滋賀)。

(イ)薬物密売人に対する調査

15年3月から4月にかけて警察庁が行った薬物密売人に対するアンケート調査(以下「密売人に対するアンケート調査」という。)(注)では,覚せい剤の密売が暴力団員等又はイラン人薬物密売組織により行われるとともに,薬物密売に携帯電話等の通信手段が多用されていることなどが明らかとなっている。

a 暴力団との関係

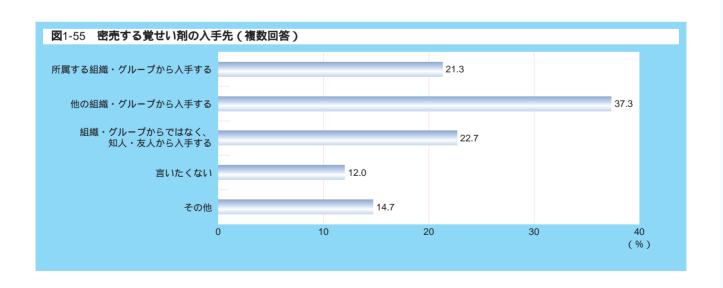
暴力団と関係があると回答した者は61.8%で、その具体的な関係は、表1-11のとおりとなっている。

表1-11 密売人と暴力団との具体的な関係										
区分	回答数 (人)	構成比(%)								
暴力団員である	15	31.9								
元暴力団員である	11	23.4								
暴力団員と関係がある	20	42.6								
言いたくない	1	2.1								
その他	0	0								

b 密売する覚せい剤の入手先

密売する覚せい剤の入手先は、図1-55のとおりであり、所属する組織・グループと他の組織・グループを合計すると58.6%となっている。

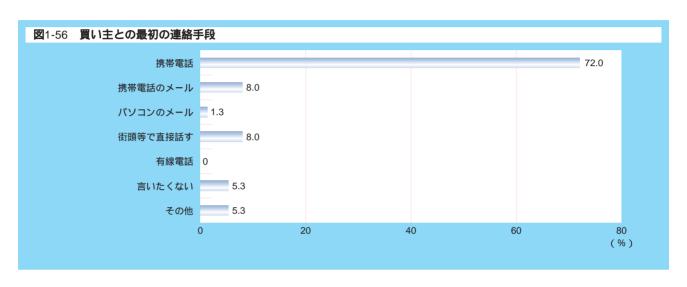
なお,他の組織・グループの主な内訳は,暴力団75.9%,外国人グループ17.2%となっている。



⁽注)この調査は、薬物密売の実態を明らかにするため、15年3月15日から4月15日までの期間、覚せい剤の密売の事実が確認された被疑者(覚せい剤の譲渡しの事実で送致した被疑者)に対し、警察官が口頭により質問し、調査票に記入する方法により行った。なお、アンケートを拒否する者に対してはアンケートは実施しなかった。回答者数は76人で、その属性は、性別が男性90.8%、女性9.2%、主な年齢層が30歳~39歳50.0%、20歳~29歳18.4%、主な国籍が日本84.2%、イラン11.8%となっている。

c 買い主との連絡手段

買い主との最初の連絡手段は、図1-56のとおりとなっており、携帯電話が多用されている。



ウ 薬物犯罪による収益等

我が国で乱用される薬物のほとんどは海外から密輸入されたものであり、密輸入された薬物は、元売、中間 卸、末端密売等の段階を経るが、これらの過程に暴力団等の犯罪組織が関与し、莫大な収益を上げている。

薬物の取引価格は,取引量,取引する薬物の質,取引条件等により変動が大きいが,これまでの事例をみると,例えば,覚せい剤1キログラム当たりの密造組織との取引価格は40万円から80万円といわれる。その仕入価格に関係者の渡航費用,運搬役等密輸実行行為者の費用・報酬,組織の利益等が加算され,水際での取引価格は100万円から200万円となり,さらに国内の一次卸価格は250万円から400万円に跳ね上がるといわれる。そして,数段階もの流通過程を経て末端乱用者に密売される段階では,1グラム当たり2万円から10万円(1キログラム当たり2,000万円から1億円)で密売されるといわれる。

4年に施行された麻薬特例法では,薬物犯罪収益等の発生の原因やその取得等につき事実を仮装し,又は薬物犯罪収益等を隠匿した者等を新たに処罰の対象とするとともに,薬物犯罪収益等の没収及び追徴の制度等の規定が設けられたが,同法違反に係る没収・追徴規定の適用状況は,表1-12のとおりであり,4年以降14年までのその合計金額は約88億円となっている。

密売人に対するアンケート調査では、密売による売上金は、「すべて自分のものにする」と回答した者が38.4%であったが、「組織・グループにいくらか上納し、残った金が自分のものになる」と回答した者が15.1%、「仲間内で分配する」が9.6%、「一旦、売上金すべてを上納し、給料としていくらか分け与えられる」が6.8%であり、薬物密売による収益が組織内部に上納され、暴力団等の維持・拡大等のための資金とされていることがうかがわれる。

また,暴力団がその縄張内で,他の暴力団等に薬物密売を行わせ,場所代名目でその収益を収受している事例もみられている。

表1-12 麻薬特例法違反に係る没収・追徴規定の適用状況(平成4~14年)

区分	没	ЧХ	追	徴	合	計
年次	人員(人)	金額(千円)	人員	金額	人員	金額
4			47	5,229	47	5,229
5	9	6,275	342	38,433	351	44,708
6	7	258	353	36,549	360	36,807
7	4	230	246	19,265	250	19,495
		1,000				1,000
		1,920				1,920
8	6	619	327	82,976	333	83,595
9	6	5,790	331	126,931	337	132,721
		1,687				1,687
10	20	58,394	257	608,896	277	667,290
11	21	73,341	267	1,823,279	288	1,896,620
12	21	31,981	304	510,789	325	542,770
13	30	102,226	155	3,685,271	185	3,787,497
14	45	176,959	307	1,363,995	352	1,540,954

注1:法務省刑事局の資料による。 2:「金額」の単位は,千円(千円未満切捨て)である。ただし, はシンガポールドル, は米ドルである。

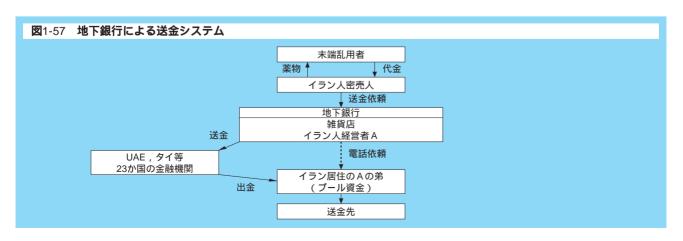
事例1

山口組傘下組織幹部(28)は,関東一円で営利目的で十数人に覚せい剤等約5.1キログラムを約3,700万 円で密売するなど,薬物を譲り渡すことを業としていた。14年7月,同人を麻薬特例法違反で検挙するとともに,12金 融機関に隠匿されていた薬物密売によって得た預金債権約2億2,000万円に対して,麻薬特例法に基づき起訴前の没収保 全を行った(栃木,群馬,茨城)。

事例2

山口組傘下組織組長(56)らは、7年6月ころから8年10月ころまで、他の組の暴力団員らが覚せい剤密 売により得た薬物犯罪収益等であることを知りながら、場所代名目で、1日当たり29万円、合計約1億5,000万円を収受 していた。9年9月,同人らを麻薬特例法違反で検挙した(大阪)。

イラン人薬物密売組織の場合,密売による収益は地下銀行を通じてイラン本国に不法に送金されている(図 1-57)



事例

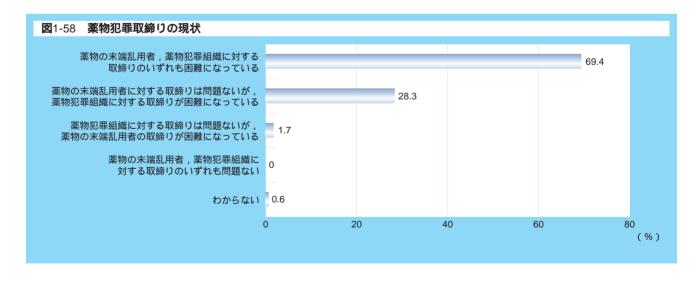
イラン人薬物密売グループに対する集中取締りで検挙したイラン人薬物密売人は、「密売グループのボスから密売車両や住居の提供を受け、給料制で薬物の密売を行っていた」、「密売する薬物はグループの運搬役から定期的に供給を受け、その売上金は、自分の給料分を差し引いた金額をグループに渡していた」などと供述していたが、その捜査の過程で、イラン人密売人(22)が売上金を本国に不正送金していた事実が明らかとなり、14年12月、雑貨店を経営するイラン人(38)らを麻薬特例法、銀行法違反等で検挙した。本件は、イラン人密売人が密売で得た約700万円を雑貨店を装う地下銀行の送金システムを利用して、イランに送金し、薬物犯罪収益の取得事実を仮装・隠匿した事案であるが、地下銀行は11年から検挙されるまでの間、正規の貿易を装い、アラブ首長国連邦(UAE)等23か国を経由して、約15億円をイランに送金していたことが明らかとなった(愛知)。

(3) 第一線から見た薬物情勢の変質

警察庁では,薬物犯罪の変質について,第一線の警察官が日々の職務を通じて得ている実感を把握するため, 都道府県警察の薬物犯罪捜査に従事する警察官を対象にアンケート(注)を実施した。

ア 薬物犯罪取締りの現状

薬物犯罪取締りの現状について、「薬物の未端乱用者、薬物犯罪組織に対する取締りのいずれも困難になっている」と回答した警察官が69.4%、「薬物の未端乱用者に対する取締りは問題ないが、薬物犯罪組織に対する取締りが困難になっている」と回答する警察官が28.3%おり、薬物犯罪組織に対する取締りの困難性を挙げる者(両者の合計)は97.7%に上る(図1-58)。

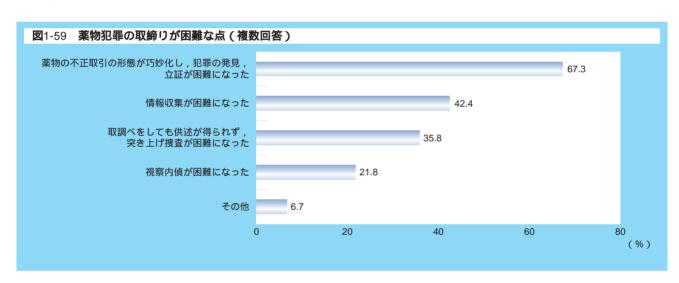


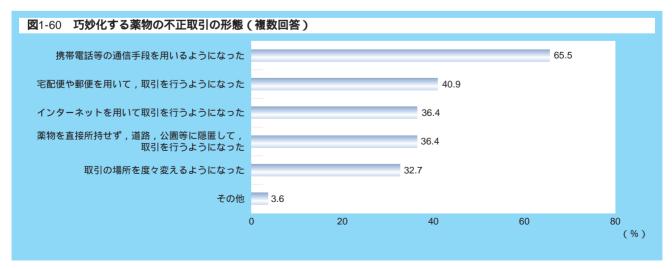
⁽注)アンケート調査は、平成15年3月、都道府県警察の薬物捜査部門に所属する警部補以下の階級の警察官180人に対し、犯罪捜査活動、情報収集活動等における経験等に基づき回答するよう依頼したものである。

イ 薬物犯罪組織の取締りが困難な点

薬物犯罪組織の取締りが困難な点(複数回答)については、「薬物の不正取引の形態が巧妙化し、犯罪の発見、立証が困難となった」と回答する警察官が67.3%と最も高い(図1-59)。巧妙化する薬物の不正取引の形態については、図1-60のとおりであり、携帯電話、インターネット等の通信手段を用いたり、警察官の職務質問等を警戒して、「薬物を所持せず、道路、公園等に隠匿して、取引を行うようになった」ことを挙げるなど、警察の取締りを逃れるため、薬物の取引方法や隠匿場所を巧妙化させていることが明らかとなっている。

また,42.4%の警察官が「情報収集が困難になった」と回答しているが,その理由として,「捜査員が不足しているため,情報収集活動が十分に行えない」、「経験豊富なベテラン捜査員が減少している」ことなどから「核心情報を取れる捜査員が少なくなった」が挙げられている。「犯罪組織からの報復を恐れ,自分以外のことは話さない者が多い」、「捜査に対する警戒が強くなり,不要なことは話さなくなった」、「自供しても量刑が科され,被疑者にとって得がない」を理由に挙げる警察官も多い。





ウ イラン人等の薬物犯罪組織の実態

このほか、薬物犯罪組織の実態について、多数、警察官の実感が寄せられている。

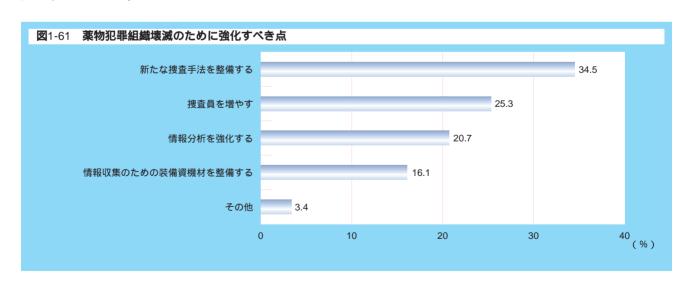
イラン人等の薬物犯罪組織については、「所在を転々と変え、名前を変え、携帯電話の番号を変えるなど、組織の実態がなかなかつかめない」、「検挙しても、組織のことについて全く供述しない」、「外国人であるため、犯行後すぐに国外に逃亡され、追跡捜査が困難だ」、「本国に強制送還されても、偽造パスポートを使い、すぐ再入国されてしまう」などがあり、これらに対しては、「通信事業者や他の行政機関との協力関係を構築すべきだ」や「入国管理局に対する照会業務に時間がかかる。迅速化、簡素化すべきだ」との意見が挙がっている。

エ 薬物犯罪組織壊滅のために強化すべき点

薬物犯罪の取締りが困難ななか,薬物犯罪組織の壊滅のため,今後,最も強化すべき点については,「新たな捜査手法を整備する」ことを挙げた警察官が34.5%と最も多い(図1-61)。具体的には,「通信傍受を効果的に実施できるようにしてほしい」,「警察官による薬物の譲受け捜査(注)を積極的に実施すべきだ」,「犯罪組織に対抗するためには,全く新しい捜査手法も検討すべきだ」などの声が聞かれた。

次いで、強化すべき点として、「捜査員を増やす」を挙げる警察官が25.3%に上っている。その理由としては、「発生した事件に対処することに業務が忙殺され、犯罪組織に対し継続的な視察内偵活動が行えない」ことや「来日外国人による犯行が増加し、裏付捜査に手間暇がかかり、十分な組織犯罪対策が行えていない」ことを挙げている。

また,「情報分析を強化する」べきと回答した警察官も20.7%おり,「入管,税関等の関係機関との連携がまだ十分とは言えない。人事交流等を活発に行い,情報を共有するなど,更なる連携強化をすべきだ」とする意見が挙がっている。



警察庁では、平成10年から14年までの間に暴力団員等と来日外国人が共犯関係等を構築して敢行し、警察に検挙された事件で、警察庁に報告のあったもののなかから、35件を抽出して、その実態に関する詳細な調査(以下「共犯事件に関する調査」という。)(注)を行った。

その結果、暴力団員等と来日外国人との関係は、多種多様であるものの、次のような傾向が認められた。

(1)暴力団員と来日外国人が共犯関係を構築した経緯

暴力団員と来日外国人の接点は、我が国の国際化の進展の影響で、あらゆる日常的な場面において認められる。共犯事件に関する調査においては、暴力団員等と来日外国人が共犯関係を構築した経緯として、以下のようなものが見受けられた。

テキ屋を資金源の一つとしている暴力団員が,日当稼ぎのためにテキ屋の手伝いをしていた中国人と親交を持ち,当該中国人又はその者から紹介された中国人と共犯関係を構築するに至った。

暴力団員及びロシア人の双方が,暴力団員の所属する暴力団の縄張内にあるロシア人が多く集まる飲食店に客として来店した際に知り合いとなり,何度か飲食を共にする過程で相互に共犯関係を構築するに至った。

日本に永住した中国残留孤児の子息である暴力団員が,他の暴力団員と不良中国人グループとを結びつけ, 双方が共犯関係を構築するに至った。

暴力団幹部が,韓国からの留学生を配下の暴力団員とし,その者に指示して韓国人の友人数人を集めて, 共犯関係を構築するに至った。

日本人の不動産ブローカーが,取引先の中国人から犯行を持ちかけられ,知人の暴力団員を紹介したところ,当該暴力団員と中国人が共犯関係を構築するに至った。

暴力団員が商用で中国に渡航した際,常習的に集団密航を行っているとみられる中国人と面識を持ち,帰国後,当該中国人から紹介を受けたと自称する在日中国人から,集団密航の手伝いをするように依頼され, 共犯関係を構築するに至った。

(2)暴力団員と来日外国人の犯罪における役割分担と収益の分配

ア 集団密航事件における役割分担と収益の分配

集団密航事件は、特に中国人と暴力団員が共謀して敢行されることが多い犯罪である。

大半の集団密航事件は、中国人が首謀者であるため、密航者の募集、密航計画の立案、密航代金の設定と徴収、密航用船舶の手配、日本における船舶の接岸場所の選定等は、すべて、中国人が行っている。暴力団員は、日本に在住する中国人から、接岸場所での密航者の受入れと輸送、密航者の一時的な滞在場所の確保とそこでの監視等の役割を分担するよう依頼されるが、集団密航計画の全体を把握していない場合が多い。

(注)共犯事件に関する調査では,10年から14年までの間に全国の都道府県警察が検挙し,その概要が警察庁に報告された事件で,暴力団員等と来日外国人が共犯関係等何らかの関係を構築して敢行したと思われるもののうち,約百数十件の報告内容を精査し,それぞれの事件の捜査過程で,暴力団員と来日外国人の関係が比較的解明されているものを35件抽出した。さらに,その35件の事件について,警察庁職員が当該事件の捜査を担当した都道府県に赴き,捜査記録を閲覧するなどして,

暴力団員等と来日外国人が接点を持ち、共犯関係を構築するに至った経緯

暴力団員等と来日外国人の犯行時における役割分担

犯罪収益の分配状況

等について、可能な限り詳細な調査を行った。

中国人が、暴力団員にこれらの役割を分担するよう依頼する理由としては、

密航者の受入れ,輸送,監視等は,集団密航を行う上で,警戒中の警察官に発見,検挙される可能性が高い危険な役割であること。

日本の運転免許証を持たない中国人は,密航に必要な大型車両をレンタカー会社から借り受けることができず,また,密航者の一時的な滞在場所としての宿泊施設等の手配も困難であること。

などが挙げられる。中国人の首領は,検挙される危険が大きい密航者の受入れ現場には現れず,携帯電話等で,配下の中国人又は暴力団員に指示を与えている状況がうかがわれる(典型的な共犯形態に関して図1-62参照)。

警察に検挙された被疑者の供述によれば,集団密航により中国人が密航者から徴収する密航代金は,一人当たり約150万円から300万円程度であるとうかがわれる。これらの集団密航に関する収益と経費については,中国人の首謀者がその全体を掌握しており,暴力団員は,詳細には知らされていないことが多い。このため,暴力団員が集団密航に荷担したことに対する成功報酬は,収益の一定割合ではなく,役割に応じた定額報酬とされていることが多い。報酬額は,共犯事件に関する調査によれば,

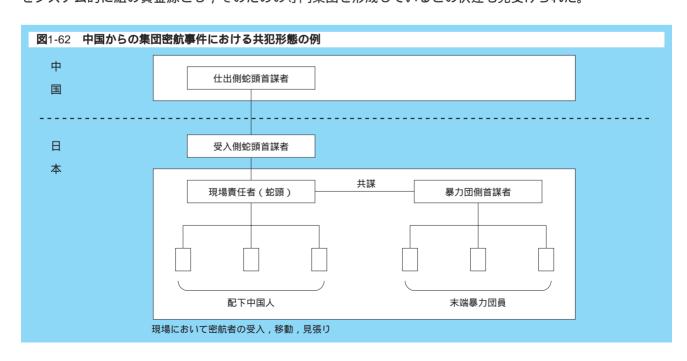
45人の密航で経費(レンタカー,隠匿場所等の借料)とは別に250万円

8人の密航で経費を含めて80万円

約100人の密航で,日本近海洋上での密航者受入用船舶の手配,密航者の受入れ,レンタカーの手配,密航者の一時滞在場所の手配等を依頼され,経費を含めて約3,000万円

等,様々である。

集団密航に荷担する暴力団員等は,概して指定暴力団の四次組織,五次組織の末端構成員,準構成員等であり,調査した事例の範囲では,一次組織,二次組織のレベルで,暴力団が組織ぐるみで集団密航に関与している状況は判明していないが,ある検挙事例では,指定暴力団の三次組織の組長が,配下組員に対して「これは,組の仕事だから」と言って指示を出している状況も見受けられ,また,別の三次組織では,集団密航の手引きをシステム的に組の資金源とし,そのための専門集団を形成しているとの供述も見受けられた。



事例1
平成10年5月,指定暴力団四次組織の幹部甲は,都内の繁華街にあるパチスロ店で中国人A及びBと顔見知りとなった。甲は,Aらと話をするようになり,何回か飲食を共にするうちに,Aらから,集団密航の手伝いをするよう持ちかけられた。甲は,報酬が高額であったことから,これに応じることとし,これまで,数回にわたり集団密航の手伝いをしてきた。

今回も, Bから,「近々,都内の海岸に密航者45人を載せた貨物船が接岸するので,これを受け入れる仕事を手伝って欲しい」と依頼された。具体的には,密航者を乗せるパネルバン2台を用意すること,密航者を一時的に隠匿するための貸別荘を用意すること,パネルバンの運転手を用意すること,密航者を監視することなどを依頼された。そこで,配下の暴力団員ら2人に,詳しい事情を説明しないまま,これらの準備を行うように指示して準備を行った。これらの経費は,すべてAが支払った。

密航当日は,接岸場所に甲ら3人,A,B及び中国人数人が待機し,貨物船から45人の中国人密航者を受け入れ,パネルバンに分乗させ,千葉県内の貸別荘まで運搬した。

貸別荘では、甲ら3人と中国人らが密航者を監視し、Aらは、携帯電話を利用して、中国在住の密航者の家族、親類らに連絡し、密航が成功したことを伝えた上で、密航代金を支払うよう命じていた。

甲は,報酬としてAから250万円を受け取る約束になっており,その中から35万円を配下の2人に支払うこととして1た。

Aらは、別の中国人Cから指示を受け、現場における密航の仕事を取り仕切っていたことが判明したが、Cは逃亡中である。

A, Bらは,密航者から徴収する密航代金は,一人当たり約300万円で,これは,中国に在住する密航者の家族,親類らから中国の密航組織が取り立てると供述した(千葉)。

事例2 指定暴力団員乙は、知人から「知り合いの蛇頭が、暴力団の上の人を紹介して欲しいと言っている」と言われたため、これを指定暴力団幹部甲に持ちかけた。甲は、乙らの仲介で、蛇頭を自称する中国人A、B、Cらと会い、報酬を得て、偽装結婚等の犯罪を手伝うようになった。

その後,甲は,Aらから「実は,中国人約100人を密航させる話がある。日本近海まで別の船で運ぶが,洋上で日本の船に積み変えて接岸したい。船の手配,密航者を運ぶトラック等の準備,密航者を匿う家屋の準備をして欲しい」と頼まれ,知り合いの元指定暴力団員丙,配下指定暴力団員丁らと共謀し,これらの手配をして密航の受入れをした。

関係者は、密航代金は、中国人密航者1人につき250万円から300万円であると供述している。日本側暴力団員らに対しては、合計約3,000万円が支払われている。このうち、船舶の手配をした漁師に約400万円が支払われ、残金約2,600万円を甲と丙で約1,300万円ずつ分配し、それぞれの配下に30万円から100万円の報酬が支払われた。

イ 強盗事件における役割分担と収益の配分

強盗事件における暴力団員と来日外国人の関係は、共犯事件に関する調査によれば、集団密航の場合とは異なり、具体的な犯行計画を積極的に持ちかけるのは、暴力団員である場合が多い。

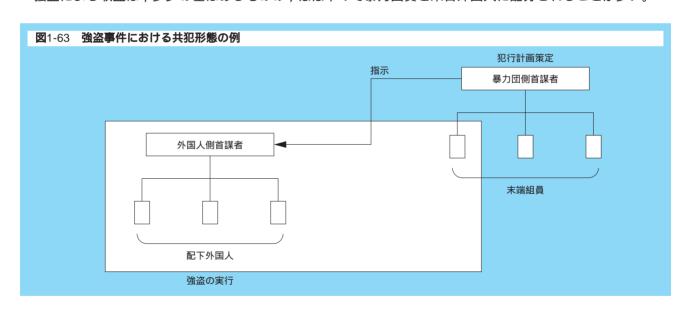
広範な情報網と人的ネットワークを持つ暴力団員は,日常的に,強盗が容易な対象(例えば,多額の金銭を保管しており,人気が少ない家屋や事務所,多額の現金を輸送する警備の手薄な現金輸送車等)に関する情報を収集している。これを利用して,下見を行い,犯行に必要な凶器を調達し,入念な犯行計画を策定したうえで,危険な犯行を騰わない来日外国人に実行行為を依頼する。来日外国人側の首領格の者は,自分の手足となる数人の来日外国人を誘い入れ,これらの者と共同して,暴力団員が策定した犯行計画に従って,犯行を行っ

ている(典型的な共犯形態に関して図1-63参照)。

暴力団員は,警察による検挙をおそれるため,犯行現場に現れることを回避する傾向が強い。来日外国人による強盗の手口は,残忍,凶暴で,被害者に対して執拗な攻撃を加えて殺害に至るなど,想定外のトラブルが犯行現場で頻発する傾向にある。共犯事件に関する調査においては,暴力団員は,被害者の事務所に保管してある現金のみを奪って逃走する計画を立てたが,その実行行為のすべてを中国人グループに委ねたため,強取した現金が少なかったことに腹を立てた中国人が,被害者の預金通帳,印鑑等を奪うとともに,被害者自身を拉致・監禁し,被害者に預金の払戻しに必要な書類を作成させたうえで,金融機関から現金を詐取した事例が見受けられた。この事例では,中国人らは,合計4,000万円以上の収益をあげたにもかかわらず,なお,これに満足せず,被害者を引き続き監禁した上で,暴力団員とは別の日本人と共謀し,他の金融機関からも現金を詐取しようとしたことから,通報を受けて警戒中の警察官に検挙された。

このため、暴力団員は、犯行の監視役、見張役、外国人を犯行場所まで運ぶ運搬役等として、実行行為に少数の組員等を立ち会わせざるを得ない場合もあり、これらの役割は、多くの場合、末端の組員、準構成員等が担当している。

強盗による収益は,多少の差はあるものの,ほぼ半々で暴力団員と来日外国人に配分されることが多い。



事例 指定暴力団三次組織幹部甲は,手形割引等の仕事を通じて以前から取引のあった会社役員乙から,「強盗に入りやすくて,現金を置いてあるところを紹介してくれ。中国人が強盗するから,高見の見物で金が入る」などと誘われ,犯行に加わることとした。

甲は,乙からの要請に応えるため,情報を収集し,乙と相談の上,最終的には,強盗の対象として独居老人宅を選定し,犯行計画を策定した。乙は,バール等の凶器を準備し,日本人を介して,中国人強盗グループの渉外的な役割を担うAに連絡した。しばらくして,Aは乙に対して「強盗をやるグループが見つかった」と連絡し,中国人B及びСを乙のもとに送り込んだ。

甲らは,ホテルの一室で相談をした結果,犯行現場までの案内と逃走車両の運転を担当する者として,甲の配下の暴力 団員丙及び丁が,強盗に加わることとなった。

中国人ら3人は,独居老人宅に押し入り現金1,300万円を強取し,日本人側に600万円,中国人側に700万円が分配された。

その後,一度に多額の金銭を得られることに魅力を感じた甲は,他の暴力団組織の組長宅に強盗に入ることを計画し, 乙及びAを介して,再度,B,Cらと共謀し,B,C,丙,丁が組長宅に押し入ろうと付近を車両で徘徊していた際,警 戒中の警察官に職務質問を受け,強盗予備の現行犯で逮捕された。

ウ 海外輸出目的の高級自動車窃盗における役割分担と収益の配分

暴力団員等は、豊富な情報収集力と動員力を利用して、国内において海外輸出目的の高級自動車窃盗グループを形成し、他方、来日外国人は、母国出身者の人脈と既存の海外輸出ルートを利用して、暴力団員等から盗難自動車を買い取り、海外に輸出、販売する役割を担っている(典型的な共犯形態に関して図1-64参照)。

この種の犯罪においては,盗難自動車の輸出,販売ルートを確立することが必要不可欠であること,窃盗の 実行犯である暴力団員等は,盗難車を長期間にわたって国内で保管すれば,警察に検挙される危険が高まり, 保管経費もかさむため,なるべく早く来日外国人に販売することを望むことなどから,輸出,販売を担当する 来日外国人側が,犯行全般において主導的な立場に立っている。

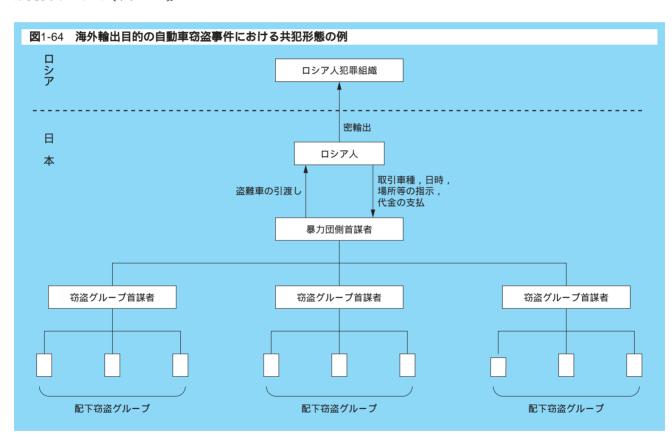
例えば、11年から13年ころにかけて、日本で窃取されたRV車を北海道の港湾施設からロシアに輸出し、ロシアにおいて販売する事件が多発したが、これらの事件では、輸出を担当するロシア人らが、盗難車を運ぶ船舶入港の日時及び場所、ロシアで高額で売れる車種等を暴力団員らに対して指示し、暴力団員らは、その指示に従って犯行日時、窃取車両を決定し、指定された港湾施設に盗難自動車を運搬するシステムとなっていた。ロシアでは、ディーゼルエンジンで、雪道でも走行に支障がない四輪駆動のRV車の需要が高いため、指示される車種は、この種のものに集中した。反対に、日本においては高級車であっても、ロシアの道路事情等に適合しない車両は、取引を拒否されるか、安い値段で取引されていた。

また,盗難車両の輸出を行う来日外国人を中心とした車両窃盗・不正輸出のネットワークが広範囲に及んだため,窃盗グループを形成している暴力団員が,ネットワークに組み込まれているにもかかわらず,暴力団員と来日外国人との間に面識がない場合もある。

パキスタン人中古車販売業者が,アラブ首長国連邦に所在する販売会社に大量の盗難自動車を輸出していた 事件では,輸出を担当するパキスタン人に収斂する複数の盗難車流通ルートが確立し,その流通ルートの末端 に,指定暴力団員が形成する複数の窃盗グループが組み込まれていたものの,当該暴力団員らとパキスタン人 の間には,多数の仲介ブローカーが介在しているため,暴力団員らは窃取した自動車が最終的に誰の手で輸出 されるかを知らず,また,パキスタン人も誰が窃取した盗難車であるかを知らなかった。

また,この種の事犯では,自動車窃盗,密輸出のネットワークが,大きくなるほど,相互の関係があたかも 正当な商取引のようなものとなっており,密輸を担当する来日外国人にも,盗難車を売り渡す暴力団員らにも, 犯罪を敢行しているという意識が希薄な者が多い。

この種の犯罪において,暴力団員らを始めとする自動車窃盗グループに対して支払われる報酬額は比較的安価で,例えば,共犯事件に関する調査においては,暴力団員から来日外国人に対しては,一台当たり10万円から100万円で販売され,来日外国人はこれを海外において200万円から700万円で販売していたとする供述が見受けられた(図1-64)。



事例1

指定暴力団四次組織の組員甲は、飲食店において、ロシア人Aらと知り合い、何度か飲食を共にするうちに、Aらが日本で高級自動車を窃取し、ロシアに密輸出していることを知り、報酬を得て、甲の配下組員3人と共に自動車窃盗の手伝いをするようになった。

しかし,甲らが自動車窃盗に習熟するに伴い,甲らとAの関係は,甲らがAの手伝いをするものから,甲らが窃取した車両をAが買い取り,ロシアに輸出する形態に変化した。

甲らは、ロシアでの需要が高い一定車種の高級RV車のみを効率よく窃取するため、一般人のガソリンスタンド店員乙を窃盗グループに取り込み、乙は、ガソリンスタンドの顧客の車両のうち、一定の車種の高級RV車に絞って車両の保管場所、鍵番号を記録し、甲の配下組員に伝える役割を担っていた。甲の配下組員は、鍵番号から当該車両の合い鍵を作成し、保管場所を確認していた。

Aは,盗難車をロシアに運ぶ船舶の船長との交渉及びロシアでの販売の一切を取り仕切っており,船舶が入港する日時,場所が確定するとそれを甲に知らせており,また,ロシアで販売する車両の車種についても,甲に指定していた。

Aから連絡を受けた甲は,乙から入手したリストをもとに,あらかじめ作成していた合い鍵を利用して車両を窃取し, Aから指定された日時,場所に,指定された車種の盗難車を届け,Aがこれを買い取っていた。

甲は,自らの報酬は一台当たりの買取価格である10万円で,甲が4万円を受け取り,残りの6万円を配下組員3人に2万円ずつ分割したと主張したが,同種の事案における同種の盗難車の買取価格と比較すると,極端に低額であり,その真偽は定かではない。

北海道警察では,13年7月,甲ら日本人被疑者6名,ロシア人被疑者2名を検挙したが,ロシア人主犯格のAは逃亡中であることから,ロシアでの盗難車の販売価格は判明していない(北海道)。

事例2

指定暴力団三次組織の組員乙は、パキスタン人の中古車買取り・輸出代行業者Aから、「ランドクルーザーをロシア、イギリス、ドバイ等に輸出販売するルートがある。乙さんが、盗難車を用意できれば買い取る」などと持ちかけられた。乙からこの話を聞いた同三次組織幹部の甲は、乙を含む配下指定暴力団員乙、丙、丁、戊、己をリーダーとし、不良少年らを構成員とする5つの自動車窃盗グループを組織し、Aから注文を受けた車種の高級自動車を本格的に窃取し始めた。

12年4月,甲らは,盗難車をAのほか,パキスタン人プローカーB,日本人プローカーCの3者を経由して,ロシア,イギリス,ミャンマー,中近東各国に輸出するとともに,「ロシアマフィアの国内エージェント」を自称する日本人にも販売していた。販売価格は,1台60万円程度であった。甲は,これらの国外販売ルートとは別に,国内販売ルートをも構築していた。

盗難車の販売代金は、窃盗の実行行為者に半額、各窃盗グループのリーダーである乙、丙、丁、戊、己に半額とされ、各窃盗グループのリーダーから、甲に対して販売代金の数%が上納されていた。

これらの被害は、1都1道9府県にわたり、被害車両626台、被害総額23億6,200万円に及んだ(神奈川、富山)。

エ 不法就労事犯における関係

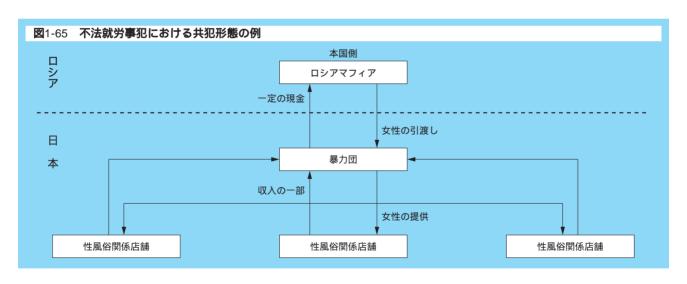
不法就労事犯における暴力団員と来日外国人の関係は複雑である。

共犯事件に関する調査から判明した代表的な形態は,次のようなものである。外国を拠点とする犯罪組織が, 母国において,日本で性風俗関連の仕事に就くことを望む女性を募集し,数人単位で日本に引率したうえで, 暴力団員等に一定の金額の現金と引き替えに引き渡す。女性が来日する際は,観光目的等の短期入国資格で入 国する。暴力団員は,日本における性風俗関連営業の就労先を探し,そこでの就労をあっせんする。外国人女 性が性風俗関連営業の就労先で稼いだ収益は,就労先の事業者と暴力団員が一定の割合で分配する。女性は, 日本に滞在する間は,住居,食事のほかには,小遣い程度の金銭を与えられるだけであるが,短期の滞在期間 を経過して母国に帰国した後に,外国の犯罪組織の者から一定の金額の報酬を受け取る(典型的な共犯形態に 関して図1-65参照)。

このように,外国人犯罪組織と暴力団とが,直接取引をしている事例のほか,外国に本拠をおく日本人プロモーターが,日本の暴力団員と取引をしている場合や,日本側の外国人女性の受入れ組織が,暴力団の庇護を受けたプロモーターである場合もある。このような場合には,報酬の配分や暴力団との関係は,必ずしも明確ではない。

また,日本人のプロモーターが手引きして,不法に入国した外国人女性が,都内の新宿,池袋等の街頭で売春の勧誘をし,日本の暴力団がこれらの女性からショバ代と称して,一人一日あたり8,000円の金銭を要求,収受していた事例もある。

いずれにしても,日本の性風俗関連営業等で働く外国人女性は,母国及び日本の犯罪組織のえじきとなっており,このような形態の犯罪が,犯罪組織の大きな資金源となっている(図1-65)。



事例 日本人乙は,以前からの知り合いのロシア人Aと再会した。Aから「ロシア人女性を日本に渡航させ,性 風俗の仕事をさせて,儲けないか」と持ちかけられ,ロシア人女性の不法就労の仕事に加わることにした。

乙は,以前からの知り合いの指定暴力団三次組織組長甲に犯行を持ちかけ,甲はこれに加わることとした。

Aは、ロシアで、ロシア人女性を募り、短期滞在で日本に入国させ、これを甲らに引き渡し、甲は引き渡された女性を都内の複数の性風俗関連営業の店にあっせんした。

甲らは,女性の引き渡しを受ける際に,Aに対して,女性一人につき3か月の滞在で108万円と往復の渡航費用8万円を支払うほか,女性の滞在に必要な経費を負担した。また,甲らは,引渡しを受けたロシア人女性を性風俗関連営業の店にあっせんし,そこでロシア人女性が働いて得た収益を,店側と折半していた。

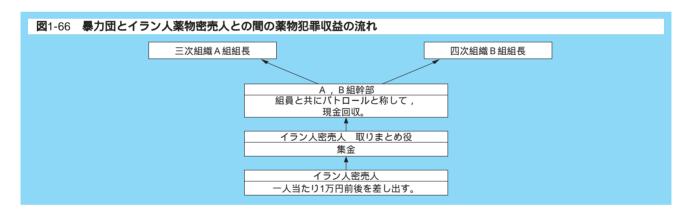
他方,Aは,ロシア人女性が3か月の滞在を終えて帰国した際,報酬として,一人当たり3,900米ドルを支払っていた。 甲とAは,12年4月,警視庁及び富山県警察に入管法(不法就労助長罪)で摘発されるまでに20人以上の女性を日本 に入国させ,性風俗関連営業の店にあっせんしていた(警視庁,富山)。

オ 薬物の密輸・密売事犯における関係

薬物密輸の多くは,海外の密輸組織と暴力団等とが結託して行われている。従来,暴力団と海外の密輸組織が連携し,海外の密輸組織が密輸した薬物を暴力団が荷受けする手口が多くみられたが,近年では,海外の密輸組織が密輸した薬物をその構成員等が我が国で保管し,暴力団に譲り渡している事例もみられるようになっている(薬物の密輸事犯における海外の密輸組織と暴力団との関係については,4(2)ア(ウ)参照)。

一方,薬物,とりわけ覚せい剤の密売事犯においては,暴力団とイラン人との間に連携がみられるが,その関係は,バブル経済崩壊以降に不良化した来日イラン人が変造テレホンカードの密売等に加え,より利益があがる薬物密売を敢行するようになり,次第に連携を深めていったものとみられる(イラン人薬物密売組織の成立の背景とその実態については,1(3)ウ参照)。

イラン人薬物密売組織は,多種多様の薬物を扱っており,大麻等の一部の薬物は,ロシア人犯罪組織等から独自の密輸ルートを用いて入手しているが,覚せい剤については,その多くを暴力団から供給を受けているものとみられる。また,暴力団が場所代名目で薬物密売の収益の一部をイラン人薬物密売組織から収受している事例もみられている(図1-66)。



事例1 覚せい剤等を密売していたイラン人密売人(35)らを検挙したところ、密売していた覚せい剤については 栃木県内に縄張を持つ山口組系暴力団幹部(28)から、大麻については仲間のイラン人から仕入れていたことが明らかと なり、14年7月、同暴力団幹部を麻薬特例法違反で検挙した。イラン人密売人らは、10グラム当たり約8万円から約12万円で覚せい剤を仕入れ、0.3グラム当たり1万円で密売していた(栃木、群馬、茨城)。

事例2
警視庁と厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部は、15年3月までに、都内繁華街で薬物密売を行っていたイラン人から場所代として現金を徴収していた住吉会傘下組織の組長(57)、四次組織の組長(53)らとイラン人(38)らを麻薬特例法違反で検挙した。

組長らは、10年ころから自己の縄張内の繁華街で、イラン人による薬物密売が活発になってきたと認識したが、イラン人密売人を排除するよりも、場所代名下に現金を徴収して組の活動資金にしようと考え、配下の組員に指示し、パトロールと称して複数の組員が縄張内を回らせ、イラン人密売人から薬物犯罪収益のうち1か月最低25万円を徴収していた。一方、イラン人密売人らも、安定した薬物密売ができるよう、薬物犯罪収益の一部を支払うことに決め、取りまとめ役のイラン人が末端のイラン人密売人から薬物犯罪収益を徴収し、これを組の集金役に支払っていた(警視庁)。

カ 銃器の密輸・密売事犯における関係

我が国で犯罪に使用されている真正けん銃の8割以上は外国製のものであり,これらは,何らかの経路で我が国に密輸入されたものである。一方,けん銃は,暴力団にとって最も重要な武器とされ,暴力団がけん銃の密輸入を図るため,けん銃の仕出地出身の外国人と接近し関係を構築している状況がうかがわれる。

共犯事件に関する調査では、日本向け貨物船のフィリピン人船員が、フィリピン国内において、フィリピン人から日本へのけん銃の密輸を依頼され、一定額の報酬と引き換えに運び屋となって、日本側荷受人である暴力団関係者に引き渡そうとするなど、日本の暴力団組織と外国のけん銃ブローカーが密接な関係を構築していると推察される事例が見受けられた。

また,けん銃不法所持事件では,台湾マフィアがけん銃の譲受け・譲渡しを通じて,暴力団と密接な関係を有していることがうかがわれる事例が見受けられた(銃器の密輸入については3(3)イ参照)。

事例1
フィリピン人A, Bは,貨物船の船員であるが,埠頭に係留中の同船において,けん銃5丁とこれらに適合する実包81発,大麻19キログラムを所持していたところ,警察,税関及び海上保安庁による同船に対する合同の船内検査により,同けん銃及び実包が発見され,10年3月,逮捕された。

Aは、取調べで、「フィリピンの港に入港中、2人のフィリピン人男性X、Yに「金になる仕事がある」と声を掛けられ、港近くのホテルに連れて行かれ、X、Yのボスと思われる男の部屋において報酬25万ペソでけん銃と大麻の密輸を引き受けた。その日のうちに、Xと知らない男と3人で、けん銃と大麻の入ったバッグを自分の船室まで運び、ロッカー内に隠匿した。一人での密輸は困難であると判断して、船員仲間のBを報酬5万ペソで仲間に入れた」と供述するとともに、日本側荷受人について、写真から指定暴力団関係者である男を特定した(岩手、警視庁、熊本)。

事例2

台湾人Aは、台湾人Xと飲食店の共同経営をめぐってトラブルとなり、台湾人B、Cを連れて、Xの経営する飲食店に赴き、準備していたけん銃をXに突き付けてタクシーに連れ込み、別の店舗に逮捕監禁し、脅迫するなどした。しかし、被害関係者からの110番通報により、A、B、Cの3名は警察に逮捕され、使用したけん銃2丁が押収された。けん銃の入手先について、指定暴力団員から100万円を担保に借り受けた旨供述し、写真により指定暴力団幹部Dを特定した。同人は覚せい剤中毒で事故死した(鹿児島)。

(3)対立関係

このように、暴力団と来日外国人との関係が密接になるにつれて、対立関係も生じている。

平成14年9月には,都内において,些細なトラブルから,指定暴力団員が中国人数人の暴行を受けたことに端を発し,暴行を受けた組員に係る治療費等の請求をしようと交渉に臨んだ指定暴力団幹部等に対して,中国人グループが,一般人の客や従業員のいる喫茶店内で発砲し,1人を殺害,1人に重傷を負わせる事件が発生した。

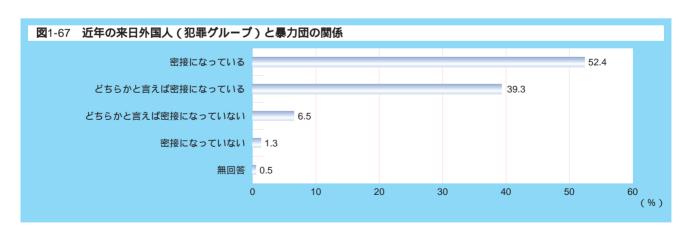
この事件の原因は,些細なトラブルであるが,暴力団員と来日外国人の関係が相当程度密接になっていることがうかがわれる事例であると言える。また,この事件においては,中国人グループが当初からからけん銃を隠し持って暴力団幹部との交渉に臨んでおり,外国人犯罪組織が必ずしも暴力団をおそれていないこと,また,その凶暴性が高まっていることがうかがわれる。

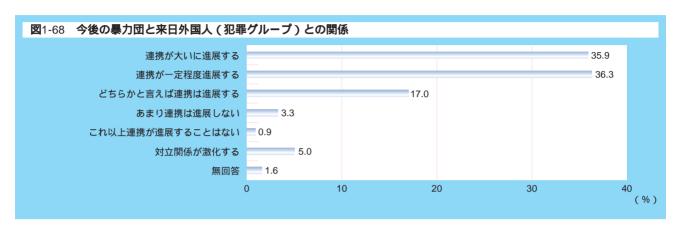
(4)第一線から見た暴力団と来日外国人との関係

1(2)に記載した調査によれば、「近年、来日外国人(犯罪グループ)と暴力団の関係が密接になっているか」についての回答は、図1-67のとおりで、「密接になっている」、「どちらかと言えば密接になっている」という回答を合わせると、90%以上の警察官が、関係が密接になっていると回答している。

また、「今後、来日外国人(犯罪グループ)と暴力団の関係は、どのようになっていくか」についての回答は、図1-68のとおりで、「連携が大いに進展する」、「連携が一定程度進展する」、「どちらかと言えば連携は進展する」という回答をあわせると、約9割の警察官が、連携が進展すると回答している。「対立関係が激化する」という回答も5.0%の警察官が回答している。

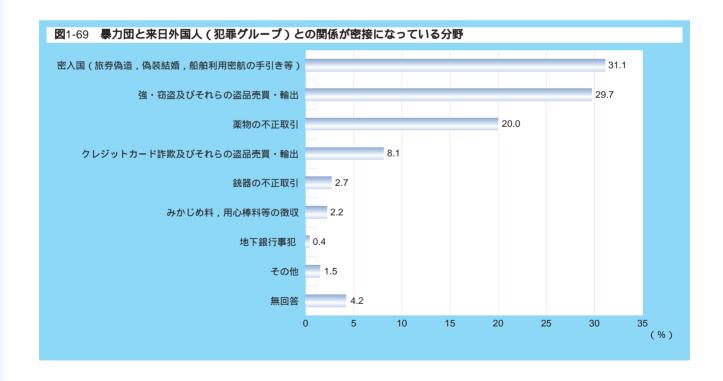
このように,組織犯罪捜査に従事する第一線の警察官のほとんどが,暴力団と来日外国人組織の重なりを実感している。



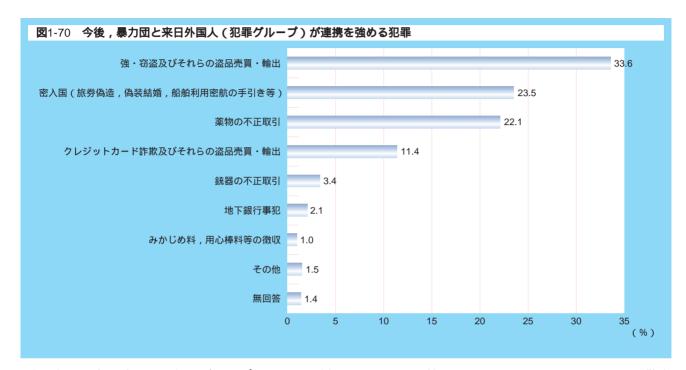


「暴力団と来日外国人(犯罪グループ)との関係が密接になっている分野」についての回答は、図1-69のとおりで、密入国、強・窃盗、薬物の不正取引が上位を占めている。

「今後,暴力団と来日外国人(犯罪グループ)が連携を強める犯罪」についての回答についても,図1-70のとおりで,33.6%の警察官が強・窃盗と回答しており,続いて23.5%が密入国と22.1%が薬物の不正取引と回答し,この3種類の犯罪が上位を占めている。

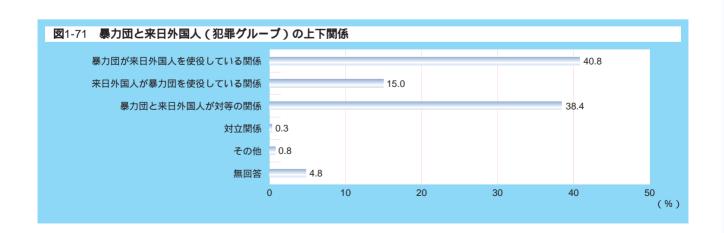


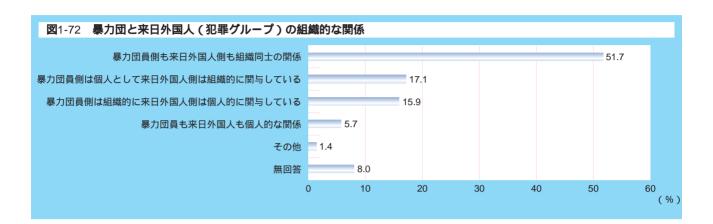
⁽注)図1-69,図1-71及び図1-72は,図1-67において「密接になっている」あるいは「どちらかと言えば密接になっている」と回答した警察官に対して実施し,図1-70は,図1-68において「連携が大いに進展する」、「連携が一定程度進展する」あるいは「どちらかと言えば連携は進展する」と回答した警察官に対して実施した。



「暴力団と来日外国人(犯罪グループ)の上下関係」についての回答は、図1-71のとおりで、40.8%の警察官が「暴力団が来日外国人を使役している関係」、38.4%が「暴力団と来日外国人が対等の関係」と回答しており、暴力団と来日外国人の立場が対等であると感じている者も多い。さらに、15.0%が「来日外国人が暴力団を使役している関係」と感じている。

また、「暴力団と来日外国人(犯罪グループ)の組織的な関係」についての回答は、図1-72のとおりで、51.7%が「組織同士の関係」であると回答した。逆に、「個人的な関係」と回答した警察官は5.7%であった。このように、組織犯罪捜査に従事する第一線の警察官の約半数は、暴力団と来日外国人が組織同士で連携していると感じていることがわかる。





(5)総括

多くの事件で,来日外国人側の首謀者が国外逃亡中であること,また,暴力団員と来日外国人が共犯関係を構築するに至る経緯については,裏付けのとれない供述が大半であることなどから,暴力団員と来日外国人がどのような経緯で共犯関係を構築したか,またその前提としてどのような接点を有しているのかは,解明されていない部分があり,今後は,この点の解明が望まれるが,全体として,暴力団員と来日外国人との犯罪における関係は,かなりの程度密接になっていることがうかがわれる。

その形態として,次のようなものに大別できる。

犯行の背後には,蛇頭,ロシア人犯罪組織等の外国に本拠をおく大規模な国際犯罪組織の組織的な関与が 認められ,これに我が国の暴力団員が従たる役割で加功している形態

犯行の背後には,暴力団の二次組織,三次組織等の組織的な関与がみられ,複数の来日外国人が集団的に これに加功している形態

暴力団員が犯行を計画・主導し,複数の外国人がこれに加功しているものの,その背後には暴力団又は国際犯罪組織の組織的な関与は認められないもの

今後は、の形態の犯罪において、暴力団が組織的に関与するようになり、また、の形態の犯罪において、来日外国人グループの組織化が一層進展するなどにより、この種の犯罪の組織化が一層進展することが懸念され、一部では、既にその傾向が見受けられる。また、暴力団と国際犯罪組織の関係がより緊密になり、組織化が進展すれば、必然的に両者に対立が生じることも懸念される。暴力団と国際犯罪組織が、連携を強める一方で、対立が激化すれば、我が国の治安に多大な悪影響が生じることが懸念される。

(1) 麻薬新条約の締結, 麻薬特例法の制定及び警察庁薬物対策課の設置

組織犯罪対策に関する国際的な対策の必要性は,はじめに,薬物の不正取引の分野で高まりをみせ,昭和63年には,麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約(以下「麻薬新条約」という。)が採択された。警察庁では,同年,刑事局保安部に薬物対策課を新設して,規制薬物の不正取引に関する取締り体制等を強化した。その後,我が国は,平成元年12月,麻薬新条約に署名し,3年10月,同条約の批准に必要な国内法整備の一環として,麻薬特例法を制定した。警察では,薬物対策部門を中心として,同法の積極的な適用に努め,規制薬物の不正取引の分野における組織犯罪の摘発に力を注いできた。

麻薬特例法は,薬物犯罪収益等に係るマネー・ローンダリングの処罰,薬物犯罪収益等の没収・追徴等,組織犯罪捜査に重要な役割を果たす規定を数多く含んでおり,我が国の組織犯罪法制として先駆的な存在となった。

(2)暴力団対策法の制定と警察庁暴力団対策部の設置

他方,平成元年頃から,我が国最大の犯罪組織である暴力団が急速に寡占化し,これによって増大した暴力 団組織の威力を背景とした民事介入暴力が横行し,また,頻繁に暴力団による対立抗争が発生したため,暴力 団が市民に与える脅威は,日増しに増大し,抜本的な暴力団対策立法を望む声が大きくなった。

このような状況を背景として,3年5月,暴力団対策法が制定され,4年3月から施行された。

暴力団対策法は,その構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい団体を,都道府県公安委員会が,指定暴力団として指定することとし,指定暴力団の構成員が,民事介入暴力の典型的な形態として法に定める行為を行うことを規制するとともに,指定暴力団相互間の対立抗争に際しては,その事務所の使用を制限する行政的な仕組みを構築することなどを柱とする法律で,施行後の運用により,民事介入暴力事犯の防止や対立抗争の抑止等の成果をあげた。

また、警察庁では、暴力団犯罪の取締り、暴力団対策法の運用、暴力団排除運動の推進を三本柱とする暴力 団総合対策を強力かつ有機的に推進するための体制を整備するため、4年、刑事局に暴力団対策部を設置した。

警察庁暴力団対策部では,暴力団の壊滅に向けた諸対策を強力に推進するとともに,暴力団情勢に応じて, 暴力団対策法の改正を検討し,5年及び9年にそれぞれ暴力団対策法が改正された。

5年の改正では,暴力団からの離脱を阻害する不当な行為を規制し,暴力団への加入の強要等の行為に関する規制を強化するとともに,暴力団員の暴力団からの離脱と社会復帰を促進するために公安委員会が行う措置についての規定等が整備された。

9年の改正では,指定暴力団の業務等に関し行われる暴力的要求行為の防止,準暴力的要求行為の規制,指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時における事務所の使用制限等に関する規定等が整備された。

(3) 銃刀法の改正と警察庁銃器対策課の設置

また、平成4年から5年にかけて、けん銃等の不法所持事件が急増し、とりわけ暴力団勢力以外の者によるけん銃等の不法所持事件やけん銃等を使用した凶悪犯罪が多発し、大きな社会問題となった。このため、5年、けん銃等の所持、輸入及び製造に関する罰則の強化、けん銃等の譲渡し、譲受け等の禁止、けん銃等を不法に所持する者がそのけん銃等を提出して自首してきた場合の刑の軽減、免除等を内容とする銃刀法及び武器等製

造法の改正が行われた。

これを受け、警察庁では、6年7月、生活安全局に銃器対策課を新設し、都道府県警察も、7年春までに、銃器摘発を専門に担当する銃器対策課・室等を設置するなど、銃器摘発体制の強化が図られた。同時に、銃器取締りに関する専門的捜査員の計画的育成、金属探知器等の取締り資機材の整備・充実等が図られた。

さらに,6年11月に開催された「銃器犯罪対策に係る関係閣僚会合」における銃器対策の強化の申合せ,同年12月に開催された「けん銃取締り対策に関する関係省庁連絡会議」におけるけん銃等に対する法制強化の申合せ等を受けて,7年に銃刀法が改正・施行された。

この改正では,不特定又は多数の者の用に供される場所等においてけん銃等を発射する行為の禁止,けん銃 実包の所持の規制,けん銃等の密輸入に関する罰則の強化,クリーン・コントロールド・デリバリーの実効を 上げるための罰則の新設,けん銃等に関する犯罪の捜査に当たり警察官等が行うけん銃等の譲受け等に関する 規定の新設等所要の規定の整備が図られた。

(4)国際協力の推進と警察庁国際部の設置

急激な国際化の進展により、中国人犯罪グループ、韓国人すりグループ、イラン人不法滞在者グループ等来日外国人犯罪者グループの存在、銃器、薬物等の海外からの密輸事犯、不法就労を目的とした集団密航事犯等の多発が、治安上の大きな問題となった。これに伴い、外国警察機関等との情報交換、捜査協力、技術協力等の必要性が高まり、これらの業務を全庁的な見地から、戦略的、専門的に行うための部署を設置することが求められた。このため、平成6年7月、警察庁は、長官官房に国際部を設置した。

警察庁国際部では,国際捜査共助の実施のほか,国際犯罪に関する関係各国との協力の枠組みづくり等を担当しているが,7年のハリファックス・サミットにおいて国際組織犯罪対策を専門的に検討するために設置が決定された「G8国際組織犯罪対策上級専門家会合」(リヨン・グループ)や,国連における国際組織犯罪防止条約の起草作業に積極的に参加するなど,国際組織犯罪対策にも力を入れている。

また,国際部は,警察庁に「国際化対策委員会」を設置して,総合的な来日外国人犯罪対策を推進する国内の体制を整備し,国際犯罪捜査実務,語学を習得した国際捜査官の育成,警察における通訳体制の整備等を推進した。

(5)組織犯罪対策三法の成立

平成11年には,組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。), 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「通信傍受法」という。)等からなるいわゆる組織犯罪対策三 法が成立した。

組織的犯罪処罰法は,一定の組織的犯罪に関する刑の加重,犯罪収益全般に関するマネー・ローンダリングの処罰と没収・追徴,金融機関による「疑わしい取引」の届出等,組織犯罪捜査に不可欠な規定を整備している。通信傍受法は,限定された犯罪について,極めて厳格な要件の下ではあるが,捜査機関が通信傍受を行うことを可能とした。

(6) 省庁横断的な組織犯罪への取組み

平成13年7月,政府は,様々な凶悪犯罪の多発により「世界一安全な国,日本」に対する国民の信頼が低下している現状を踏まえ,国民の信頼を取り戻すために,最近,特に国民に不安を与えている国際犯罪等に対して,関係行政機関との緊密な連携の下に,抜本的な対策を講じることを目的として,内閣官房長官を長とする国際組織犯罪等対策推進本部を設置した。

同本部では、不法入国・不法滞在、ピッキング用具使用の組織的窃盗、自動車の盗難と盗難自動車の不正輸出、偽造・変造クレジットカード等の課題に積極的に取り組み、警察からは、国家公安委員会委員長が副本部長としてこれに参画することにより、同本部における検討をリードし、その決定事項の実現に努力した。

特に,自動車盗難及び盗難自動車の不正輸出防止対策については,警察庁が中心的な役割を果たしており,同年9月,同本部の決定(注)に基づき,関係省庁,関係団体等の参画を得て設置された「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において,自動車盗難防止対策,自動車盗難事件に対する取締り,盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進している。

また、捜査現場等でも横断的な組織犯罪への取組みが行われており、例えば、警察及び海上保安庁では14年中に検挙した集団密航事件合計25件のうち、11件の事件で合同捜査を実施したほか、中国、韓国等の関係国取締機関との情報交換や共同摘発を推進している。

事例1
13年10月,警視庁及び海上保安庁は,神奈川県川崎港から密入国しようとした密航者6人(イラン人3人,バングラデシュ人3人)及び収受者等11人(中国人7人,バングラデシュ人4人)の計17人(以上警察)並びに韓国人船員11人(海上保安庁)を入管法違反で逮捕した。その後,在韓国・釜山の密航請負組織に関する情報をICPOルートで提供し,14年1月,韓国釜山地方警察庁が密航請負組織の韓国人ら7人を韓国の出入国管理に関する法律違反で逮捕した。

事例2
14年5月31日から6月30日までの間に開催された2002年ワールドカップサッカー大会に際し、警察庁は、フーリガン等(安全対策上問題となる者)の入国を阻止するため、外国治安機関から派遣されたリエゾン・オフィサーを通じて収集した情報等に基づき、フーリガン等の情報を入国管理局に提供した。この結果、入国管理局では、大会に関連して65人の上陸を拒否した。

事例3

14年12月,税関から「晴海埠頭に接岸した貨物船から多数の外国人が上陸し,保冷車に乗り込み逃走した」との通報を受けた結果,都内中央区において,荷台に潜伏していた中国人密航者51人(男41人,女10人)を入管法違反(旅券不携帯等)で検挙,当該車両を運転していた日本人1人,普通乗用車で先導した中国人1人,その後の捜査で判明した中国人2人を同法違反(営利目的の収受・輸送の罪等)で検挙した。さらに,海上保安庁との情報交換により,同庁も本件に関連して中国人船員8人を同法違反(営利目的の輸送・上陸の罪等)で検挙した(警視庁)。

第3節

海外における組織犯罪の現状と対策

本節においては,諸外国・地域における組織犯罪の現状と警察機関等の取組み,組織犯罪対策に有効な法制について概観することとし(注),併せて,国際社会における組織犯罪への取組みについて記述する。

1 主要な組織犯罪の概要と対策の推進状況

(1) 米国

米国では19世紀の終わりころから,イタリア系移民を中心として犯罪組織が形成され始めた。これら組織は,時代の移り変わりとともに活動内容や組織形態を変化させつつ,ニューヨークやシカゴ等大都市を中心に規模を拡大させ,マフィアと呼ばれるようになった。代表的な組織には,ラ・コーザ・ノストラ(La Cosa Nostra)があり,多種多様の非合法活動(殺人,恐喝,薬物密輸,汚職,賭博,正当な企業活動への浸透,高利貸し,売春,税に関する詐欺,株価操縦等)に関与している。

一方,近年の情報通信技術等の発達によって,犯罪や犯罪組織のグローバル化がもたらされており,例えば, 米国以外の国を拠点として行われる金融市場での詐欺や薬物密輸等の犯罪は米国の経済・社会に強い影響を与 えるようになっている。また,ロシア・東欧系やアジア系の国際的な犯罪組織が,従来から米国内で形成され ていたラ・コーザ・ノストラや薬物密輸組織と連携を強めつつあることや,犯罪組織がプリペイド型の移動通 信の活用及び頻繁な通信手段の変更等を行うことにより捜査当局の監視を逃れつつ犯罪を敢行していることな どの実態から,将来,国際的な犯罪組織が米国社会に深刻な脅威となることが懸念されている。

このような組織犯罪に対しては、米国では、連邦捜査局(FBI)の犯罪捜査局のなかに組織犯罪対策を所管するインテリジェンス部門を設けて、他国の警察機関等と連携して情報の収集・分析を行っているほか、捜査の初期段階から、検察と緊密に協調しながら、通信傍受、いわゆる覆面捜査(法執行機関の者が犯罪者の振りをしたり、犯罪者が利用するビジネスを営んだりすること)、匿名の情報協力者の利用等の高度な手法を用いた捜査を進めている。

(2)英国

英国における組織犯罪としては,不正な薬物や銃器の取引,人の密輸,詐欺,マネー・ローンダリング,児童ポルノ等が挙げられ,そのなかには英国以外の国の出身者らが関わっているものも多くみられ,社会に深刻な脅威を与えている。ほとんどの組織犯罪は経済的利益を求めて行われており,その活動範囲は裏社会に止まらず,合法的なビジネス活動の形態をとることも少なくない。こうした合法的な活動が将来の犯罪活動を容易にしていることも多く,例えば,密輸や詐欺を行うときには合法的なビジネス活動としての外観等が犯罪の隠れ党になっている。

こうした状況に対応するため,英国においては,組織犯罪に関する情報の収集と分析に力を入れており,そのための組織として,NCIS (National Criminal Intelligence Service)が設置されている。NCISは,1992年(平成4年)にThe National Drugs Intelligence Unitsとして内務省に設置されたが,現在は,特定省庁に属さない組織となっている。NCISは重大犯罪や組織犯罪が英国にもたらす脅威を評価し,その結果を活用して犯罪の取締りや防止を優先的に行う分野を決めて関係機関が取り組むこととしている。

(3) フランス

フランスには,都市郊外に北アフリカ等の出身者等により構成された粗暴犯罪や強窃盗を行うグループ(ギャング)が存在していることに加え,最近はパリ市内にも勢力を伸ばしてきているといわれているが,これらの集団そのものは,マフィア等と違い一時的なグループであることが多い。これらグループは,誘拐,強窃盗,恐喝等の多くに関与しており,これに対処するため,組織化されたギャングによる誘拐等の犯罪には,加重処罰が行われている。さらに,粗暴犯罪グループから発展した一部の集団は,フランス国内のみならずヨーロッパ諸国において若い女性を対象とした人身売買にも関与しているが,集団そのものは一時的なグループであることが多い。

また,犯罪グループによって文化財や盗難自動車の不正取引も行われており,これらの取引がマネー・ローンダリングに利用されることもある。さらに,カンナビス(インド大麻),へロイン及びコカイン等薬物に関する犯罪においては,国境を越えて不正に薬物が輸出入されていることに加え,医療用の薬品が利用されることもあるため,警察だけでなく医療担当部局とも連携を強化し情報の一元化の図るための不正薬物取引中央総局(OCRTIS)を設置して対策を進めている。

こうした組織犯罪に対しては,様々な形態の組織犯罪を担当する国家警察の刑事司法警察局(DCPJ:la direction centrale de la police judiciaire)が取締りを行っているほか,7つのセントラルオフィスが国内の関係機関の連携調整も行っており,専門知識が必要な捜査や専門家の育成を行うとともに,情報の一元化や犯罪防止のための施策を推進している。

(4)ドイツ

ドイツにおいては,比較的小規模かつ流動的ではあるものの犯罪者の組織化が進んでおり,それらの一部が相互の連絡を密にし,緩やかなネットワークを形成しつつ組織犯罪を敢行している。また,これら犯罪組織の大半は国際的な結合関係を明確に有しており,国境を越えた活動を強化している。

2001年(平成13年)に捜査を受けた者のうち,約半数は初めて捜査機関に把握された者であり,国籍別では,ドイツ国籍が約半数を占め,外国籍のなかではトルコ国籍を有する者が最も多く,旧ユーゴスラビア,イタリア,ポーランド,リトアニア,ロシアがこれに続いており,その国籍は80か国以上にわたっている。

ドイツでは、このような組織犯罪に、主として連邦刑事庁(BKA)、連邦国境警備隊(BGS)及び税関が対策を行っているが、一般の警察事務を担当する州警察も多くの組織犯罪を捜査している。連邦政府は、組織犯罪の収益に対する規制を強め、犯罪組織の国際的な結合を阻止するため、重罪については前提犯罪の如何を問わずマネー・ローンダリング行為を処罰するなどの対策を行っている。また、組織犯罪対策の国際的連携を強化するため、リトアニア、スロベニア、ポーランドと対策の共同作業に関する協定を締結し、犯罪組織の国境を越えた活動に対処する施策を推進している。

(5) **イタリア**

イタリアでは,シチリア島を中心に活動するラ・コーザ・ノストラ等の犯罪組織が古くから存在しており, 一般にマフィアと呼ばれている。これらは,「沈黙の掟」(omertà)を土台に構成されている極めて秘密性の 強い組織であり,また,「マフィア型結社罪」を規定しているイタリア刑法により,その組織は非合法とされ ている。その組織形態は,シチリア島(行政区画上「州」として位置づけられる)内の各県(20県)にボスが置かれ(ただし,州都パレルモ市については複数のグループが存在するといわれている。),全体を「大ボス」が統括するピラミッド型であるとみられる。すべての構成員には,「沈黙の掟」を守るなど極めて厳しい規律に基づき行動することが求められている。

犯罪組織は,薬物売買,武器の密輸,各県内で活動する商店,飲食店等に対する恐喝(いわゆる「ショバ代」の要求),建設業者に対する恐喝(かねてよりイタリア南部においては多くの公共事業が行われており,その受注等をめぐってマフィアが介入する例が多くみられる。)を活動の中心としているとみられるが,他国の国際犯罪組織との連携もみられるところであり,薬物の売買に関して中南米の麻薬密売組織と連携する活動がみられるほか,近年,パレルモ市においては,中国系移民の増加に伴い,中国系マフィアと連携した不法移民の入国に関与する等の動きもみられる。また,1980年代から90年代初頭にかけて,マフィアによる犯罪を担当していた捜査官,検事等が相次いで殺害される事件も発生しており,このことから,暴力を頼みとするマフィアの体質がうかがわれるところである。

組織犯罪対策を推進するため、イタリアでは、3つの主要な警察組織(国家警察、カラビニエリ(軍警察)、財務警察)が有する情報、マンパワーを集約する必要性が政府内で検討され、1991年(平成3年)のマフィア対策関連法により、これら3つの組織の組織犯罪対策専門家を集めたDIA(マフィア対策庁)が内務省の外庁として設置された。その権限は、基本的に一般の司法警察とほぼ同様であるが、マフィア構成員としての容疑者に対し、財産の仮保全命令を裁判所に求めること、マフィア構成員の資産の没収を裁判所に求めること、イタリア中央銀行からマフィアによるマネー・ローンダリングの疑いのある外貨取引について通報を受けることなどの特別な権限を法律により付与されており、近年は財務捜査に基づく不法収益の保全・没収にも力を入れている。

また,軍及び内務省情報局の協力を得てマフィア組織に対するインテリジェンス活動を行うなどマフィア活動の「予防」にも力点を置いている。

(6) ロシア

ロシアの極東地域では,親分と子分という関係を原則とし,枝分かれした組織をもつ犯罪者集団が存在し「盗人講」()と呼ばれている。「盗人講」は広い組織網をもち,自動車窃盗,強盗,恐喝等の犯罪に関与するとともに,服役者やその家族等を経済的に援助するための基金を運営している。また,矯正労働施設から仲間を取り戻すために公務員を買収することもあるといわれている。「盗人講」に次ぐ犯罪組織としては,スポーツ・マフィアがあげられる。これら犯罪組織は,活動領域を窃盗,恐喝等から海産物,石油製品や非鉄金属の密輸へと拡大させるとともに,石油採掘事業等合法的なビジネスを行う例もある。

また,周辺国の犯罪組織がロシアに進出してきている状況もみられ,これら外国人犯罪組織は犯罪被害にあっても司法当局に届けることのない不法滞在外国人を対象に強盗等を行うだけでなく,密出入国に関与しているほか,薬物をロシア国内に運び込む一方,ロシアからは,貴金属,石油製品,木材等を運び出しているといわれている。

ロシアにおいては,内務省の刑事警察局組織犯罪対策総局のほか連邦保安庁経済安全局においても組織犯罪対策を担当している。これらの組織は,平成15年,所管業務の重複による不効率を改めるとともに「薬物の

不法流通及びテロリズムとの闘い」の観点から,組織の見直しが行われ,薬物対策を一元的に所管する独立の機関が新設されたほか,薬物のロシアへの不法流入対策等を行っていた国境警備庁が連邦保安庁に吸収されるなどした。

また,内務省においては,連邦レベルの犯罪に対処するために,組織を見直し,連邦捜査局を創設すること も検討されている。

(7)中国

中国には,青幇,紅幇に代表される黒社会と呼ばれる犯罪組織がかつて存在していたが,1949年(昭和24年)に中華人民共和国が成立した後は,徹底した取締りで黒社会は消滅したとされた。しかし,1970年代末からの急速な経済発展に伴って,農村部から都市部への大量の人口流入,貧富の格差の拡大,規範意識の低下,拝金主義や汚職のまん延等が生じたことなどを背景として,中国各地に無数の犯罪組織が形成された。これら犯罪組織のうち,組織化の程度,社会に与える危害の程度,経済的実力等からみて組織形態がある程度発展したものを黒社会的性質を帯びた犯罪組織と呼んでいる。

黒社会的性質を帯びた犯罪組織はその大多数が数十人から百数十人の規模であるとみられており,犯罪活動の内容は,強盗,恐喝,脅迫,人身売買,売春,賭博,薬物取引等多種多様である。中国では,こうした組織が公務員を買収するなどしてその庇護を得るようになったり,組織の構成員自身が公職に就くこともあり,腐敗の蔓延として大きな問題となっている。

黒社会的性質を帯びた犯罪組織に対しては,中央では公安部刑事偵査局,地方では公安局や公安庁の刑事偵査総隊が捜査を担当しており,一部の地方組織においては専門班を設けて捜査を行っている。また,2000年(平成12年)12月から2年以上にわたって,黒社会的性質を帯びた犯罪組織等に対する特別取締りである「打黒除悪」特別闘争が全国で展開された。

(8)韓国

韓国では、90年の「犯罪との戦争」で大規模な犯罪組織(組織暴力輩)が弱体化したが、これに乗じて小規模の新興暴力輩が乱立するとともに、最近では、刑期を終えた暴力輩幹部による組織再建の動きもみられるとされている。また、近年、外国人犯罪の取締り件数・人員の増加が続くとともに、その内容も巧妙化、組織化が目立ってきている。

国境を越えて活動する韓国人犯罪組織は存在しないとされているものの,密入国,薬物・銃器類の密売等の犯罪が国際的な犯罪組織との連携の下で発生しており,1990年代以降,ロシアのマフィア,我が国の暴力団,中国の三合会等韓国周辺の国の犯罪組織が国内の犯罪組織と連携し国内への浸透を企てているといわれている。最近では,金融の規制緩和を悪用してマネー・ローンダリング等を敢行する組織や韓国を経由地とした密航請負組織も摘発されている。

密入国の取締り状況を見ると密入国者のほとんどは中国人であるが,中国人密入国者の背後では,密入国 ブローカーらによる組織的あっせんや専門詐欺行為が頻発している状況である。

薬物犯罪は莫大な収益を上げることができるため,ロシアマフィア等国際犯罪組織が主要な資金源とする ことを目的として,それらの持込み・流通を増加させており,このことが韓国国内における薬物使用を急 速に拡大させている要因のひとつであると推測されている。

銃器類は,国内犯罪組織と連携したブローカーを介し外国船舶の入港する港湾において持ち込まれている ことが知られている。

クレジットカード犯罪としては,香港の国際クレジットカード偽造組織が,韓国内で短期間のうちに偽造 クレジットカードを使用して商品を購入するといった手口の国際犯罪も最近出現している。

このような状況に対して,韓国では,主要地域に警察と検察の「組織暴力事犯専担合同捜査部」を設置して暴力輩等に対する取締りの強化を図るほか,外国人の集まる地区を管轄する警察署に「外国人犯罪捜査専従チーム」が設置され,在留外国人の動向把握及び犯罪捜査活動を展開しているほか,銃器類の管理及び規制の強化も図られている。また,警察,検察,国税庁,関税庁,出入国管理当局等関係機関との連携を強化する施策も推進されている。

(9)台湾

台湾では、勢力を後ろ盾とし市民に威圧を与えたり、他人の生命、身体、自由、財産に危害を及ぼすなど社会秩序を破壊する者を流氓と呼んでおり、これら不良行為者によって構成された組織が各種犯罪を行っている。これら組織は合法的な企業の形態を装って活動することも多いが、実際には、各業種の正常な運営や金融市場に介入したり、政府の公共事業に介入し、内外の投資や公共事業の質に悪影響を与え、経済に重大な影響を及ぼしており、その形態の一部には我が国の暴力団と共通する性質もみられる。また、犯罪組織は選挙にも介入して不良行為者を当選させることにより、不当な利益を貪るとともに警察の取締りにも影響力を行使しようとしている。

警察は、犯罪組織がけん銃、麻薬、暴力行為等の不法行為で社会に不安を及ぼすことを防止するため、「組織犯罪防制条例」や「検粛流氓条例」を活用して証拠収集活動や取締りを強力に行っており、特に、悪名高い犯罪組織の首領や犯罪組織の背後に身を隠している黒幕等に焦点を当てた捜査班を編成し、法執行を強化している。また、不良行為者の選挙への介入を抑制するために、立法機関との協調を強化することにより、不良行為者の参政資格を制限するなど、犯罪者の政治への参加障壁を高めている。

2 組織犯罪対策法制等

(1)米国

ア 組織的な犯罪の規制

(ア) RICO: Racketeer Influenced and Corrupt Organization

合衆国法典第18編の第1961条から第1968条には、RICO法と通称される組織犯罪対策のための規定が置かれている。本法においては、殺人、誘拐、賭博等の行為又は脅迫であって州法によって犯罪とされ1年を超える拘禁刑に処せられる行為等を「ラケッティアリング活動」と定義した上、そのようなラケッティアリング活動の反復を通じてエンタプライズ(個人、法人のほか、個人の事実上の結合体を含む。)の活動を遂行し又はこれに参加する行為等4種類の行為を禁止し、それらの違反行為を行った者に、罰金刑若しくは20年以下の拘禁刑(当該違反が最高刑として終身刑を含むラケッティアリング活動に基づく場合は、終身刑)又はその併科及び没収刑を科することなどが定められている。

(イ) C C E: Continuing Criminal Enterprise

合衆国法典第21編第13章の第848条は,第13章に規定されている薬物犯罪を犯して重罪(1年を超える拘禁刑に当たる罪)に当たる行為を行った者に対し,それが継続的な一連の違反行為の一部であり,そうした一連の行為が自らの管理等に係る5名以上の者との共同によるものであって,かつ,そこから実質的な収入又は財産を得ているという場合には,継続的な組織的エンタプライズ(Continuing Criminal Enterprise)に従事したものとし,初犯でも,20年以上又は終身の拘禁刑,少なくとも200万ドル以下の罰金刑及び没収刑に処するものとしている。また,刑事没収の対象については,第853条に広範な対象が定められている。

(ウ)共謀罪

2人以上の者が,合衆国に対する何らかの犯罪を犯すこと又は合衆国若しくはその機関を何らかの方法及び目的で騙すことを共謀し,かつ,そのうちの一人以上の者が,共謀の対象を達成するために何らかの行為を行ったときは,5年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科に処するという規定が合衆国法典第18編の第371条に置かれているほか,多数の共謀罪規定が設けられている。

(エ)マネー・ローンダリング罪

合衆国法典第18編第1956条及び1957条に関連規定が置かれている。第1956条は,経済取引や国際的な資金移動によるマネー・ローンダリング行為を規制するものであり,その前提となる犯罪行為(特定違反行為)については,同条(c)(7)に,RICO法違反行為,薬物犯罪,殺人,誘拐,強盗等の行為を始めとする多数の犯罪のリストが掲げられている。また,第1957条は,情を知って,特定違法行為に由来する1万ドルを超える犯罪由来財産に係る金融取引に関与する行為を罰することを定めている。

イ 組織的な犯罪に対する捜査手法等

(ア)通信等の傍受

合衆国法典第18編の第2510条から第2522条に関連規定が置かれており、

・有線通信や電気通信(ファックスやコンピュータ通信等)だけでなく,いわゆるバギング等の手法を用い

て口頭通信の傍受を行うこともできること。

- ・傍受の対象犯罪として,有線通信及び口頭通信については第2516条(a)に多数の犯罪のリストが掲げられ,電気通信については連邦法上の重罪すべてが対象犯罪とされていること。
- ・傍受の許可のために求められる犯罪の嫌疑としては,それら対象犯罪が発生したと信ずるに足りる相当の 理由で足りるとされていること。
- ・無令状による緊急傍受が認められていること。
- ・傍受期間が30日とされており,延長の回数にも制限がないこと。

などの点で我が国の通信傍受法との違いがある。傍受の実施状況は,毎年,議会に報告されることになっており,2001年(平成13年)中は,連邦・州合わせて計1,491件の傍受が行われたとの報告が行われている。

(イ)潜入捜査と秘密情報提供者の利用

「FBIの潜入捜査活動に関する司法長官指針」においては,潜入捜査とは,潜入捜査員による一定期間にわたる一連の関連する潜入活動(FBI職員又はこれと共同する他の連邦,州又は地方の法執行機関職員による架空氏名又は覆面身分の使用を伴う捜査活動)を伴う捜査とされている。

また、「情報提供者の利用に関する司法長官指針」においては、情報提供者とは、重罪に当たる犯罪活動に関する有益かつ信頼できる情報を連邦の法執行機関に提供する者又はそのような情報の将来における提供を法執行機関が期待する者とされ、このうち将来公判で証言することに合意している者を「協力的証人(又は被告人)」というものとされている。

組織的な犯罪の捜査においてこうした潜入捜査や秘密情報提供者を利用する手法を用いる場合,潜入捜査員や秘密情報提供者自身が違法な行為に関与せざるを得ない事態が生じることも想定されるが,これらの指針では,そうした本来であれば違法な行為を許容する要件や手続についても定めている。また,「FBIの潜入捜査活動に関する司法長官指針」は,潜入捜査の過程においていわゆるおとり捜査を行う場合の留意事項等についても定めている。

(ウ)証人保護プログラム

合衆国法典第18編の第3521条は,組織的犯罪活動その他の重要犯罪に関する公的な手続に関し,連邦又は州政府の証人又は潜在的証人に対する暴力的犯罪等が行われる見込みがあると司法長官が判断するときは,当該証人の移住その他の保護措置(例えば,新たな身分を設け,保護に必要な適当な文書を与えること,住宅を与えること,生活費を与えること,就職の支援をすることなど)をとることができると規定している。1970年にプログラム開始されて以来,7,000人以上の証人と9,000人以上のその家族が保護を受けており,近年においても,毎年150人程度の証人が新規にプログラムの適用を受けているという。

(2)英国

英国では、組織犯罪のみを対象とするものではないが、1984年に制定された警察及び刑事証拠法、2000年調査・捜査権限法等において、通信傍受や秘密捜査官による捜査等、組織犯罪対策に活用され得る規定がなされている。

ア 通信傍受, 秘聴捜査

従来,1985年通信傍受法(Interception of Communication Act 1985)によって,対象を郵便又は公共通信システムの手段により伝送中の通信とする通信傍受が法制化されていたが,近年の情報通信分野における変化(規制緩和や民営化に伴う民間通信システムの出現,暗号を使用した通信の増加等)に対応するため,2000年調査・捜査権限法(Regulation of Investigatory Powers Act 2000)第1章において,通信傍受に関する規定を設けている。なお,同法により,1985年通信傍受法は廃止された。

通話双方の同意がある場合はもちろん,監視活動が許される場合で通話片方の同意がある場合及び2国間の相互取り決めがある場合等特定の場合は令状なしで傍受することができる。また,国家安全,重大犯罪の防止及び探知及び英国の経済的繁栄の確保に必要と判断される場合,内務大臣が発出する令状に基づいて傍受を行うことができる。なお,傍受により収集した情報は原則として法廷で使用することはできない。

イ マネー・ローンダリング罪

マネー・ローンダリングを規制するものとして、1988年刑事裁判法(1993年刑事裁判法によって改正されている)は、「犯罪の訴追又は没収命令の発布若しくは執行を免れる目的で、(1)自己の犯罪行為の収益であり若しくはその全部若しくは一部が直接若しくは間接に自己の犯罪行為の収益に当たる財産を隠匿し若しくは仮装し、又は、(2)この財産を転換し、移転し、若しくは管轄外に移転した者は、有罪とする」と規定している。また、同法において、他人が犯罪の訴追又は没収命令の発布若しくは執行を免れることを援助する目的で行われる他人の犯罪収益に対する隠匿等の行為も罰することとされている。これらの罪で正式起訴された場合の刑罰は、14年以下の拘禁若しくは罰金又はこれらの併科とされている。

なお、マネー・ローンダリング罪の前提犯罪には、薬物犯罪のみならず重大な犯罪や多額の収益を生む犯罪 も含まれている。

ウ無令状捜索等の捜査権限

警察官の行う職務質問,捜索,差押,逮捕,留置等に関する基本法として,1984年に制定された警察及び刑事証拠法(Police and Criminal Evidence Act 1984)では,無令状逮捕できる者がいると信ずる合理的な理由がある場合において,無令状で家宅等に立ち入り,捜索を行うことができるとされている。また,同法では,盗品,禁制品又は刃物類が発見されるであろうと疑う合理的な理由のある場合,無令状で,人及び車両を停止させて,捜索を行うことができると規定しており,司法による事前審査を経ずに警察限りの判断で捜査権限を行使しうる範囲を広く認めている。

エ 秘密捜査官による捜査

2000年調査・捜査権限法においては,重大犯罪の防止・探知,英国の経済的繁栄の確保,公共の安全等のために,その方法が達成しようとする目的に適当なものであることの条件の下で秘密捜査官による情報活動を行うことができるとされている。

(3) フランス

フランスでは,刑法典,あるいは刑事訴訟法典において,犯罪組織を結成することが犯罪とされているほか, 一定の要件の下に犯罪収益の没収・追徴や通信傍受を行うことができることとされており,組織犯罪対策に活 用されている。

ア 犯罪組織の結成そのものの処罰等

(ア)凶徒の結社

フランス刑法典第450 - 1条は,「 一又は数個の重罪又は5年以上の拘禁刑で罰せられている軽罪を準備する目的をもって,結成された集団又はなされた謀議はすべて,その準備が一又は数個の客観的行為によって特徴づけられる場合は,凶徒の結社とする。 準備された犯罪が重罪又は10年の拘禁刑で罰せられる軽罪の場合には,凶徒の結社への参加は,10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金で罰する。 準備された犯罪が5年以上の拘禁刑で罰せられる軽罪の場合には,凶徒の結社への参加は,5年の拘禁刑及び7万5,000ユーロの罰金で罰する」と規定している。

(イ)麻薬団体の管理・創設

刑法典第222 - 34条第1項は、「麻薬の違法な生産、輸入、輸出、運搬、所持、提供、譲渡、取得又は使用を目的とする集団を指揮又は組織する行為は、無期懲役及び750万ユーロの罰金で罰する」と規定している。

イ 通信傍受, 秘聴捜査

フランス刑事訴訟法典第100条は,「重罪及び法定刑が2年以上の拘禁刑である軽罪に関しては,予審判事は,予審手続上必要と認められる場合,通信の傍受,録音及び反訳を命ずることができる。これらの措置は,予審判事の権限と監督の下に行われる」とし,傍受の対象は,電話だけでなくファックスやパソコン通信等も含まれている。その対象犯罪には組織犯罪のみならず一般犯罪も含まれている。通信傍受の決定は書面でなされることとされ,その決定には,同法第100 - 1条により,傍受の対象となる通信を特定する一切の要素,傍受の理由となる犯罪及び傍受を行う期間の記載が必要とされている。なお,傍受の期間は,同法第100 - 2条により,最長4か月間とされているが,傍受の条件が同一である場合には更新が可能とされている。

ウ マネー・ローンダリング罪

マネー・ローンダリングを規制するものとして,フランス刑法典第324-1条は,「資金洗浄」を罰する規定を設けている。資金洗浄とは,「重罪又は軽罪により直接又は間接に利益を受けた犯人の財産又は収入の出所を偽ることを,いかなる方法によるものであれ,容易にする行為」とされ,「重罪又は軽罪から直接又は間接に生じたものを,投資,隠匿又は転換する取引に協力する行為」についても資金洗浄を構成するとしている。これらの資金洗浄については,5年の拘禁刑及び37万5,000ユーロの罰金が定められている。

また,フランス刑法典第324-2条では,上記の資金洗浄を「常習として又は職業活動の遂行からもたらされる手段を利用して実行したとき」あるいは「組織集団が実行したとき」のいずれかに該当する場合は,刑罰が10年の拘禁刑及び37万5,000ユーロの罰金と加重することとされている。

エ 犯罪収益の没収・追徴

補充刑としての没収は,各条において適用の有無が定められるが,大多数の犯罪において適用があり,犯罪の実行に用いられ若しくは用いられようとした物又は(有体物のみならず債権等無形の財産を含めた)犯罪から生じたものがその対象となる。フランス刑法典第222-34条(麻薬集団の指揮・組織),第222-35条(麻薬の違法製造),第222-36条(麻薬の違法輸出入),第222-38条(前4条の共犯)に規定する場合において,その性質,動産・不動産の別,可分・不可分の別のいかんを問わず,有罪とされた者の財産の全部又は一部の没収を言い渡すことができるとされている。

オ おとり捜査

フランスでは、刑事訴訟法典第706 - 32条において薬物犯罪に関与する者に、その犯罪の実行を決意させるものでない場合にのみ、薬物犯罪の捜査で、司法警察員等が検事正又は事前にその旨を検事局に通知した予審判事の許可を得て、薬物の取得、所持等を行うことを認めている。

また,犯意を誘発していないなどの一定の条件の下で,おとり捜査を行うことが判例上認められた例もある。

(4)ドイツ

ア 犯罪団体の結成罪

ドイツ刑法第129条第1項は,その目的若しくは活動が犯罪行為の遂行に向けられた団体を設立した者,又はこのような団体に構成員として関与し,そのために構成員若しくは支援者を募り又はこれを支援した者は,5年以下の自由刑又は罰金に処することとし,同条第3項で,第1項の罪のうち,設立の罪については未遂犯を罰することとしている。さらに同条第4項は,第1項及び第3項の罪について,行為者が首謀者若しくは黒幕の一人であるとき,又はその他特に重い事情があるときは,6月以上5年以下の自由刑を科することとし,重罰化を図っている。

また,ドイツ刑法は,一定の犯罪について,当該犯罪の「連続的な実行のために結合した団体の構成員として実行したもの」又は「連続的な実行のために結合した団体の構成員として,団体の他の構成員の協力の下で実行したもの」について,刑を加重することとしている。加重処罰規定が設けられている犯罪は,通貨偽造(第146条第2項),小切手偽造(第152条 a 第2項),わいせつ文書の頒布(第184条第4項),児童売買(第236条第4項第1号),窃盗(第244条第1項第2号,第244条 a 第1項),強盗(第250条第1項第2号),恐喝(第253条第4項),盗品譲受(第260条第1項第2号,第260条 a 第1項),マネー・ローンダリング罪(第261条第4項),詐欺(第263条第3項第1号),文書偽造(第267条第3項第1号),公的身分証明書の偽造予備(第275条第2項),同未遂(第276条第2項),賭博(第284条第3項第2号),(自由)競争妨害(第300条第2号)及び贈収賄(第335条第2項第3号)である。

イ 通信傍受

ドイツ刑事訴訟法第100条 a は 、「通信の傍受及び録音は 、次に掲げる犯罪について 、正犯又は共犯として 罪を犯し、未遂が可罰的な場合にその実行に着手し、又は犯罪行為によって実行の準備をした者があると疑う 根拠となる事実が認められ、かつ、事案の解明又は被疑者の居所の捜査が他の方法では見込みがないか又は著 しく困難であるときは,これを命ずることができる」とし,「次に掲げる犯罪」として,内乱罪,通貨・有価証券偽造,犯罪団体の結成の罪,殺人,人身の自由に対する罪,強盗,恐喝,集団的な窃盗,犯罪組織の一員としての贓物犯,マネー・ローンダリングに係る罪,武器及び薬物に係る犯罪等を掲げている。

また,同法第100条 b により,同条 a の命令を発する権限は,裁判官に属し,緊急を要する場合は,3日以内に裁判官の承認を得ることを条件として,検察官にも命令を発する権限が認められることとされている。命令は書面で行われ,命令の有効期間は,最長で3か月であるが,同条 a の要件が存続する限り,3か月単位で何度でも延長できる。

ドイツにおける通信傍受の制度は,以下の点で,我が国とは異なる特徴を有する。

- ・通信傍受が許容される対象犯罪が極めて広範である。
- ・通信傍受が許される要件が比較的緩やかである。
- ・一定の要件の下で、検察官にも通信傍受令状の発付権限が与えられている。
- ・必要な要件が存続している限り、傍受期間に上限がない。

さらに、同法100条 c により、内乱罪、通貨・有価証券偽造、殺人、人身の自由に対する罪、集団的な窃盗、強盗致死、犯罪組織の一員としての窃盗、マネー・ローンダリング罪、贈収賄、武器及び薬物に関する犯罪等について、その犯罪が行われ、かつ事案の解明又は犯人の居所の捜査が、他の方法では著しく困難であるか、又はその見込みがないと疑うに足りる事実があるときに同条 a とほぼ同様の手続(ただし、検察官による命令はできず、令状は、4週間毎に更新を要する。更新回数の制限はない。)で住居内の非公開の会話の傍受、録音を行うことができるとされている。このように住居内の非公開の会話の傍受、録音が制度化されていることも我が国の法制度と比較して特徴的な点である。

ウ証人保護

ドイツ刑事訴訟法第68条第2項は、刑事裁判における証人尋問の際、証人が住居地の陳述をすることによって、証人又はその他の者が危険にさらされるという懸念について理由があるときは、証人に、住居地に代えて、証人の勤務先又は召喚が可能な住所を陳述することを許すことができることとしている。また、同条第1項は、職務上の地位に基づいて事実を知った証人は、住居地を述べさせないことを許すことができるとしている。

これにより、組織犯罪の捜査に従事する潜入捜査員の保護が一定程度可能となっている。

さらに、同条第3項は、証人の人定事項又は住居地若しくは居所を明らかにすることによって、証人又はその他の者の生命、身体又は自由が危険にさらされるという懸念について理由があるときは、人定事項を陳述しないか、又は以前の人定事項についてのみ陳述することが許されることとしている。ただし、この場合でも証人は、質問されれば、証言する事実をどのような資格において知ることとなったかについて、述べなければならないこととされている。

これにより,警察に対して情報を提供する証人に対する保護が一定程度可能となっている。 他方,我が国では,公判で証人が住居地,人定事項を述べないことは全く許容されない。

エ マネー・ローンダリング罪

ドイツ刑法第261条第1項は,他人の違法行為から生じた客体を隠匿し,その由来を偽装し,又はその由来

の捜査,その客体の発見,はく奪,没収若しくは保全を妨げ,若しくは危険にさらした者は,3月以上5年以下の自由刑又は罰金に処することとし,同条第2項は,他人の違法行為から生じた客体を自ら取得し,若しくは第三者に取得させ又は客体を取得した時点でその由来を知ったにもかかわらず,これを保管し,若しくは自己若しくは第三者のために利用した者も同様としている。同法第261条第1項及び第2項は,未遂罪も処罰され(同条第3項),特に重い事情があるときは,6月以上10年以下の自由刑が科される(同条第4項)。また,客体が他人の違法行為に由来することを知らなかったことについて重過失がある場合は,2年以下の自由刑又は罰金が科される。

これらのマネー・ローンダリング罪の前提犯罪は、

- ・重罪(同法第12条は,刑の下限が1年以上の自由刑である犯罪を「重罪」としている。)
- ・麻薬関連法規の一部
- ・横領, 詐欺, 補助金詐欺, 背任, 文書偽造, 贈収賄等の軽罪のうち, これらの犯罪を連続的に実行するために結びついた団体の構成員によって職業的に行われたもの
- ・同法第129条に規定する犯罪団体の構成員によって行われた軽罪

とされている。

オ 潜入捜査官

ドイツ刑事訴訟法第110条 a 及び第110条 b の規定は,麻薬又は武器の取引,通貨又は有価証券の偽造等の一定の重大な犯罪について,それが行われたことを示す十分な根拠となる事実がある場合及び特定の事実に基づき再犯の危険があると認められる場合は,原則として検察官の同意を得て,潜入捜査官を投入することができることとしている。

潜入捜査官とは、警察の職にある公務員で、ある程度永続的に架空の身分を与えられて、捜査に当たる者であり、架空身分を設定し又は維持するために不可欠な文書を作成、変更、使用することができる。潜入捜査官は、架空の身分を用いることにより権利者の同意を得て、住居に立ち入ることができる。潜入捜査官の身分は、潜入捜査官の投入が終了した後においても秘密にしておくことができる。

3 国際社会における組織犯罪への取組み

(1)国際連合における取組み

2000年(平成12年)11月,国連総会において採択された国際組織犯罪防止条約(本条約)は,重大な犯罪に関する共謀やマネー・ローンダリングの犯罪化等の各国の国内法制充実のための諸規定及び犯罪人引渡し,国際捜査共助等の国際協力の充実・強化のための諸規定から構成されており,各国が本条約及び議定書を締結することにより,刑事司法制度や犯罪防止のための行政措置が平準化し,組織犯罪に対し世界的な取締りの網をかぶせることができるようになるとともに,各国間の迅速な捜査・司法共助等が可能となることが期待される。

現在,国連においては,本条約の早期発効に向け,開発途上国に対する条約締結のための技術協力等を推進 している。

- ・1994年(6年)11月 国際組織犯罪世界閣僚会議において,「ナポリ政治宣言及び世界行動計画」を 採択
- ・1998年(10年)12月 国連総会において,国際組織犯罪防止条約の策定の検討を目的とした政府間特別委員会の設立を決議
- ・2000年(12年)11月 国連総会において,本条約及び人の密輸(人身取引),不法移民(密入国)の 2分野に関する議定書を採択
- ・2000年(12年)12月 パレルモ(イタリア)において,署名会議を開催。我が国を含む124か国(E Cを含む。)が本条約に署名
- ・2001年(13年) 5月 国連総会において,銃器議定書を採択
- ・2002年(14年)12月 ニューヨーク(米国)において,我が国が人身取引,密入国及び銃器の3分野 に関する議定書に署名

(2) サミット等における取組み

ア サミットにおける取組み

2002年(平成14年)6月に開催されたカナナスキス・サミットにおいては,薬物の密輸,移住者の密輸, 渡航文書の偽造,火器の不法取引及び資金洗浄等の犯罪活動とテロ組織との潜在的な結びつきを踏まえつつ, G8としてテロの脅威を減少させるための持続的かつ包括的な行動をとることが各国首脳間で確認され,大量 破壊兵器等の拡散防止のための措置を定めた「テロリスト又はテロリストを匿う者による大量破壊兵器又は物 質の取得を防止するための原則」等の文書が採択された。

イ G8国際組織犯罪対策上級専門家会合における取組み

1995年(7年)に開催されたハリファックス・サミットにおいて設置が決定されたG8国際組織犯罪対策上級専門家会合(リヨン・グループ)は、国際組織犯罪対策のための国際協力の枠組みづくりを進め、ハイテク犯罪を始めとする各種犯罪分野において刑事法制や法執行協力の在り方等について検討を進めてきた。

同グループは,2001年(13年)9月の米国における同時多発テロ事件以降,G8テロ専門家会合(ローマ・

グループ)と合同で会合を開催し、国際組織犯罪対策における知識・経験をテロ対策に活用することなどを検討してきており、2002年(14年)5月には、1996年(8年)に策定した「国際組織犯罪と闘うための40の勧告」の内容を見直し、国際組織犯罪のみならずテロへの効果的な対処をも視野に入れた「国際犯罪に関するG8勧告」を策定した。

売 1_13	国際犯罪対策の動向

回	年	サミット議長国 (開催都市)	G8の枠組みにおける国際犯罪対策	その他の動向(国連,FATF等)
20	1994	イタリア (ナポリ)	サミットのコミュニケにおいて,国際組織犯罪対 策及びマネー・ローンダリング対策について言及	FATF5年延長決定(94~99年) 国際組織犯罪世界閣僚会議(11月 ナポリ) 「ナポリ政治宣言及び世界行動計画」採択
21	1995	カナダ (ハリファックス)	サミットの議長声明において,国際組織犯罪対策 及びマネー・ローンダリング対策について言及す るとともに,リヨン・グループの設置について言 及	
22	1996	フランス (リヨン)	サミットの議長声明において,国際組織犯罪対策 及び薬物対策について言及し,リヨン・グループ の策定した「国際組織犯罪と闘うための40の勧告」 を支持するとともに,すべての国に対し同勧告を 奨励	F A T F 40の勧告改訂(6月)
23	1997	米国 (デンバー)	サミットのコミュニケにおいて,国際組織犯罪対策及び薬物対策について言及 G8司法・内務閣僚級会合(12月 ワシントン) 「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」策定	A P G設置決定(2月)
24	1998	英国 (バーミンガム)	サミットの主要議題の1つとして薬物及び国際犯罪との闘いが取り上げられ,コミュニケにおいて,ハイテク犯罪対策,マネー・ローンダリング対策,人の密輸対策,薬物対策等について言及G8司法・内務閣僚会議(テレビ会議方式(12月)	F A T F 5 年延長決定(99 ~ 04年)
25	1999	ドイツ (ケルン)	サミットのコミュニケにおいて,国際組織犯罪対策,公務員の腐敗防止対策等について言及 G8司法・内務閣僚級会合(10月 モスクワ)	
26	2000	日本 (九州・沖縄)	サミットのコミュニケにおいて,国際組織犯罪対策,八イテク犯罪対策,薬物対策,マネー・ローンダリング対策等について言及 G8八イテク犯罪対策政府・産業界合同会合(5月パリ)	国連総会において,国際組織犯罪防止条約(本条約)及び人の密輸(人身取引), 不法移民(密入国)の2分野に関する議定 書採択(11月)
27	2001	イタリア (ジェノバ)	サミットのコミュニケにおいて,国際組織犯罪対策及び薬物対策について言及 G8司法・内務閣僚級会合(2月 ミラノ) G8ハイテク犯罪対策政府・産業界合同会合(5月 東京)	国連総会において,銃器議定書採択(5月) FATFにおいて,「テロ資金に関する FATF特別勧告」策定(10月)
28	2002	カナダ (カナナスキス)	G 8 司法・内務閣僚級会合(5月 モン・トレンブラン) 「国際犯罪に関するG 8 勧告」採択 (「国際組織犯罪と闘うための40の勧告」の改訂)	

ウ G8司法・内務閣僚級会合における取組み

2003年(15年)5月には、サミット議長国であるフランスの主催で、パリにおいてG8司法・内務閣僚級会合が開催され、警察庁から次長が出席し、テロ対策、重要情報インフラ防護、児童ポルノ対策、犯罪関連資産の追跡、凍結、差押及び没収、DNA情報の国家間共有等を含む司法協力、ローマノリヨン・グループの将来

の作業等について協議が行われ、テロ対策等に係る国際協力の強化等が合意された。



G8司法・内務閣僚級会合(パリ)

(3)国際的なマネー・ローンダリング対策

ア 金融活動作業部会(FATF)の活動

FATF (Financial Action Task Force)は,1989年(平成元年)のアルシュ・サミットで設置が決定されたマネー・ローンダリング対策に関する国際協力を推進するための国際フォーラムであり,2003年(15年)6月末現在,我が国を含む31か国・地域及び2国際機関が参加している。

FATFでは、1990年(2年)、法執行、刑事司法、金融規制の分野において各国がとるべきマネー・ローンダリング対策を示した「40の勧告」を策定・公表し、その後、1996年(8年)にはマネー・ローンダリングの前提犯罪の拡大等の改訂を行ったが、近年、マネー・ローンダリングの技術がより巧妙化・進化したことや、2001年(13年)9月の米国同時多発テロ事件以降、FATFの対象分野にテロ資金対策が含まれたこと等にかんがみ、2003年(15年)6月、同勧告をより包括的なマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の指針とすべく、再度改訂を行った。

なお、米国における同時多発テロ事件直後の2001年(13年)10月には、「テロ資金供与に関するFATF特別勧告」を策定・公表している。

また,FATFでは,2000年(12年)以降,マネー・ローンダリング規制の「抜け穴」をふさぐため,金融機関に対する規制が不十分で国際的な司法・捜査協力に非協力的な国・地域(表1-14)を特定し,金融機関がこれらの国・地域との間の取引について特別の注意を払うよう勧告している。

警察庁は,FATF関連の各種会議における協議に積極的に参加するなど,その活動に貢献している。

表1-14 マネー・ローンダリング対策非協力国・地域

クック諸島
エジプト
グアテマラ
インドネシア
ミャンマー
ナウル
ナイジェリア
フィリピン
ウクライナ
·

注:2003年(15年)6月現在



FATF全体会合(ベルリン)

イ アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ(APG)の活動

A P G (Asia/Pacific Group on Money Laundering)は,1997年(9年)にタイで開催されたFATF第4回アジア・太平洋マネー・ローンダリング・シンポジウムで,域内のマネー・ローンダリング対策を推進するため設置が決定され,2003年(15年)6月現在,我が国を含む26か国・地域が参加している。

我が国は,1998年(10年)の第1回APG年次総会を始め,1999年(11年)にはAPG犯罪類型分析専門家会合を東京で開催するなど,その活動に貢献している。

(4)アジア諸国との連携の強化

我が国において活動する国際犯罪組織は,アジアに本拠を置くものが多く,その実態解明と検挙の推進には,関係各国による共同の取組みが必要である。国際組織犯罪対策は,自国の治安問題のみならず,国際社会に対する責務でもあるという国際社会における共通認識の下で,アジアにおける国際犯罪組織の最大の活動の場の一つである我が国も,応分の責任を負担し,アジアにおける国際犯罪対策の推進に貢献している。

来日外国人犯罪(刑法犯)検挙人員の約半数を占める中国との間においては,以下のとおり連携を強化して

いる。

- ・2001年(平成13年)1月,アジア・太平洋国際組織犯罪対策会議を東京において開催し,我が国を含むアジア・太平洋域内及びG8等の30か国2地域並びに3国際機関から法執行機関の幹部約230人が参加して,アジア・太平洋地域を中心とした総合的な国際犯罪対策のための国際協力の在り方について協議
- ・2002年(14年)1月,国家公安委員会委員長が中国を訪問して公安部長等と会談を行い,偽造旅券,偽 装結婚等に係る新たな犯罪形態に対する取締りを強化することや,国際テロ対策,ワールドカップの安全 対策において協力することで一致
- ・2002年(14年)12月,北京において日中治安当局間協議第3回会合が開催され,我が国からは警察庁の ほか,法務省,外務省等が参加して,両国間で密航,薬物,銃器問題その他の組織犯罪等について協議

組織犯罪との闘

1 組織犯罪対策の充実強化

第1節でみたとおり、我が国における組織犯罪は変質している。

また,我が国のみならず世界の多くの国において,国際犯罪組織による犯罪の深刻化が進んでおり,最近では,国際社会の一部から国際犯罪組織とテロ組織の収斂への懸念も示されている。

これに対処するためには、警察の捜査力・執行力の充実強化に取り組む必要がある。また、今後は、警察だけではなく、関係機関との連携や外国政府との協力関係を強化することにより、総合的な取組みを進めていかなければならない。

(1)捜査力・執行力の充実強化等

ア 捜査体制の整備

我が国の治安情勢は,これまでに述べた組織犯罪のほか,刑法犯や交通事故等の各種警察事象が増加の一途をたどるとともに,ハイテク犯罪等の新しい治安課題が出現するなど,年々厳しさを増しているため,我が国の治安を速やかに回復し,国民が真に求めている安全と安心を確保するためには,徹底的な合理化を行ってもなお不足する人員について,緊急に増員を図る必要がある。

警察では、地方警察官の計画的増員を行っており、平成13年度に2,580人、14年度に4,500人、15年度に4,000人の増員を行い、その一部を来日外国人組織犯罪捜査の強化、不法滞在者対策の強化、薬物の密輸密売組織に対する取締りの強化等に割り当てている。また、組織犯罪に対する捜査力の充実強化を図る上では、確保した人材を効果的に活用する体制・制度を整備することが不可欠である。

国際捜査体制の整備については、都道府県の刑事部門において、昭和63年に全国で初めて国際捜査課が警視庁に設置されて以降、大阪、愛知、千葉、神奈川、埼玉、長野及び石川の各府県警察に設置されている。このほか、茨城、愛知、熊本の各県警察に組織犯罪対策課、三重、山梨の各県警察に国際対策課が設置されるなど、専任捜査体制が拡充されている。さらに、警視庁の国際捜査課は、平成15年4月から、組織犯罪対策部に移行・再編されており、組織化が進む来日外国人犯罪に対して、刑事部門の枠にとらわれずに、より柔軟な対応、効果的な取締りが期待されている(2(3)参照)。

広域的な組織犯罪,特に複数の都道府県にまたがるような組織犯罪に対しては,8年の警察法の一部改正により,都道府県警察は,広域組織犯罪等を処理するため,その固有の判断と責任の下に管轄区域外においてその権限を行使することができるように,また,警察庁長官が都道府県警察の役割分担等について指示を行うことにより,広域組織犯罪等に対処するための態勢を迅速かつ的確に整備することが可能となった。また,13年に管区警察局の組織改編により広域調整部を設置し,広域犯罪の捜査等の広域的対応を必要とする警察事象その他国の公安に係る警察事象に関する警察活動につき,管轄区域内各府県警察に対して調整を行うこととし,広域調整機能を強化している。

イ 専門捜査力の強化,教育訓練の充実

社会の複雑化・高度化に伴い,組織犯罪捜査においても,特定の分野に関する高度な専門的知識や技能が必要となっている。このため,警察大学校,管区警察学校及び都道府県警察学校において,知能暴力犯捜査,薬物事犯捜査,銃器捜査,国際捜査等の特に専門的知識や技能を必要とする捜査に従事する捜査員に対し,その

61

捜査要領や技能について教育訓練を行うとともに,警察大学校特別捜査幹部研修所において,上級の捜査幹部 として必要な捜査指揮,捜査管理等の専門技術についての研修等を行っている。

特に,国際化の進む組織犯罪に対しては,警察大学校国際捜査研修所において,国際捜査に関する実務研修, 語学研修,海外実務研修等を実施している。都道府県警察においても,国際捜査に従事する捜査員に対する教育や通訳担当者も参加する実務的な語学研修等を実施するとともに,6年度からは,特に高い語学能力を備えた者を特別に採用し,国際捜査力の確保に努めている。また,部外の通訳人を依頼することなどにより通訳体制の整備も進めている(工参照)。さらに,来日外国人犯罪の捜査に従事する警察官には,外国語はもとより,出入国管理,国際捜査共助,刑事手続等に関する条約その他の内外の法制等,極めて幅広い分野に関する特別の知識が要求されることから,警察庁では,国際捜査実務に関する研修を行っている。

ウ 捜査手法の充実

組織的な犯罪に効果的に対処するためには,犯罪収益のはく奪による資金面からの対策を推進するとともに, 新たな捜査手法を有効に活用することが必要である。

警察では,薬物犯罪組織に対して,薬物犯罪収益のはく奪による資金面からの打撃を与えるため,4年7月に施行された麻薬特例法による薬物犯罪収益等の隠匿,収受及び仮装(マネー・ローンダリング)の事件化,薬物犯罪収益等の没収,追徴及び保全の徹底等の薬物犯罪収益対策を強力に推進している(表1-12,表1-15)。また,薬物犯罪組織の壊滅を図るため,コントロールド・デリバリー等の効果的な捜査手法を積極的に活用している(表1-16)。

また,12年2月に施行された組織的犯罪処罰法により,14年中に加重規定(第3条第1項等)を13件適用するとともに,犯罪収益等隠匿(第10条第1項)を19件,犯罪収益等収受(第11条)を9件検挙している。また,警察の請求により起訴前における没収保全命令(第23条第1項)が5件発出されている(表1-17)。

12年8月に施行された通信傍受法に基づき,14年中は,組織的な薬物密売事犯2事件に関して,合計4件の傍受を実施し,その結果,合計7人の密売人等を逮捕した。

一方,今後の銃器事犯捜査には,銃器そのものの押収という観点に加えて,銃器を不正流通させ,所持する 犯罪組織そのものに打撃を与え,これを壊滅させていくという,組織犯罪対策的な観点が求められる。

そのために,警察としては,これまで実施してきたクリーン・コントロールド・デリバリー等の捜査手法に加え,高度な捜査技術の取得・実施,日常の訓練,関係機関との密接な連携,通信傍受法等の新たな法律に関する知識の習得,けん銃発見等のための装備資機材の開発整備等を一層行っていく必要がある。

表1-15 万	麻薬特例法の適用件数の推移 「	(平成4年7月施行~14年)
---------	------------------------	-----------------------

年次	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
業として行う不法輸入等(5条)(件)	1	3	2	4	23	24	20	18	34	18	43
薬物犯罪収益等隠匿(6条)	0	1	0	2	2	0	2	1	2	3	0
薬物犯罪収益等収受(7条)	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0

表1-16 コントロールド・デリバリーの実施件数の推移(平成10~14年)

年次	10	11	12	13	14
実施件数	29	19	29	28	26

表1-17 組織的犯罪処罰法の適用状況の推移(平成12~14年)

区分	12	13	14
組織的な犯罪の加重処罰(3条等)(件)	6	11	13
犯罪収益等隠匿(10条)	3	10	19
犯罪収益等収受(11条)	0	2	9
起訴前の没収保全命令(23条)	3	1	5

事例1 暴力団幹部が、管理売春で得た現金を含む犯罪収益等であることを知りながら、売春クラブからいわゆる 用心棒料として現金150万円を徴収したことに対し、組織的犯罪処罰法11条(犯罪収益等収受)を適用して検挙した(警視庁)。

事例2 暴力団関係者が、犯罪目的であることを知らない知人に銀行口座を開設させ、野球賭博を開張して得た現金約5,700万円を前記知人名義の口座に振込入金させて、犯罪収益を取得した事実を仮装したことに対し、組織的犯罪処罰法第10条(犯罪収益等隠匿)を適用して検挙した(京都)。

エ 通訳体制の整備

近年,アジア諸国等出身者を中心とする来日外国人犯罪の増加に伴い,アジア諸国等の言語の通訳人の需要が急増している。イで述べたとおり,都道府県警察においては,高い語学能力を備えた者を警察職員として採用し,取調べにおける通訳等に当たらせているが,警察部内でそのすべてに対応することは困難であり,通訳の一部を部外の通訳人に依頼して対応している。これらの部外通訳人に対しては,刑事手続等への理解を深められるよう,「通訳ハンドブック」等を配布したり,各種研修会等を開催している。また,通訳人の運用に当たっては,夜間等に突発的に発生する事件に迅速に対応するなどの必要があるため,都道府県警察に通訳センターを設置するなどして,その体制の整備に努めている。

なお、被疑者に対しては、刑事手続の流れ等について各国語の対訳を作成し、適宜被疑者に提示しながら通 訳人を介して説明するなど、被疑者の権利内容等の理解の徹底を図っている。



通訳体制整備のため実施している語学の研修会

オ 国際的な連携の強化

(ア)外国捜査機関との協力

国際犯罪の増加に伴って,外国捜査機関に対する各種照会や証拠資料の収集の依頼等を行うことが一層重要となり,従来に増してICPOルートや外交ルート等による外国捜査機関との情報交換を始めとした相互協力の必要性が高まっており,国際的な捜査協力は,国際組織犯罪の摘発に大きく貢献している。

過去10年間に警察庁が行った国際犯罪に関する情報の発信・受信件数は,表1-18のとおりであり,14年は5年と比べて2.1倍となっている。また,外国からの要請に基づき捜査共助を実施した件数及び外国に対して捜査共助を要請した件数は,表1-19及び表1-20のとおりであり,その大半はICPOルートによるものであるが,外国に対して捜査共助を要請した件数は,10年以降大幅に増加しており,14年は5年と比べて2.7倍となっている。

事例

我が国において台湾人が自動車窃盗を敢行し、被害自動車をそのまま又は解体して台湾に輸出していた組織的高級自動車窃盗事件について、2002年(14年)6月以降、ICPOルートを通じて台湾警政署と相互に捜査共助を実施した結果、既に我が国で窃盗罪で検挙していた台湾人4人に関する裏付け捜査を遂げた一方、台湾警政署では、我が国側が提供した情報に基づいて、被害自動車を台湾で販売していた台湾側首謀者を検挙し、多数の被害自動車を押収、その一部が被害者に返還されるに至った(兵庫)。

区分	欠 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
総数(件)	9,073	8,703	8,877	8,228	9,347	10,526	11,844	15,568	17,342	19,117
警察庁からの発信数	1,894	1,605	1,727	1,902	1,938	2,147	2,123	2,468	2,585	2,787
警察庁の受信数	6,069	5,778	6,101	5,473	6,538	7,416	8,846	11,815	13,215	14,132
国際手配書の受理数	1,110	1,320	1,049	853	871	963	875	1,285	1,542	2,198

	表1-19	外国からの要請に基づき捜査共助を実施した件数の推移(平成5~14年)
--	-------	------------------------------------

区分	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
ICPOルート(件)	673	687	716	886	788	944	1,090	1,346	1,106	827
外交ルート	6	9	10	16	9	10	11	9	10	19

表1-20 外国に対して捜査共助を要請した件数の推移(平成5~14年)

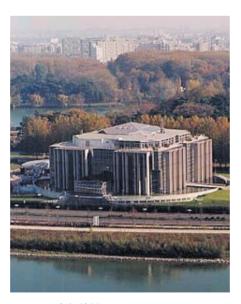
区分	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
ICPOルート(件)	318	296	293	295	288	451	494	719	774	871
外交ルート	7	5	3	6	10	12	9	13	24	15

(イ)国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)との協力

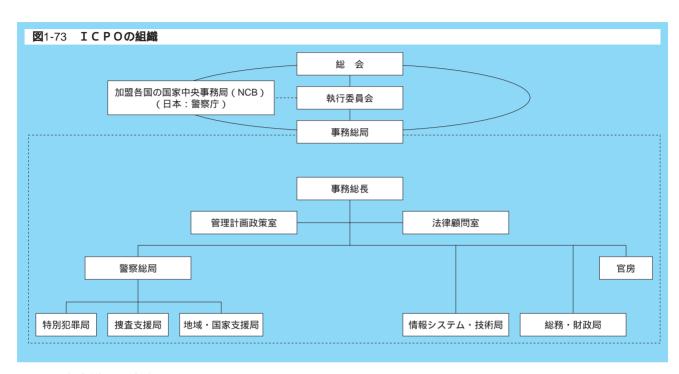
ICPOは,国際犯罪捜査に関する情報交換,犯人逮捕と引渡しに関する円滑な協力の確保等の国際的な捜査協力を迅速かつ的確に行うための各国の警察機関を構成員とする国際機関であり,2002年(14年)末現在,181か国・地域が加盟している。

ICPOにおいては,各種の国際組織犯罪に関連する会合を開催しており,警察庁からもこれらの会合に積極的に参加している。

このほか,警察庁では,捜査協力の積極的実施,事務総局への警察職員の派遣,分担金の拠出等により,I CPOの活動に貢献している。



ICPO本部外観



(ウ)国際会議への出席

国境を越えて引き起こされる国際犯罪に対処するためには、国際的な捜査協力が不可欠であることから、近年、サミット等の国際協議の場においても国際犯罪対策が重要なテーマとなっている。

警察では、犯罪の国際化に伴い、その防止、捜査及び検挙に向けて関係諸国との協議を行っている。2002年(14年)中に警察職員が出席した主な国際会議は、表1-21のとおりである。

-21 警察職員が出席した主な	国際会議
月日	会議名
1.29 ~ 2.1	FATF (金融活動作業部会)全体会合(香港)
2.18 ~ 2.20	G8国際組織犯罪対策上級専門家会合 (カナダ)
2.18 ~ 2.22	ICPOアジア地域会議(スリランカ)
2.27 ~ 2.28	ICPO人の密輸に関する作業部会 (フランス)
4.16 ~ 4.25	第11回国連犯罪防止刑事司法委員会(オーストリア)
4.29 ~ 5.1	G8国際組織犯罪対策上級専門家会合 (カナダ)
5.7 ~ 5.8	FATF特別全体会合(イタリア)
5.13 ~ 5.14	G8司法・内務閣僚級会合(カナダ)
5.14 ~ 5.17	第18回環太平洋関税会議(米国)
5.22 ~ 5.23	ICPO国際支払いカード詐欺会議 (フランス)
6.4 ~ 6.7	APG (アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ)年次会合 (オーストラリア)
6.17 ~ 6.28	国連腐敗対策条約会合(オーストリア)
6.18 ~ 6.21	FATF全体会合(フランス)
9.23 ~ 9.24	ICPO国際組織車両犯罪シンポジウム (オランダ)
10.9 ~ 10.11	FATF全体会合(フランス)
10.21 ~ 10.24	ICPO総会 (カメルーン)
10.23 ~ 10.25	G8国際組織犯罪対策上級専門家会合 (カナダ)
11.19 ~ 11.21	FATF犯罪類型分析専門家会合(イタリア)

(2) 暴力団対策の充実強化

ア 暴力団周辺者対策の強化

暴力団対策法の施行によって,暴力団組織を離れた者が,依然として暴力団の実質的な支配の下に,政治団体や社会運動団体を装い,又は企業等の経済活動を装って暴力団の資金獲得活動を図る動きが強まってきた。

暴力団員等によるこうした暴力団対策法の規制を逃れるための資金獲得活動を許せば,暴力団対策法の効果が薄れることになる。指定暴力団の構成員ではないが,その威力を背景として違法又は不当な行為を行うえせ 右翼,えせ同和行為者,暴力団関係企業に対しては,指定暴力団の資金基盤を支える者として,その違法行為 の徹底検挙と不当な行為に対する行政命令の的確な発出に努めていく必要がある。

イ 表の経済社会からの暴力団排除

(ア)業からの暴力団排除

平成11年2月,債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」という。)が施行された。同法は,

- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配する株式会社
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等に就任している株式会社
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ,又はその業務の補助者として使用するおそれのある株式会社

を債権管理回収業の許可に関する欠格要件とし、法務大臣は、債権管理回収業の許可をしようとするときは、警察庁長官に対して、許可申請者がこれらの欠格要件に該当するか否かについて、意見聴取できることとした。また、同法は、警察庁長官が、既に債権管理回収業の許可を受けている株式会社について、これらの欠格要件に該当すると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、法務大臣に対して、当該債権管理会社に対して適切な措置を講ずべき旨の意見を述べることができることとした。

その後,廃棄物処理法に定める産業廃棄物等の処分,運搬業等,使用済み自動車の再資源化等に関する法律に定める解体業者及び破砕業者についても,サービサー法と同様の仕組みが,法律の規定により設けられた。また,特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人の認証・監督についても,所轄庁と警察当局との連携についての規定が設けられた。

暴力団の不透明化が進行し、各種の業に進出して資金獲得活動を行っている事態を踏まえれば、これらの規定は極めて有効であり、今後も、暴力団員の介入により、業の適正が歪められるおそれが高い業態等については、同種の規定が設けられるように努めていく必要がある。

(イ)公共工事からの排除

公共事業から暴力団を排除するため,事業の発注者である地方公共団体の指名停止基準に暴力団排除条項を盛り込むことを従前から関係機関に申し入れており,今後も地方公共団体との情報交換等連携を密にするとともに,「暴力団排除に関する合意書」を締結するなど,公共事業からの暴力団排除を積極的に推進していく必要がある。14年末までに全国3,287地方公共団体の6割以上,2,131地方公共団体において,指名停止基準に

暴力団排除規定が整備されている。

(ウ)行政対象暴力排除

第1節で述べたように,近年,暴力団等の反社会的勢力は,企業に対する不当な要求のみならず,地方自治体等の行政機関やその職員に対しても,機関誌の購読,賛助金の提供等の不当な要求を執拗に繰り返しており, これに応じた地方公共団体等もみられた。

公共工事や公共施設等からの暴力団排除を実効あるものとするためには,各種の行政を担当する公務員等が,暴力団等に屈しない強い意志とそのためのノウハウを身に付けるとともに,行政に暴力団等が不当に介入できない仕組みを構築していき,「行政からの暴力団排除」を重要な課題として推進していく必要がある。

このことを踏まえ,警察庁では,都道府県警察に対して,弁護士会,都道府県暴力追放運動推進センター等と連携した上で,

- ・行政機関の職員を対象とした暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者講習の開催
- ・行政機関との連絡窓口の設置
- ・行政機関を対象とした違法・不当な行為の取締りの強化

等を推進するよう指導しているところである。

また,15年7月,警察庁の主催により,国の行政機関等又はその職員を対象とする行政対象暴力の未然防止とその排除の徹底を図るため,警察庁暴力団対策部長を議長とし,関係省庁等の課長級職員により構成する行政対象暴力対策連絡会議が開催され,

- ・行政対象暴力の実態把握
- ・排除意識の高揚,組織的対応の確立等の排除対策の推進
- ・行政対象暴力に関する情報を関係省庁間で共有するための情報センターの設置

等を申し合わせた。

ウ 暴力団の国際化への対応

第1節で述べたとおり,暴力団員が,日本国内の来日外国人等によって構成された犯罪組織,海外に本拠を有する国際犯罪組織等と連携して,各種犯罪を敢行する現状に対応するためには,捜査機関においても国際的な協力体制を強化し,情報交換等を積極的に推進していく必要がある。

警察庁では,元年以後,「アジア地域組織犯罪対策セミナー」を毎年開催し,東南アジア,中国等のアジア諸国と組織犯罪対策の手法等について情報交換,協議等を行ってきた。

また,多数の暴力団員の渡航先となっている韓国とは,情報連絡担当者を両国の警察当局に相互派遣し,平 素から,犯罪組織の動向等に関する情報交換を緊密に行っている。

さらに中国とは,11年以後,中国公安部長と我が国の国家公安委員会委員長が,集団密航事件への暴力団の関与,国際組織犯罪に対する両国の協力等について,継続的に意見交換を行っている。

暴力団の国際化へ対処するためには、このような国際的な協力関係の構築を一層緊密化させていく必要がある。



アジア地域組織犯罪対策セミナー

エ 暴力団被害者への支援強化

暴力団対策法の施行を契機に,暴力団組事務所の撤去や使用差し止めの請求訴訟,暴力団員による不法行為に対する損害賠償請求訴訟等,民事訴訟という手段によって暴力団を排除し,また,その不法行為による被害を回復しようとする動きが活発化した。

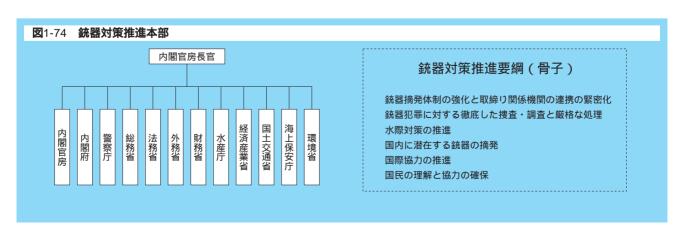
こうした動きの中で,実行行為者である暴力団組員の不法行為責任のみならず,暴力団組長の共同不法行為 責任(民法第719条)や使用者責任(同法第715条)を認める判決もみられるようになった。今や暴力団組長 等の民事責任を追及する民事訴訟は,被害者の救済はもとより,暴力団に経済的打撃を与えるという点におい て,暴力団対策上の有効な手段となっている。

今後も弁護士会との緊密な連携の下に,暴力団情報を訴訟当事者に提供するなどして民事訴訟支援を更に推進していくことが重要である。

(3)銃器対策の充実強化

ア 政府における総合的な銃器対策の推進

厳しい銃器情勢に対処するため、平成7年9月、内閣官房長官を本部長とする「銃器対策推進本部」が設置され、同年12月、「銃器対策推進要綱」が決定された。各省庁においては、毎年度「銃器対策推進計画」を策定し、相互に緊密な連携を図りながらその諸対策を推進している(図1-74)。



イ 銃器摘発の推進

警察は、暴力団等犯罪組織によるけん銃密輸・密売事件や武器庫等の摘発を重点とした取締りを行うほか、 水際での銃器取締りを強化するため、税関、海上保安庁等との共同捜査や合同訓練の実施、連絡協議会の開催 等関係機関との連携を推進している。



合同訓練

事例 14年9月,北海道警察(79人,車両19台,ヘリコプター1機),函館税関(33人,車両3台,監視艇1隻) 及び第一管区海上保安本部(32人,車両2台,ヘリコプター1機,巡視艇等2隻)は,小樽市内及び小樽港において銃器・薬物密輸入事件を想定した合同訓練を実施した。

ウ 国連銃器議定書の早期締結

銃器議定書は,国際組織犯罪防止条約(本条約)を補足する三議定書の一つとして位置づけられ,銃器,同部品及び弾薬の不正な製造及び取引を犯罪化するとともに,銃器への刻印,記録保管,輸出入管理等に関する制度を確立し,法執行機関間の協力関係を構築するための条約である。

我が国は,14年12月9日に銃器議定書に対する署名を行った。さらに,銃器議定書を締結することにより, 国際的に不正取引された銃器の追跡調査が容易になること,各国間の情報交換等の国際協力が更に円滑になる ことなどが期待されることから,今後,銃器議定書の早期締結に向けた作業を進めることとしている。

また,我が国のほかにも,銃器議定書を締結する国が増えるように,働きかけを積極的に行っていく必要がある。

エ 外国捜査機関等との連携

我が国への銃器の密輸入を防ぐためには外国捜査機関等との連携が不可欠である。

警察庁は,銃器取締りに関する国際協力の円滑化を図るとともに,関係国における適切な銃器規制に寄与するため,7年からODA事業の一環として,各国の実務担当者を毎年,東京に招いて「銃器管理セミナー」を

開催してきた。14年も外務省との共催により6月18日,19日の2日間開催し,アジア・太平洋地域の7か国から18人を招き,我が国の銃器鑑定技術の紹介及び技術の移転を行った。

また,国際銃器捜査の進展と情報交換等を目的として,5年から各国の捜査機関の幹部を招いて国際会議等 を開催しており,今後も,連携を一層強化していく必要がある。

事例

ロシア極東地域の治安当局幹部との協議

14年11月12日から15日までの4日間,ロシア極東地域と我が国の間のけん銃密輸入ルートの解明を図ることを目的として,ロシア極東地域の治安当局幹部を招へいし,両国の銃器対策を中心に協議を行った。



銃器管理セミナー

(4)薬物対策の充実強化

ア 政府における総合的な薬物対策

厳しい薬物情勢にかんがみ,平成9年1月,内閣官房長官を本部長とし総理府に置かれていた「薬物乱用対策推進本部」(昭和45年設置)は,閣議決定により,内閣総理大臣を本部長(国家公安委員会委員長は副本部長)とし内閣に設置されることとなった。

また,10年5月には,我が国が第三次覚せい剤乱用期にあるとの認識の下,「薬物乱用防止五か年戦略」が 策定された。同戦略では,第三次覚せい剤乱用期の早期終息と世界的な薬物乱用問題解決のための国際貢献を 基本目標とし,さらに,青少年の薬物乱用傾向の阻止,密売組織の取締りの徹底,密輸の水際阻止と密造地域 における対策の支援,薬物依存・中毒者の治療と社会復帰の支援を具体的目標として,関係省庁が連携して薬 物乱用対策を戦略的に講じることとなった。

しかしながら,14年中の覚せい剤事犯の検挙人員は,2万人に迫った9年と比較して減少しているものの,1万6,771人と高水準にあり,また,大量の覚せい剤が押収されているなど(第1節4(1)ア参照),依然として我が国は第三次覚せい剤乱用期にある。また,14年にはMDMA等の錠剤型合成麻薬や大麻樹脂の押収量が過去最高を記録するなど(第2章第6節「薬物犯罪の現状と対策」参照),新たな乱用薬物の拡大もみられ,我が国の薬物情勢は厳しい情勢にある。このため,関係省庁では,第三次覚せい剤乱用期の終息に向け,総合

的な対策を推進するための取組みを強化することとしている(15年7月29日,「薬物乱用対策推進本部」は,新たに「薬物乱用防止新五か年戦略」を策定するとともに,薬物の密輸入阻止のために緊急に水際対策を講ずるため,「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」を策定した。)。

イ 警察における薬物対策

(ア)薬物犯罪組織の壊滅

薬物の密売等は、仕入れ価格と末端価格の差が大きく莫大な収益を上げられ、また、薬物の依存性から安定した需要が確保されることから、暴力団等がその資金力と威力を拡大するために敢行する組織犯罪の典型である。警察では、4年に施行された麻薬特例法を活用し、厳正な科刑の獲得や薬物犯罪収益等のはく奪に努めるなど、人・資金の両面から薬物犯罪組織の壊滅に向けた取締りを推進しているところである。

しかしながら,薬物犯罪組織は,組織防衛を強化し,その手口を巧妙化させており,また,末端の密売人を 検挙しても組織実態に関する供述を得にくくなっているなど,その取締りは困難となっている(第1節4(3) 参照)。麻薬特例法のほか,11年には組織的犯罪処罰法及び通信傍受法等が制定されるなど,各種立法措置が 講じられているが,今後,これら法令を活用しつつ,薬物犯罪組織の実態解明を進めるとともに,組織の中枢 に位置する者を摘発し,薬物犯罪組織の壊滅を進めていくこととしている。また,組織実態の解明等のための 捜査手法の研究にも努めていく必要がある。

(イ)需要の根絶

薬物乱用は,乱用者自身の精神,身体を触むばかりでなく,社会の安全を脅かすものであることに加え,薬物乱用者の存在が薬物の需要を生み,薬物犯罪組織の維持・拡大を支えている。薬物対策を推進するためには,薬物犯罪組織に対する取締りとともに,薬物の需要を根絶することが重要である。このため,末端乱用者に対する取締りを徹底するとともに,広報啓発活動,相談活動等を充実し,薬物乱用を拒絶する社会環境を構築していくこととしている。

(ウ)国際協力の推進

薬物の不正取引は,薬物犯罪組織により国境を越えて行われ,一国のみでは解決できない問題であることから、サミット,国際連合等の国際的な枠組みの中でも,地球規模の重大な問題として,その解決に向けた取組みがなされている。警察では,これらに積極的に取り組むとともに,薬物生産国等における薬物問題への取組みを支援するため,国際協力事業団(JICA)が14年から実施している「薬物対策地域協力プロジェクト」(タイを拠点として,ミャンマー,ラオス,カンボジア及びベトナムを対象とする。)に薬物専門家を派遣するなど,薬物対策に関する技術の移転を行っており,今後も,国際協力を推進していくこととしている。

また,国境を越えて行われる薬物の不正取引に対処するため,海外の取締機関等との情報交換を密にして, 海外における薬物犯罪組織の活動実態を明らかにするとともに,海外の取締機関等と協同した捜査を推進していく。

2 深刻化する組織犯罪の脅威と取締り戦略

組織犯罪は,国民生活の安全を脅かし,行政や経済を蝕み,我が国社会の健全な発展を阻害する大きな要因となっている。暴力団を始めとする各種の犯罪組織は巨額の不法収益をめぐって相互の結び付きを深めており, それが犯罪組織全体の勢力の一層の拡大につながっている。

このような我が国社会が直面する組織犯罪の脅威に対処するためには,あらゆる関連情報を集約し,警察の関係部門はもちろん,関係各機関や関係各国が緊密に連携を図ることが必要である。その上で,統一的な戦略の下,組織構成員を検挙し,不法収益をはく奪し,禁制品を押収しなければ,犯罪組織を壊滅させることはできない。

今後,戦略的な取組みを徹底するためには,警察が,従来の部門の枠にとらわれることなく,体制の整備等 を進めていく必要がある。

(1)犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な取組み

組織犯罪対策を推進するに当たっては,暴力団対策,薬物・銃器対策,来日外国人犯罪対策に係る業務を総合的に俯瞰し,犯罪の実態につき横断的に分析を加えた上,犯罪組織の壊滅に向けた戦略的取組みを実施しなければならない。

特に,組織の末端構成員ではなく中枢で組織を動かしている者を検挙するための方策,組織の資金源に関する事件を検挙するための方策等,犯罪組織の壊滅に向けた方策を検討し,これら事件化に当たっては,現在,部門間や都道府県間において捜査が競合することにより効果的に組織犯罪対策が推進できていない場合もあることから,警察庁が適切な役割を果たしつつ,捜査調整を可能とする仕組みを導入することが必要である。

このような取組みを具体的に検討するに当たっては、警察にはない権限、情報、装備資機材等を有する入国管理局、税関、海上保安庁等の関係機関との合同取締りが有効であることから、これらの関係機関との連携・協力を一層強化することが必要となる。また、国際犯罪組織によるヒト、モノ、カネの密輸事犯に対しては、関係各国との情報交換や取締り協力の強化が不可欠である。

(2)情報の集約及び分析

(1)で述べたような戦略的取組みを実施するためには、犯罪組織の実態に関する複合的な情報分析を行い、犯罪組織の構成や指揮命令系統等を明らかにしておかなければならない。そこで、これまで、警察の組織犯罪対策は、暴力団関係は暴力団対策部門が、来日外国人犯罪は罪種ごとの事件担当部門が、薬物関係は薬物対策部門が、銃器関係は銃器対策部門がそれぞれ実施してきたところであるが、今後は、それぞれの部門が培ってきたノウハウや知見を活かしつつ、幅広く収集した情報を集約し、横断的・多角的な分析を加えていくことなどが必要となっている(図1-75)。

ア 情報の集約

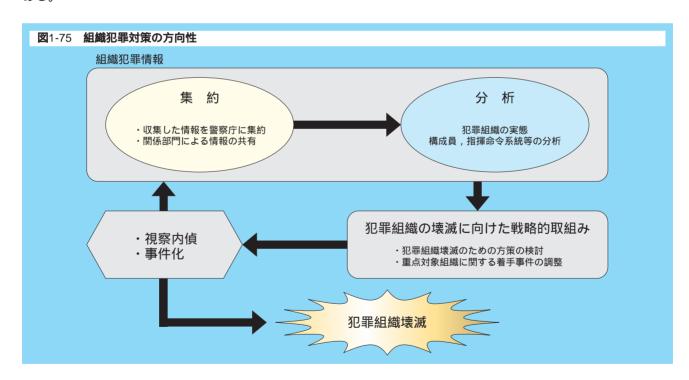
組織犯罪対策を推進するために収集すべき情報は、犯罪組織の人的構成等、広く関係部門において共有されるべき情報と、特定の事件に関する情報等関係部門のみが保有するべき情報とに分類されるが、情報集約の観点からは、いずれの情報についても分析の対象として警察庁に集約しなければならない。部門間の情報共有を可能とすべく、平成15年4月から組織犯罪対策情報管理システムが運用されているところであるが、今後は、

このシステムがより組織犯罪対策に役立つものとなるよう,活用方法等を更に検討することが必要である。また,組織の動静に関する情報等システムによりカバーできない情報に関しては,各都道府県警察本部に捜査分野ごとに設置された情報官を通じ警察庁の対応する捜査分野の情報官に集約することが必要である。

イ 情報の分析

警察庁の関係部門においては,犯罪組織の一般的動静についての分析を行っているが,今後は,犯罪組織の人的構成等の幅広い情報についても的確に分析を行わなければならない。また,警察庁の関係部門においては,都道府県警察から報告を受けた事件関係情報に個別に分析を加えた上で都道府県警察への指導等に反映させるなどしているが,その分析結果は,それぞれの部門内にとどまっている。暴力団,薬物銃器犯罪組織,国際犯罪組織は,犯罪の多様化が進むなか,相互に関連性を有し,各種犯罪を敢行するようになっていることから,今後は,これら関連性をも十分考慮に入れ情報の分析を行うことが必要である。

事件情報に関する分析が今後も引き続き重要となることは言うまでもないが,今後は,組織実態に着目した 分析を実施し,相互に関連する犯罪組織の実態を浮き彫りにするための複合的な情報分析を行うことが必要で ある。



(3)組織の整備・総合的な取組み

暴力団犯罪,組織化された来日外国人による犯罪,組織を背景としたけん銃事犯及び薬物事犯等の組織犯罪について,(1)及び(2)で述べたような取組みを円滑に行うためには,警察が,組織・人員の効率的な運用を始めとする合理化を徹底するとともに,従来の部門の枠にとらわれることなく,組織体制を整備することが必要である。このため,多くの都道府県において,組織犯罪対策のための体制が整備されてきている。

事例1
神奈川県警察では、平成14年1月に、警察本部長を長とし、生活安全部、刑事部、警備部の関係各課長・課員からなる「組織犯罪対策本部」と、その事務局として「組織犯罪対策室」を設置し、各部門での経験を生かした総合力の発揮、情報の一元化による犯罪組織の実態解明と壊滅、関係機関との連携強化等、組織犯罪対策を強力に推進している。

さらに,15年2月には,各都道府県ごとに情勢に合わせた自主的な取組みが可能となるよう警察法施行令が 改正され,「警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準」が弾力化された。これを受け,警視庁では,15年 4月,組織犯罪対策部を設け,新たな総合的な体制を整備した(第9章第3節「我が国の警察組織」参照)。

警察では,引き続き,組織犯罪対策に関する総合的な取組み,警察庁及び都道府県警察の組織の在り方について,不断の検討を行うこととしている。

事例2
警視庁では、15年4月、刑事部にあった捜査第四課、暴力団対策課、国際捜査課、生活安全部にあった銃器薬物対策課、国際組織犯罪特別捜査隊、公安部にあった外事特別捜査隊の各課・隊を移行・再編して、組織犯罪対策部を新設した。これまで同庁では、13年9月に組織犯罪対策本部を設け、関係各部の連絡調整を密にして組織犯罪に対応してきたが、組織犯罪対策部を独立させて新設することで、より一体的な対策の推進を目指している。

(4)新たな捜査手法等についての検討

近年,犯罪が国際化,多様化したこと,被疑者の権利意識が変化したことなどにより,被疑者の取調べにおいて,犯罪の核心に触れる供述を得ることが困難となっており,その結果,更なる事件捜査の発展や新たな証拠等の発見・入手等が難しくなっている。

特に外国人の被疑者については,犯罪について供述するとかえって刑が重くなる,共犯者のことをしゃべると後で組織から凄まじい報復を受けるなどの理由から,取調べにおいて黙秘を続けることが多い。

こうしたことが検挙件数の減少にもつながっており,年々増加する認知件数と相まって,近年の検挙率低下の大きな要因となっている。

このような状況を克服し,我が国の良好な治安を回復するためには,従来とは異なる手法により捜査情報等を入手し,物証その他の客観的資料を確保する方策を検討しなければならない。

近年では、麻薬特例法により、コントロールド・デリバリーの手法が導入されたり、通信傍受法により、一定の犯罪について通信の傍受が可能とされたりするなど、新たな捜査手法を可能とする法令の整備が進んでいる。今後も、法整備の必要性等も念頭に置きつつ、組織犯罪の取締りに資する新たな捜査手法の検討を進めることが必要である。

また,暴力団員の違法行為について,当該暴力団の代表者等に対する責任を追及し,暴力団被害者の救済を 充実させるための法制の整備を検討する必要がある。